
岩 泉 町 地 域 防 災 計 画

令 和 7 年 度 修 正 版



令和7年7月27日 岩泉町総合防災訓練

岩 泉 町 防 災 会 議

令和8年5月19日

用語凡例

1 略語

町 本 部	岩泉町災害対策本部
県 本 部	岩手県災害対策本部
地 方 支 部	岩手県災害対策本部地方支部
町 計 画	岩泉町地域防災計画
県 計 画	岩手県地域防災計画
町 本 部 長	岩泉町災害対策本部長
県 本 部 長	岩手県災害対策本部長
防 災 関 係 機 関	指定行政機関及び指定地方行政機関、県、市、その他地方公共団体の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
消 防 機 関	宮古地区広域消防組合消防本部、岩泉消防署、岩泉町消防団

2 読替

県 本 部 長	岩手県知事
県 地 方 支 部 長	宮古地域振興センター長
町 本 部 長	岩泉町長
副 本 部 長	岩泉町副町長、教育長
本部支援室統括	危機管理監又は本部長が指名した者
総 務 部 長	総務課長
政 策 部 長	政策推進課長
税 務 部 長	税務出納課長
町 民 生 活 部 長	町民課長
保 健 部 長	健康推進課長
農 林 水 産 部 長	農林水産課長
土 木 部 長	地域整備課長
商 工 部 長	経済観光交流課長
防 災 部 長	消防防災課長
水 道 部 長	上下水道課長
教 育 部 長	教育次長
議 会 部 長	議会事務局長

本編 目次

提言・指針

- 第1節 防災体制の整備に関する提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 岩泉町防災体制強化の指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第1章 総則

- 第1節 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1-1
- 第2節 町民の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1-1
- 第3節 計画の主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1-1
- 第4節 災害時における個人情報への取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1-2
- 第5節 岩泉町防災会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1-2
- 第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・ 1-1-4
- 第7節 郷土の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1-12
- 第8節 災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1-15
- 第9節 防災対策の推進方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1-15

第2章 災害予防計画

- 第1節 防災知識普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-1
- 第2節 地域防災活動活性化計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-4
- 第3節 防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-6
- 第4節 防災気象情報収集・伝達体制整備計画・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-8
- 第5節 通信確保計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-9
- 第6節 避難対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-10
- 第7節 要配慮者の安全確保計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-19
- 第8節 食料・生活必需品等の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-24
- 第9節 孤立化対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-26
- 第10節 防災施設等整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-27
- 第11節 建築物等安全確保計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-28
- 第12節 ライフライン施設等安全確保計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-31
- 第13節 風水害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-36
- 第14節 雪害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-41
- 第15節 津波・高潮災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-44
- 第16節 土砂災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-46
- 第17節 火災予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-50
- 第18節 林野火災予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-54
- 第19節 農業災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-57
- 第20節 防災ボランティア育成計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-58
- 第21節 事業継続対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-60

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	1-3-1
第2節	気象予報・警報等の伝達計画	1-3-24
第3節	通信情報計画	1-3-28
第4節	情報の収集・伝達計画	1-3-31
第5節	広報広聴計画	1-3-37
第6節	交通確保・輸送計画	1-3-42
第7節	消防活動計画	1-3-52
第8節	水防活動計画	1-3-57
第9節	県、市町村等応援協力計画	1-3-59
第10節	自衛隊災害派遣要請計画	1-3-64
第11節	防災ボランティア活動計画	1-3-70
第12節	義援物資、義援金の受付・配分計画	1-3-73
第13節	災害救助法の適用計画	1-3-74
第14節	避難・救出計画	1-3-77
第15節	医療・保健計画	1-3-98
第16節	食料、生活必需品等供給計画	1-3-107
第17節	給水計画	1-3-111
第18節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	1-3-114
第19節	感染症予防計画	1-3-118
第20節	廃棄物処理・障害物除去計画	1-3-122
第21節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	1-3-129
第22節	応急対策要員確保計画	1-3-131
第23節	文教対策計画	1-3-134
第24節	農畜産物応急対策計画	1-3-138
第25節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	1-3-141
第26節	ライフライン施設応急対策計画	1-3-145
第27節	危険物施設等応急対策計画	1-3-157
第28節	海上災害応急対策計画	1-3-161
第29節	林野火災応急対策計画	1-3-164
第30節	防災ヘリコプター活動計画	1-3-170
第31節	応急除雪計画	1-3-172

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	1-4-1
第2節	生活の安定確保計画	1-4-4
第3節	復興計画の作成	1-4-9

地震・津波災害対策編	2-1-1
原子力災害対策編	3-1-1
資料編	4-1-1
様式編	5-1-1

提言・指針

第1節 防災体制の整備に関する提言

第1 計画の修正趣旨

平成23年3月11日午後2時46分ころに発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード9を記録（本町の震度は4）し、午後3時28分ころには小本地区に津波が襲来しました。この津波により、13人（小本地区で4人、町外で6人、関連死3人）の尊い命が奪われたほか、建物被害387棟、うち住宅202棟、漁港施設や港湾の損壊、漁船漁具の流失、農地の浸水など壊滅的な被害を受けました。

また、平成28年8月の台風第10号（以下、本提言・指針において「台風第10号」という。）は、8月30日に大船渡市付近に上陸し東北地方北部を北西に進み、かつてない河川氾濫や土砂災害などを引き起こしました。この台風により、岩泉町では26人（死者21人、関連死5人を含む）の犠牲者、33地区428世帯873人の孤立、約1,900棟の建物被害が発生し、被害総額は約420億（県施設を含む）円に上りました。

これらの災害経験を踏まえるとともに、岩手県地域防災計画等の修正、経年変化等を受け、岩泉町地域防災計画を修正します。

第2 岩泉町防災体制の確立

1 最大クラスの災害を想定した防災対策の充実

本町の防災対策は、東日本大震災での津波被害や台風第10号での風水害を経験し、従前の津波における想定被害や河川氾濫等による浸水地域の想定では不十分であったことが反省される。

このことから、これからの防災対策の充実のためには、東日本大震災や台風第10号以上の最大クラスの災害を想定し、防災対策の充実・強化を図る必要がある。

2 避難計画策定と安全な避難所確保と円滑な支援

東日本大震災での津波被害や台風第10号での風水害は、町民の尊い命が奪われるかつて無い大惨事となった。

町民の尊い命を守り、このような惨事を二度と繰り返さないためには、東日本大震災や台風第10号以上の最大クラスの災害を想定した確実な避難計画の策定が必要である。

また、浸水等が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の策定が必要となる。

策定された避難計画に基づき、防災機関や地域が一体となった訓練の実施、情報の共有化が必要である。

3 通信・情報の災害対策の強化

地震、津波、大雨災害により、停電や電話回線の寸断が生じ、固定電話や携帯電話、防災無線までも利用できず、衛星携帯電話も機能を十分に果たせず、情報が寸断される状況に陥った。様々な災害に対応した、多様な手段による情報伝達システムの構築が必要である。

4 食料や燃料の備蓄の促進及び輸送体制の整備

毛布・発電機・携帯トイレなど行政側で最小限備蓄しておくべきもののほか、民間企業や各団体等との応援協定の締結等による緊急輸送体制の整備、陸上輸送等のための燃料の確保が必要である。

5 防災体制の見直し

災害時には、防災担当課や福祉担当課等に業務が集中しがちであるため、町の活動体系を見直し、指揮命令系統及び情報処理機能の強化及び各部との情報共有を図る仕組みづくりが必要である。

また、地域振興協議会単位で設立している自主防災組織を中心とした防災体制の確立を図る必要がある。

第2節 岩泉町防災体制強化の指針

第1 指針の役割

「岩泉町防災体制強化の指針」は、「防災体制の整備に関する提言」を踏まえ、町民・企業等民間団体・行政等が力を合わせて防災体制を強化していくための5つの柱と早急に着手すべき主な取り組みをまとめたものである。

今後は、この指針に基づき、岩泉町地域防災計画の見直しや各種マニュアルづくりを行うとともに、災害に強いまちづくりを目指していく。

第2 岩泉町防災体制強化の指針

1 地震、津波、大雨の想定

地震や津波の規模は、想定より大きい可能性も視野に入れ、東日本大震災津波及び過去の最大クラスの地震、津波並びに従前の被害想定を踏まえ、「多重型防災」の防災対策を講じる。津波対策に当たっては、次の2つのレベルを想定する。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波、また、大雨対策に当たっては、想定し得る最大規模の洪水

2 避難計画の策定、避難所環境の整備

最大クラスの津波や大雨を想定し、津波、洪水、土砂災害からの避難計画を策定する必要がある。また、避難の長期化に応じた避難所環境の整備等が必要である。

【主な取り組み】

- (1) 緊急時避難場所及び避難所の見直し、避難所運営マニュアルの作成・普及
- (2) 災害時避難行動要支援者への支援体制の見直し
- (3) 要配慮者利用施設における避難確保計画策定、避難訓練等の徹底
- (4) 避難支援従事者の安全確保
- (5) 幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、女性等への配慮及びプライバシーの保護
- (6) 要配慮者利用施設、避難者への情報伝達方法の見直し
- (7) 仮設住宅建設用地の確保及び充足
- (8) 仮設住宅環境の充実
- (9) 防災文化の継承

3 通信・情報対策

災害の被害を最小限とするには、災害情報を迅速かつ的確に収集伝達することが大切である。孤立などを想定して様々な情報通信手段を確保するとともに、防災行政無線の強化等を図りながら、町民のニーズに対応した効果的な情報収集伝達体制の整備に努める。

【主な取組み】

- (1) 定期的な通信訓練等の実施
- (2) 消防団分団、避難所との通信手段、非常用電源設備の強化等
- (3) 非常用電源設備の燃料確保
- (4) 通信施設の津波流失防止対策
- (5) 防災情報伝達制御システムの活用
- (6) 防災行政無線エリア拡大整備
- (7) アマチュア無線団体等との連携

4 物資の備蓄・確保

物資の備蓄・確保も重要な取り組みのひとつである。平常時からの災害や孤立に備えた備蓄、応援協定等による緊急輸送体制の整備が急務である。

【主な取組み】

- (1) 指定避難所への食料、生活必需品、非常発電機等の配備
- (2) 食料・生活必需品等の家庭内備蓄の促進
- (3) 応援協定締結等による緊急輸送体制の整備
- (4) 陸上輸送等のための燃料の確保
- (5) 避難所以外の避難者に対する支援
- (6) 他市町村からの避難者に対する支援

5 防災体制の見直し

行政の災害対応力向上も、防災体制強化に向けた重要な取り組みのひとつである。平常時に町の各課等が持つ専門知識やネットワークを最大限に生かした防災体制づくりを進め、本部機能の強化を図るとともに、現地対策本部が迅速に対応できる体制づくりを進めていく。

また、自助・共助の防災力を強化するため、地域振興協議会単位で設立している自主防災組織を活性化する取り組みを促進する。

【主な取組み】

- (1) 災害対策本部の分掌事務及び設置基準の見直し
- (2) 町本部各部における平常時からの準備、体制強化
- (3) 指揮命令系統、情報処理機能の強化
- (4) 大規模災害時における町本部各部間の柔軟な対応
- (5) 自主防災組織と地元消防団、警察官等関係機関の連携強化
- (6) 自主防災組織の活動体制の構築及び資機材等の整備並びに訓練等の充実

本編

第 1 章 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき岩泉町防災会議が作成する計画であり、各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

第2節 町民の責務

町民は、「みんなで取り組む防災活動促進条例」（平成22年岩手県条例第49号）第4条に規定する県民の責務その他法令又は県計画若しくは町計画により、防災上の責務とされている事項については誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的に防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

また、同条例の定めるところにより、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。

第3節 計画の趣旨

この計画は、岩泉町の地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法の規定に基づくこの計画は、県計画に抵触するものであってはならない。

第4節 災害時における個人情報の取扱い

町は、保有個人情報を被災者支援のための事務又は事業の用に供する場合、被災者の負担軽減を図るとともに、被災者の生活再建に資することができるよう、被災者個人の権利利益を損なわない限りにおいて、必要に応じ、その利用及び提供を図る。この場合において、当該利用及び提供に当たっては、岩泉町個人情報保護条例（平成18年条例第4号）の規定により、個人情報の適切な取扱いを確保する。

第5節 岩泉町防災会議

第1 所掌業務

岩泉町防災会議の所掌業務は、次のとおりである。

- 1 岩泉町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 3 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務を処理すること。

資料編1-5-1 岩泉町防災会議条例

第2 組織

岩泉町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。

職名	区分	防災機関名
会長		岩泉町長
委員	指定地方行政機関	三陸北部森林管理署長
委員	指定地方行政機関	東北農政局岩手県拠点総括農政推進官
委員	指定地方行政機関	盛岡地方気象台次長
委員	岩手県知事部局内の職員	宮古地域振興センター所長
委員	岩手県知事部局内の職員	宮古保健福祉環境センター所長
委員	岩手県知事部局内の職員	岩泉林務出張所長
委員	岩手県知事部局内の職員	岩泉土木センター所長
委員	岩手県知事部局内の職員	岩泉普及サブセンター所長
委員	岩手県警察官	岩泉警察署長
委員	町の職員	岩泉町副町長
委員	教育長	岩泉町教育委員会教育長

職名	区分	防災機関名
委員	消防署長	宮古地区広域行政組合岩泉消防署長
委員	消防団長	岩泉町消防団長
委員	指定公共機関	東日本電信電話株式会社岩手支店災害対策室長
委員	指定公共機関	J Rバス東北株式会社盛岡支店長
委員	指定公共機関	東北電力ネットワーク株式会社宮古電力センター 所長
委員	指定公共機関	岩泉郵便局長
委員	指定地方公共機関	岩手県北自動車株式会社宮古地区統轄長
委員	指定地方公共機関	三陸鉄道株式会社運行本部長
委員	指定地方公共機関	岩泉自動車運輸株式会社代表取締役
委員	指定地方公共機関	岩手県済生会岩泉病院長
委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者	岩泉地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者	小川地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者	大川地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者	小本地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者	安家地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者	有芸地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者	岩泉町婦人消防連絡協議会長
委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者	岩泉町防災士連絡協議会女性部会長
委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者	岩泉女性連絡会議おじゃんこの会事務局長
委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者	食生活改善グループいわいずみ会長
委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者	岩泉町社会福祉協議会長
委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者	NPO法人クチェカ事務局長

第3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

資料編1-5-2 岩泉町防災会議運営規程

第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

1 町及び広域行政組合

町は、基礎的な地方公共団体として、地域及び地域住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域及び地域住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域及び地域住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 町及び広域行政組合

機関名	業務の大綱
町	(1) 町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置・運営に関する事。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。 (3) 防災訓練の実施に関する事。 (4) 防災知識の普及及び教育に関する事。 (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。 (6) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関する事。 (7) 災害応急対策の実施に関する事。 (8) 町の管理に属する被災施設の復旧、地域の復興に関する事。 (9) その他防災に必要な事務に関する事。
宮古地区広域行政組合 〔岩泉消防署〕	(1) 消防業務に関する事。 (2) 救急及び救助業務に関する事。 (3) 災害予防対策の実施協力に関する事。 (4) 災害応急対策の実施協力に関する事。

2 県

機関名	業務の大綱
県	(1) 県防災会議、災害対策本部、災害特別警戒本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。 (3) 防災訓練の実施に関する事。 (4) 防災知識の普及及び教育に関する事。 (5) 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関する事。 (6) 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関する事。 (7) 災害応急対策の実施に関する事。 (8) 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事。 (9) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。 (10) 町及び他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関する事。

3 指定地方行政機関

機関名	業務の大綱
東北管区警察局	(1) 災害状況の把握及び報告連絡等に関すること。 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 (3) 防災関係職員の派遣に関すること。 (4) 関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 津波警報等の伝達に関すること。
東北財務局	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 (2) 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関すること。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 (4) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害査定の立会に関すること。 (5) 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
東北厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
東北農政局	(1) 国土保全事業の推進に関すること。 (2) 営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること。 (3) 種苗その他営農資材の確保に関すること。 (4) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関すること。 (5) 災害資金の融通に関すること。 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (2) 山火事防止対策に関すること。 (3) 災害復旧用材の供給に関すること。
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧に関すること。 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策に関すること。 (2) 電気、都市ガス等の応急復旧対策に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。
東北運輸局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。

機関名	業務の大綱
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	(1) 気象予報・警報等の船舶への周知に関すること。 (2) 海難救助、海上警備、治安維持及び海上交通の安全確保に関すること。 (3) 船舶交通の障害の除去及び海洋汚染・海上災害の防止に関すること。 (4) 救援物資、避難者等の海上・航空輸送に関すること。
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
東北総合通信局	(1) 通信の確保に必要な措置に関すること。 (2) 通信システムの被害状況等の把握に関すること。 (3) 関係業界団体の協力のもと通信機器の供給の確保に関すること。 (4) Lアラート（災害情報共有システム）の普及・促進に関すること。 (5) 非常通信協議会の指導育成に関すること。
岩手労働局	(1) 事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) 被災労働者の救済に関すること。 (3) 被災労働者の就労斡旋に関すること。 (4) 復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。
東北地方整備局 〔三陸国道事務所〕	(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 水防活動の指導に関すること。 (3) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。 (4) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。 (5) 港湾施設、海岸保全施設等の整備及び災害対策の指導及び協力に関すること。 (6) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。 (7) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。 (8) 災害対策支援に係る調整に関すること。

機関名	業務の大綱
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの実施・支援に関すること。 (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関すること。 (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 (5) 愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること。
東北防衛局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。
東北地方測量部	(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 (2) 復旧測量等の実施に関すること。

4 自衛隊

機関名	業務の大綱
陸上自衛隊 岩手駐屯地部隊	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

5 指定公共機関

機関名	業務の大綱
日本銀行盛岡事務所	(1) 災害時における通貨の供給確保に関すること。 (2) 災害時における非常金融措置の指導に関すること。
日本赤十字社岩手県支部	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 災害時における血液の確保供給に関すること。 (3) 救援物資の配分に関すること。 (4) 義援金の受付に関すること。 (5) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。

機関名	業務の大綱
東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ、 KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
日本通運(株)仙台支店 ロジスティクス第二部 北東北福山通運(株)盛岡支店 佐川急便(株)岩手支店 ヤマト運輸(株)岩手主管支店 岩手西濃運輸(株)	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)岩手支社〔宮古電力センター〕	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。 (3) 電力施設の災害復旧に関すること。
盛岡中央郵便局 〔岩泉郵便局〕	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。

6 指定地方公共機関

機関名	業務の大綱
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
(公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会 岩手県交通(株) 岩手県北自動車(株)	災害時における車両による緊急輸送に関すること。

機関名	業務の大綱
三陸鉄道(株)	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
(一社)岩手県高圧ガス保安協会	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。
(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会	(1) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、検案、身元確認及び処理の協力に関すること。
(一社)岩手県薬剤師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。
(公社)岩手県栄養士会	災害時における栄養管理に関すること。
(公社)岩手県看護協会	医療救護及び保健衛生に関すること。
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	(1) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 (2) 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
(一社)岩手県獣医師会	災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。
(一社)岩手県建設業協会 〔岩泉支部〕	(1) 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 (2) 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	業務の大綱
地区自主防災協議会	(1) 平常時における防災・減災意識の醸成に関すること。 (2) 災害時における共助活動の実施及び公助との協働に関すること。
小本川土地改良区	水門、水路、溜池等の施設の整備及びその防災管理に関すること。
(一社)宮古医師会	医療関係機関との連絡調整並びに医療防疫対策の協力に関すること。
農業協同組合〔JA新岩手岩泉支所〕 漁業協同組合〔小本浜漁業協同組合 小本河川漁業協同組合 安家川漁業協同組合 小本川漁業協同組合〕及び森林組合 〔岩泉町森林組合〕	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。 (2) 農林水産関係の町が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 (3) 被災農林漁家に対する融資及び融資の斡旋に関すること。 (4) 被災農林漁家に対する肥料、飼料、その他の資材の確保・斡旋に関すること。

機関名	業務の大綱
岩泉商工会	(1) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (2) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。 (3) 被災時における金融対策に関すること。
一般診療所 医院	(1) 受入れ患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 (2) 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
一般運送業者	災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	災害時における緊急通行車両、ライフライン施設等への燃料の優先的な供給に関すること。
ダム施設の管理者	ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡 総局 (株)毎日新聞社盛岡 支局 (株)読売新聞社盛岡 支局 (株)河北新報社盛岡 総局 (株)産業経済新聞社 盛岡支局 (株)日本経済新聞社 盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新 聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛 岡支局 (株)時事通信社盛岡 支局	(1) 災害状況及び災害対策についての報道に関すること。 (2) 県知事からの要請に基づく災害報道に関すること。 (3) 防災知識の普及啓発に関すること。
岩泉町婦人消防連絡 協議会	災害時における奉仕活動、協力に関すること。
食生活改善グループ いわいずみ会	災害時における奉仕活動、協力に関すること。
アマチュア無線クラ ブ	災害時における情報の提供、協力に関すること。

機関名	業務の大綱
岩泉町防災士連絡協議会	災害時における奉仕活動、協力に関すること。
岩泉町社会福祉協議会	(1) 岩泉町災害ボランティアセンターの設置及び防災ボランティアの調整に関すること。 (2) 災害時における奉仕活動、協力に関すること。
NPO法人クチェカ	(1) 災害ケースマネジメントにおける総合支援に関すること。 (2) 災害時における奉仕活動、協力に関すること。
いわてNPO災害支援ネットワーク	(1) 岩泉町災害ボランティアセンター及び防災ボランティアの中間支援に関すること。 (2) 災害時における奉仕活動、協力に関すること。

第7節 郷土の概況

第1 位置

岩泉町は、県の東北部に位置し、東方は太平洋に臨むとともに、西方は、盛岡市に接している。南方は宮古市に接し、また北方は久慈市に接するなど、3市1町3村に隣接している。

岩泉町の極範囲	極東	岩泉町小本茂師	東経 141° 57' 06"
	極西	岩泉町釜津田阿部館山	東経 141° 19' 03"
	極南	岩泉町釜津田高森	北緯 39° 40'
	極北	岩泉町安家遠別山	北緯 40° 24'

第2 面積

本町は、東西 51 km、南北 41 kmで、面積は 992.36k m²である。(国土地理院「平成 28 年全国都道府県市区町村別面積調」)

1 地目別面積

(令和 7 年 4 月 1 日現在 資料：税務出納課)

地 目 区 分	田	畑	山林	原野	牧場	雑種地
面 積 k m ²	4.40	15.72	797.31	33.53	6.42	2.99
構成比 %	0.4	1.6	80.3	3.4	0.6	0.3
地 目 区 分	宅地	その他	小計	池沼	計	
面 積 k m ²	3.07	128.91	992.35	0.01	992.36	
構成比 %	0.3	13.1	100.0	0.00	100.0	

2 標高別面積

地目 区分	50m 未満	50m 以上 200m 未満	200m 以上 400m 未満	400m 以上 600m 未満	600m 以上 800m 未満	800m 以上 1,000m 未満	1,000m 以上	計
面 積 k m ²	28.37	84.41	140.10	236.08	264.75	223.57	15.08	992.36
構成比 %	2.86	8.51	14.12	23.80	26.66	22.53	1.52	100.00

第3 人口

総人口は7,669人(4,000世帯)で、岩泉地区が約半数を占め、小川地区と合わせると全体の約7割を占める。また、高齢者の割合は4割を超えている。

(令和7年9月30日現在 資料：町民課)

地区		岩泉	小川	大川	小本	安家	有芸	合計
世帯数		1,880	855	276	673	230	86	4,000
男女別 人口	男性	1,746	785	271	696	210	73	3,781
	女性	1,887	802	254	686	183	76	3,888
	合計	3,633	1,587	525	1,382	393	149	7,669
年齢 階層別 人口	0 ～ 14 歳	340	85	15	108	5	11	564
	15 ～ 64 歳	1,667	666	205	702	129	59	3,428
	65 歳 以上	1,626	836	305	572	259	79	3,677
	65 歳以上割合(%)	44.8	52.7	58.1	41.4	65.9	50.30	47.95

第4 地勢・地質・気象・気候

1 地勢・地質

(1) 岩泉町は、四方を標高1,000m～1,300mの高地に囲まれ、地形は極めて陰阻である。耕地は少なく、林野率は高い。河川は、小川の国境及び大川の釜津田より源を発して太平洋に注ぐ流路延長96kmの小本川、安家森に源を発する安家川及び峠ノ神山に源を発する摂待川の3川があり、この流域に沿って帯状の耕地を有し集落を形成している。

(2) 地質は、中・古生層が約82%を占め、これに花こう岩が接し、また、安家地区より南に走る石灰岩は、岩泉地区に延びて鍾乳洞群を形成しているほか、第三紀層、閃緑岩及び石英斑岩類等を挟んでいる。土壌は、一般に中性を示している。

ア 町内の主な山(資料：岩泉町統計書 第11号 令和5年度版)

山名	位置	標高(m)	山名	位置	標高(m)
青松葉山	宮古市界	1,366	大森山	盛岡市界	1,005
サクトガ森	宮古市界	1,361	三巢子岳	岩手郡葛巻町界	1,182
堺ノ神岳	宮古市界	1,319	安家森	安家川上流	1,239
害鷹森	宮古市界	1,304	遠島山	久慈市界	1,263
上松森	宮古市界	1,249	天神森	久慈市界	1,207
峠ノ神山	宮古市界	1,230	蓮森	久慈市界	1,175
亀ヶ森	宮古市界	1,112	一杯森	小本川大川上流	1,186
阿部館山	盛岡市界	1,218	穴目ヶ岳	小本川小川上流	1,168
御大堂山	盛岡市界	1,196	高倉山	小本川大川上流	1,141

山名	位置	標高(m)	山名	位置	標高(m)
七兵衛頭	盛岡市界	1,162	黒森山	小本川及び安家川界	1,107
上明神山	盛岡市界	1,118			

イ 町内の川（二級河川）

水 系	河川名	延長 Km	指定区間		指 定 年月日
			上流端	下流端	
小本川	小本川	48.7	岩泉町門字三田貝川合流点	河口まで	昭和12年2月1日
小本川	大 川	45.6	岩泉町釜津田字櫃取	小本川合流点	昭和35年4月1日
安家川	安家川	27.9	岩泉町安家字松ヶ沢合流点	野田村界	昭和12年2月1日
小本川	清水川	5.7	左岸…岩泉町岩泉字小屋敷 右岸…岩泉町岩泉字神成	小本川合流点	昭和12年2月1日
小本川	長内川	2.9	左岸…岩泉町中島字長内 55 番地 右岸…岩泉町中島字中島 118 番地 2	河口まで	平成4年4月3日

ウ 町内の地質構成

地質別 面 積	古生層	中生層	第三紀層	第四紀層	花崗岩類	計
面 積 k m ²	810.51	4.36	16.07	26.00	135.98	992.92
地質別比率 %	81.63	0.44	1.62	2.62	13.69	100.00

2 気象・気候

町の西側は山岳地帯で、高燥寒冷な高原型の気候である。また、町の中心部は盆地型で酷暑となる場合があり、東側の沿岸地帯は海洋性で比較的温暖であるが、やませの影響を受けることがある。

アメダスによる町内の主な極値は、降水量が小本で観測した日降水量 484.0 mm、日最大1時間降水量 124.5 mm（2023年8月13日の大雨で観測）である。また日最大風速は小本で観測した 19.4m/s、月最深積雪は岩泉で観測した 97cm である。

〔気象の極値〕（資料：気象庁ホームページ）

【アメダス岩泉】

要 素	極 値	起 日	統計期間
日降水量	199mm	2007年9月7日	1976/4～2026/3
日最大1時間降水量	70.5mm	2016年8月30日	1976/4～2026/3
日最高気温	38.5℃	1994年8月12日	1976/11～2026/3
日最低気温	-17.1℃	1984年2月7日	1976/11～2026/3
日最大風速	16.8m/s 西南西	2012年4月4日	1976/11～2026/3
月最深積雪	97cm	2003年3月8日	1991/11～2026/3

【アメダス小本】

要 素	極 値	起 日	統計期間
日降水量	484.0mm	2023年8月13日	1977/10～2026/3
日最大1時間降水量	124.5mm	2023年8月13日	1977/10～2026/3
日最大風速	19.4m/s 東北東	2010年12月22日	1977/10～2026/3

第8節 本町の災害発生状況

第1 過去の主な災害発生状況

本町の過去の自然災害等の発生は、台風によるものが最も多く、次いで気象条件（異常気象）による災害が多い。

平成28年8月の台風第10号は本町に日最大1時間降水量70.5mm（30日・岩泉）、日降水量194.5mm（30日・岩泉 ※8月の平年値を超過）、日最大瞬間風速25.7m/s（30日・岩泉）を観測する暴風雨をもたらし、町内各地で土砂災害が発生したほか小本川や安家川などで大規模な氾濫が発生した。この災害により主要な交通軸が遮断され、33地区428世帯873人が孤立状態となったほか、死者が24人（関連死を含む）、建物被害が約1,900棟、被害総額は約420億円に上った。

また、令和元年東日本台風（10月・台風第19号）では、小本で1時間降水量93.5mm（13日）を観測するなど、建物の浸水76棟を始め、総額4.3億円に達する被害を受けた。

第2 明治29年以降の本町内の主な災害記録

[資料編1－8－1 岩泉町における主な災害記録](#)

第9節 防災対策の推進方向

町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を守るとは、町の基本的責務であり関係機関の協力を得てあらゆる手段、方法を用いてその万全を期さなければならない。

第1 今後予想される災害

本町の自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から、将来次のような災害の発生が予想される。

- 1 大雨等による洪水災害
- 2 局地的短時間大雨による災害
- 3 山地等崩壊災害
- 4 台風等による暴風災害
- 5 地震による地盤沈下、家屋倒壊等の災害
- 6 津波災害及び高潮、波浪による災害
- 7 豪雪災害
- 8 市街地や林野における大火災
- 9 危険物の爆発による災害

10 その他の特殊災害

第2 対策の重点

町は、予想される災害から、次の点に重点をおいて防災対策の推進を図るものとする。

- 1 防災知識の普及と防災意識の啓発
- 2 自主防災組織の育成及び活性化
- 3 防災訓練の実施
- 4 治山治水事業の実施
- 5 防災施設の整備

本編

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災意識の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT 等）の視点にも配慮することに加え、愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

- 2 町は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」との主体的な姿勢の元に、自主的な防災活動を展開することを支援するため、自主防災組織の育成、強化を促す。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 3 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

町（危機管理課）及び防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

- （1）町（危機管理課）及び防災関係機関は、職員に対し、災害時における適切な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会、検討会等を定期的に開催し、又は関係機関が開催する講習会等に参加させ、若しくは防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。また併せて「防災士」の取得促進を図る。

- （2）防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア 防災対策関連法令

イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項

ウ 災害に関する基礎知識

エ 災害を防止するための技術

オ 住民に対する防災知識の普及方法

カ 災害時における業務分担の確認

キ 過去の災害対応の教訓（東日本大震災、平成28年台風第10号災害など）

3 住民等に対する防災知識の普及

（1）町（危機管理課）は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

（2）町（危機管理課）及び防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催

イ インターネット、広報誌の活用

ウ 起震車等による災害の疑似体験

エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

オ 防災関係資料の作成、配布

カ 防災映画、ビデオ、スライド等の上映、貸出し

キ 自主防災活動に対する支援

（3）防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要

イ 気象情報、避難指示等の意味及び内容

ウ 平常時における心得

① 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路等を確認する。

② 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。

③ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。

④ いざというときの対処方法を検討する。

⑤ 防災訓練等へ積極的に参加する。

⑥ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。

⑦ 愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。

⑧ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

⑨ 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。

エ 災害時における心得、避難誘導

① 所在（居住または滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。

② 所在（居住または滞在）する自治体による防災対策に従う。

オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置

カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

キ 災害危険箇所に関する知識

ク 過去における主な災害事例（東日本大震災、平成28年台風第10号災害など）

ケ 災害に関する基礎知識

（4）防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。

（5）町（危機管理課）は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

（6）町（町民課）は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

（1）教育委員会及び学校は、児童、生徒等に対し、防災教育及び防災に関する教材（副読本）の充実を図るとともに、関係職員、父母等に対し、家族間で避難の方法を決めておく等、災害時における避難等に関する心得及び知識の普及を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と併せた防災教育の実施に努めるものとする。

（2）町（危機管理課、消防防災課）及び教育委員会は、防災士や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育ができるように、学びの出前講座を通じて支援する。

5 防災文化の継承

（1）町（危機管理課）及び防災関係機関は、東日本大震災、平成28年台風第10号災害などの過去の災害の経験や教訓を記録・保管して定期的に確認するとともに、次世代の職員等に継承し、防災を文化と捉え、「防災文化」として将来に生かすことにより、職員の災害対応力や地域防災力の向上を図る。

（2）町（危機管理課）及び防災関係機関は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

（3）住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、町（危機管理課）及び防災関係機関は、各種資料の活用等により、これを支援する。

6 国際的な情報発信

町（危機管理課）及び防災関係機関は、災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

7 防災と福祉の連携

町（危機管理課、町民課）は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

8 専門家の活用

町（危機管理課）は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家（気象防災アドバイザー等）の活用を図るものとする。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 町は、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 町は、町内の一定の地区内の住民等から町域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織の育成

- (1) 町（危機管理課）は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、集落の実情に応じて防火や避難などに特化した自主防災組織の育成、強化に努める。また、各組織の体制や活動の実態を把握し、効果的な活動計画、体制、取組等を他の地区に普及する。
- (2) 町（危機管理課）は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等を実施し、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。
- (3) 町（危機管理課）は、自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。

2 自主防災組織の活動

町（危機管理課）は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を平常時及び災害時に分けて定める。

なお、自主防災組織は日頃から自治会等と連携を図り、平常時の活動が災害時の活動に結びつくよう自助力及び共助力を高めることを意識し、地域の実情にあった活動を行う。

（１）平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 消火訓練、避難訓練、指定避難所運営訓練その他防災訓練の実施
- ウ 情報の収集、伝達、指定避難所の自治運営体制の確立
- エ 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
- オ 防災資機材等の備蓄及び管理
- カ 地域の危険箇所や孤立危険地区、避難場所等の把握、発災時や孤立時における地域内での連絡体制の構築

（２）災害時の活動

- ア 地域内の被害状況、孤立状況等の情報収集、町本部への伝達
- イ 住民に対する避難情報の伝達、確認
- ウ 安否確認及び避難誘導、避難行動要支援者の避難支援
- エ 出火防止及び初期消火
- オ 救出、救護活動の実施及び協力
- カ 炊き出し及び救援物資等の配分等、避難所運営に対する協力、自治運営体制の確立

第3 消防団の活性化

町（消防防災課）は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化及び消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進するため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

- 1 消防団の車両・資機材・拠点施設の充実強化
- 2 消防団員の必要な資格の取得など実践的な教育訓練の充実強化
- 3 表彰制度の充実等による処遇改善
- 4 競技会、行事等の開催
- 5 青年層、女性層及び公務員の消防団への加入促進
- 6 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第4 住民等による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。

- 2 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、町と連携する。
- 3 町は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、町地域防災計画の別冊計画として定める。
- 4 町は、計画提案の制度について、その普及に努める。
- 5 町は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第5 防災施設・資機材等の整備

町（危機管理課）は、防災知識の普及及び自主防災組織等育成の活動拠点となる施設並びに防災資機材の備蓄施設について岩泉町未来づくりプラン等により整備充実に努める。

資料編 2-2-1 自主防災組織等の現況

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

町及びその他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- 1 職員の防災に対する実務の習熟と実戦的能力のかん養
- 2 防災関係機関相互の協力体制の確立
- 3 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

- (1) 町（各課等）は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施主体となり、広く関係防災機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。
- (2) 訓練は、毎年1回以上、地域の実情に応じた適宜の時期に、実施日及び実施会場を設定し、定期的に実施する。

(3) 訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするように努める。

ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の職員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。

イ 実動訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実動により防災活動に習熟するため実施する。

(4) 地震、津波、風水害、火山噴火等の想定に基づき実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

ア 災害対策本部設置・運営訓練	ケ 水防訓練
イ 通信情報連絡訓練	コ 自衛隊災害派遣要請訓練
ウ 職員非常招集訓練	サ 要配慮者を対象とした訓練
エ 避難訓練	シ 遺体対応訓練
オ 避難所開設・運営訓練	ス 多言語対応訓練
カ 救出・救助訓練	セ 施設復旧訓練
キ 医療救護訓練	ソ 交通規制訓練
ク 消防訓練	

2 実施に当たって留意すべき事項

町（各課等）は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実地的な災害想定を行う。

(2) 広域的な訓練の実施

ア 町（各課等）は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

イ 広域応援体制の確立を図るため、近隣の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援要請訓練等を含む各種の訓練を実施する。

(3) 地域住民、教育機関等の参加促進

町（各課等）は、自主防災組織、ボランティア団体、NPO、ボランティア等、民間企業、非常 通信協議会、水防協力団体等各種団体に積極的な参加を呼びかけるとともに、地域住民に対する防災知識の普及啓発、防災意識の高揚、地域住民による訓練参加の促進を図る。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、こども園、小中学校、高等学校等の参加を得る。

(4) 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、町内外の主要防災関係機関の参加を得る。

特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣要請訓練及び指定される自衛隊による救援活動に係る各種訓練を実施する。

(5) 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

第4節 防災気象情報収集・伝達体制整備計画

第1 基本方針

災害による被害の防止・軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握を図るとともに、住民に適時・適切に、防災気象情報を提供できる体制を整備する。

第2 観測体制の整備等

町（危機管理課）は、町設置の雨量計をテレメータ化するとともに、町、県及び国（気象庁）が設置する雨量計の観測データをリアルタイムに自動収集し、災害発生の危険がある雨量を記録した場合は防災担当者に自動通報するシステムを整備する。また、県は小本川等の水位観測所の増設を推進する。

第3 伝達体制の整備

町（危機管理課）は、防災気象情報を適時・的確に把握し、報道機関等の協力を得て住民に周知する体制の整備に努める。

第5節 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 町及び防災関係機関は、災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、津波流失対策及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。また、通信施設等が破損した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。
また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。
- 3 効率的・効果的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- 4 町及び電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

第2 通信施設・設備の整備等

- 1 町防災行政無線
 - (1) 町（危機管理課）は屋外拡声器等の増設などにより、町防災行政無線の機能強化に努める。
 - (2) 町（危機管理課）はIP告知端末機器と町防災行政無線の連携機能の充実に努める。
 - (3) 町（危機管理課）は移動系設備の対象エリアの拡大に努める。
 - (4) 町（危機管理課）は防災行政無線その他の通信施設に係る非常用電源設備の整備等に努める。
- 2 防災相互通信用無線の整備
町（危機管理課）は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察、海上保安部等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

3 その他の通信施設

- (1) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、気象予報・警報等の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。
- (2) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化及び対浪化に努める。

4 災害時優先電話の指定

町（危機管理課）及び防災関係機関は、災害による輻輳時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

5 通信運用マニュアルの作成等

- (1) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資材及び要員の確保等に努める。
- (2) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、災害教訓や訓練結果に基づく通信運用マニュアルの見直し、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。
- (3) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に点検を実施する。

第6節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 町は、地震、津波、水害等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知を図る。
- 2 学校、病院及び社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難確保計画を作成し、避難確保に必要な手段、体制等の整備を図る。
- 3 町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2 避難計画の作成

1 町の避難計画

- (1) 町（危機管理課）は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下（避難所）という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者及びその他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を想定される災害の種別毎に作成する。

ア 高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの。）、避難難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法	
イ 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
ウ 避難場所等への経路及び誘導方法	
エ 避難場所等の管理	① 管理責任者 ② 管理運営体制 ③ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保 ④ 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段 ⑤ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法 ⑥ 電気、ガス、水道等設備が損壊した場合の復旧方法 ⑦ 医療機関との連携方法 ⑧ 避難収容中の秩序維持 ⑨ 避難者に対する災害情報の伝達 ⑩ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 ⑪ 避難者に対する各種相談業務 ⑫ 自主避難者に対する各避難所の随時開放体制
オ 避難者に対する救援、救護措置	① 給水 ④ 医療・衛生・こころのケア ② 給食 ⑤ 生活必需品の支給 ③ 空調 ⑥ その他必要な措置
カ 避難行動要支援者に対する救援措置	① 情報伝達 ② 避難誘導及び避難の確認 ③ 避難所等における配慮事項 ④ 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有 ⑤ 避難支援プラン（全体計画、個別避難計画）の策定 ⑥ 福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結 ⑦ 避難場所から避難所への移送手段の確保
キ 避難場所等の設備の整備	① 収容施設 ③ 給水施設 ② 給食施設 ④ 情報伝達施設
ク 住民に対する広報	
ケ 避難訓練の実施	

- (2) 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するように努める。

- (3) 避難計画作成に当たっては、危機管理課と関係課の連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導体制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。
- (4) 町（危機管理課）は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）令和3年5月）を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、本編中「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、町計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。
- (5) 町（危機管理課）は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川及びその他の河川について、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。
国土交通省、気象庁及び県は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
- (6) 避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、町による避難指示等の発令基準の策定又は見直しを支援する。
- (7) 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、こども園、放課後児童クラブ等との連絡、連携体制の構築に努める。
- (8) 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所等までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。
- (9) 避難計画の作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。

- (10) 避難計画の作成に当たっては、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- (11) 町（危機管理課）は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及び防災マップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、防災マップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所等など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。
- (2) 施設の管理者等は、町（危機管理課）、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- (3) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを町（危機管理課）に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

資料編 2-6-1 災害危険区域内要配慮者利用施設一覧

- (4) 町（危機管理課）は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努める。
- (5) 学校、こども園、放課後児童クラブ等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定める。
- (6) 病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。
- (7) 観光施設等、不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難指示等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

3 広域避難及び広域一時滞在

- (1) 町（危機管理課）は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

- (2) 町（危機管理課）は、災害が発生し、自らの地域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他都道府県への位置的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- (3) 町（危機管理課）は、広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

- (1) 町（危機管理課）は、次の事項に留意し、施設管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。
- この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて候補施設の調査を行い、随時見直しを行う。
- (2) 町（危機管理課）は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

避難場所	ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。 イ がけ崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。 エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上（新型コロナウイルス感染症に対応する場合、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン等を参考に設定）とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を受け入れることができる場所であること。 オ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。 カ 津波に対する避難場所は、海に通じる溝、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、住民が短時間で避難が可能な場所であること。 キ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。
------	---

避難所	ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 オ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。 カ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。 キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものであること。 ク 避難生活の長期化に考慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等も考慮すること。
-----	--

(3) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを住民等へ周知するよう努める。

(4) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(5) 町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

(6) 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(7) 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

- (8) 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。
- (9) 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (10) 町（危機管理課）は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- (11) 町（危機管理課）は、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
- (12) 町（危機管理課）は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- (13) 町（危機管理課）は、指定緊急避難場所や避難所に愛玩動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における愛玩動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

資料編 2-6-2 指定避難所及び避難場所一覧

2 避難道路の選定等

町（危機管理課）は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

- (1) 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
- (3) 津波、浸水等の危険がない道路であること。
- (4) 避難路は、原則として相互に交差しないこと。
- (5) 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえで、交通規制計画を定めることとする。

資料編 2-6-3 避難路の指定について

3 避難場所等の環境整備

(1) 町（危機管理課）は、次の事項に留意し、平常時から避難場所等の環境整備を図る。

- ア 住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備
- イ 非常用電源の配備とその燃料の備蓄
- ウ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置
- エ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
- オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- カ 段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、暖房器具、暖房施設等の整備
- キ 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した環境の整備
- ク プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備
- ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備

(2) 町は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

(3) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第4 避難所の運営体制等の整備

町（危機管理課）は、指定避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ指定避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民、自主防災組織等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮に努める。

- 1 マニュアルには、避難者の受け入れスペースの設定、情報連絡、住民組織等の協力事項、プライバシー確保、ストレス防止策、ペット対策、マスコミ取材対応ルールなどを具体化し、開設に必要な資機材とともに各避難所に配備する。
- 2 訓練は、図上訓練（HUG）や実動訓練（湧き水の利用、太陽光発電設備の切り替え作業などを含む。）など実践的な方式とし、自主防災組織、要配慮者など多様な主体が参加するよう努める。
- 3 指定避難所の開設にあたる職員を派遣することが困難と予想される施設については、近隣の自主防災組織の役員等にあらかじめ開設を依頼し、マニュアル等を周知しておく。

- 4 町（危機管理課、教育委員会事務局）は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

第5 避難行動要支援者名簿

- 1 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、町地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- 2 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。
- 3 町（健康推進課）は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、町地域防災計画において概ね次の事項を定める。
 - （1）避難支援等関係者となる者
 - （2）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
 - （3）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - （4）名簿の更新に関する事項
 - （5）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置
 - （6）避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難指示等の際における情報伝達上の配慮
 - （7）避難支援等関係者の安全確保
- 4 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、町地域防災計画に定める避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得る等、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

第6 避難に関する広報

町（危機管理課）は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

避難場所に関する事項	1 避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の別 2 避難場所等への経路 3 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
避難行動に関する事項	1 平常時における避難の心得 2 避難指示等の用語の意味 3 避難指示等の伝達方法 4 避難の方法 5 避難後の心得
災害に関する事項	1 災害に関する基礎知識 2 過去の災害の状況

第7 避難訓練の実施

- 1 町（危機管理課）は、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所を住民自ら実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督励するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で、避難訓練を実施する。
- 2 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第7節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

- 1 町は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。
- 2 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

第2 実施要領

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 名簿に登載する範囲

町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、避難支援等を円滑に実施するための基礎となる名簿を作成する。名簿に掲載する者の範囲は、避難行動を自ら行うことが困難な者で、次のとおりとする。

ア 要介護認定において、要介護度3以上の判定を受けている者

イ 身体障害者手帳の交付を受けているもので1級又は2級の判定を受けている者

ウ 療育手帳の交付を受けているものでAの判定を受けている者

エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので1級の判定を受けている者

オ 特定疾患治療研究事業の医療費助成を受けている難病患者

カ 75歳以上の者のみで構成されている世帯の者

キ 上記のほか、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者で本人が希望する者

ク その他町長が配慮を必要と認める者

(2) 平常時の名簿提供範囲

町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、避難支援者を次のとおり定め、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。

ア 地区自主防災協議会

イ 民生・児童委員

ウ 町社会福祉協議会

エ 岩泉消防署

オ 岩泉警察署

カ その他、避難行動要支援者本人が指定した者

(3) 名簿の適切な管理

町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等に事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿の適切な管理に努める。

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

(1) 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援等関係者を定める等、避

難支援プランを策定する。

- (2) 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。
- (4) 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。
- (5) 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (6) 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、避難行動要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の作成について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。
- (7) 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

3 災害情報等の伝達体制の整備

- (1) 避難行動要支援者の避難支援は、自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町（危機管理課）は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援等関係者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- (2) 町（危機管理課、消防防災課）は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等

への情報伝達責任者（班）を明確にする。

- (3) 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、個別避難計画等に基づき情報を伝達する。
- (4) 町（町民課、健康推進課）は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者及び障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、災害時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
- (5) 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難情報を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。
- (6) 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (7) 町（危機管理課、町民課、健康推進課）は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 避難誘導

町（危機管理課、消防防災課）は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導体制の整備を図る。

5 避難生活支援

- (1) 町（健康推進課）は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入れなど、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者相互の緊密な連携が図られるよう支援体制の構築を図る。
- (2) 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ（オストメイトを含む。）及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

6 社会福祉施設等の安全確保計画

- (1) 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。

特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。

- (2) 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を定め、避難確保計画（第6節 第2・2）に記載する。

7 要配慮者に考慮した防災訓練等の実施について

町（危機管理課、健康推進課）は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら、第3節「防災訓練計画」及び第6節「避難対策計画」に基づき防災訓練等の実施に努める。

8 外国人の安全確保対策について

(1) 防災教育、防災訓練の実施

防災関係機関は、町（危機管理課）及び国際理解関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。

また、町（危機管理課）は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

なお、町（危機管理課）は、外国人を多く就業させている事業者等に対し、防災講習の開催を働きかける。

(2) 避難計画

町（危機管理課）は、第5節 第2に定める避難計画の作成に当たっては、町内に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

(3) 情報伝達及び案内表示板等の整備

ア 町（危機管理課）は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムを活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

イ 町（危機管理課）は、県、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(4) 情報の提供

ア 町（危機管理課）は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。

イ 町（危機管理課）は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

(5) ボランティアの育成等

町（町民課）は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

(6) 生活体制

町（町民課）は、国際交流関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人を対象とする相談体制を整備する。

第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

- 1 町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、家庭及び事業所における物資の備蓄を促進する。
- 2 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。
- 3 町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第2 備蓄の種類

備蓄の種類については、次のとおりである。

- 1 災害に備え、町（危機管理課）、事業所、住民が主体となり備蓄する食料、飲料水等の物資（備蓄物資）

- 2 災害発生時、町に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの（義援物資）
- 3 町（危機管理課）が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、原則、調達費用等の対価が生じるもの（流通在庫備蓄）
- 4 国が、被災地方自治体からの具体的な要望を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に緊急輸送する仕組（プッシュ型支援）

第3 町（危機管理課、経済観光交流課）の役割

- 1 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。
- 2 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。
- 3 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- 4 備蓄は、避難所等に分散して行い、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。
- 5 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

第4 住民及び事業所の役割

1 住民の役割

各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

〔家庭における備蓄品の例〕

飲料水、食料（アレルギー対応含む）、ラジオ、懐中電灯・ローソク、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ、歯ブラシ等の口腔衛生用品等

2 事業所の役割

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

第9節 孤立化対策計画

第1 基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保状況等から孤立が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、孤立対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

- 1 孤立化のおそれがある地域は、令和7年2月20日現在で5地域となっており、その孤立化の発生原因としては、「地震・風水害に伴う土砂災害による道路構造物の損傷、道路構造物への土砂堆積」が多くを占めている。（岩手県の調査による。）
- 2 孤立化想定地域内の状況は、次のとおりである。
 - （1）固定電話以外の通信手段がない、若しくは1種類の通信手段のみの集落が少ない。
 - （2）救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落が多い。
 - （3）集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落が多い。
 - （4）水、食料等の生活物資を備蓄していない集落が多い。（岩手県資料による。）

第3 孤立想定地域への対策の推進

1 通信手段の確保

- （1）町（危機管理課）は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法的の習熟を図る。
- （2）町（危機管理課）は、孤立のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網の整備に努める。

2 避難先の検討

町（危機管理課）は、集落内に避難所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

3 救出方法の確認

町（危機管理課）は、孤立の可能性がある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターによる上空からの救助ができる場所の確保に努める。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合等は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

4 備蓄の奨励

町（危機管理課）は、孤立化のおそれのある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ、投光器、テント、医薬品、防水シート、毛布、救援表示シート（ヘリコプターから地上のSOSを確認できる資器材）等を、集落単位で備蓄することが望ましいが、まずは、各家庭においても3日分、推奨1週間分程度の水、食料の備蓄の奨励努める。

なお、集落単位で備蓄が困難な場合は、ドローン等による集落外からの物資輸送を検討する。

5 自主防災体制の育成強化

町（危機管理課）は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災体制の育成強化に努める。

第10節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 防災施設等の機能強化

町（各課）は、防災施設等の機能強化を図るため、岩泉町未来づくりプラン及び岩泉町過疎地域自立促進計画等（以下、本節中「町未来づくりプラン等」という。）に基づき、次に掲げる機能に重点を置き、施設等の整備を進める。

- 1 災害応急対策活動における中枢機能
- 2 町庁舎等の被災時におけるサブ機能
- 3 防災ヘリコプター等による、災害応急活動の応援を受けるための防災ヘリポート機能
- 4 住民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- 5 人員、物資等の輸送、集積機能
- 6 災害対策資機材の備蓄機能
- 7 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
- 8 被災住民の避難・収容機能
- 9 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

第3 公共施設等の整備及び耐震化

- 1 町（各課）は、避難路、避難場所（公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を町未来づくりプラン等に基づいて整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。
- 2 町（各課）及び防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

第4 消防施設の整備

町（消防防災課）は、地域の実情に則した消防車両、消防無線、消防水利、その他の消防施設及び設備を町未来づくりプラン等に基づき整備拡充し、常時点検整備を行う。

資料編 2-10-1 消防施設等の現況

第5 災害対策用資機材等の整備

町（危機管理課、消防防災課）は、大規模な災害等における、災害対策活動を実施するために必要な、次の資機材を町未来づくりプラン等に基づき整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。

- 1 水防用資機材
- 2 林野火災用資機材

第11節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

火災等による災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進及び市街地の再開発等を推進することにより、町の防災強化を図る。

第2 建築物の不燃化の促進

1 建築物の概況

本町の住宅等は約1万1千棟であるが、そのほとんどが木造で耐火性が弱く、防火上危険性が高い。また、生活水準の向上に伴い、石油、ガス、合成樹脂等の化学製品が日常的に普及し、火災の発生形態は多様化、複雑化している。

2 建築物災害予防の目標

密集地及び集落地においては、耐火建築物が望ましいが、経済的問題から至難なところである。今後の建築に当たっては、「人命の尊重」と「財産の保全」を主眼に、建築基準法等関係法令の定めるところによる諸施策の一層の推進を図るものとする。

3 公営住宅の不燃化促進

(1) 公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。

(2) 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地づくりを推進する。

4 民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第3 市街地開発事業の推進（地域整備課）

1 密集住宅市街地整備促進事業

老朽住宅が密集する地区においては、老朽住宅を立て替えることにより、耐火性、耐震性の向上を図るとともに、道路、公園等の公共施設を整備するため、地区住民との協調のもとに、密集住宅市街地整備促進事業を推進する。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等による災害の発生のおそれがある地区においては、関係住民と協力して、がけ地近接等危険住宅移転事業を推進する。

3 土地区画整理事業

公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、関係住民の理解を得て、道路、公園、緑地等を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。

第4 建築物の安全確保

1 地震、台風、大雪、火災等に対する建造物の構造上の安全を確保するために関係者に対する指導を行う。

2 地震に対する安全性の確保及び向上を図ることとして、民間木造住宅の耐震診断を促進し、防災強化を図る。

3 耐震診断により、その補強工事が必要な住宅には、耐震改修支援をして、その安全確保を積極的に促進する。

4 学校、診療所、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置づけ、その機能を確保するよう指導するものとする。

- 5 町（地域整備課）は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第5 防火対策の推進（消防署）

- 1 消防法に定める指定防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、火災通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理等、防火管理業務の充実を図るよう努めるものとする。

資料編2-11-1 防火対象物（消防法第8条）

- 2 消防法に定める特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用設備等の設置の促進並びにその適正なる維持管理を推進するよう努めるものとする。
- 3 事業場、住家、その他の防火対象物からの火災の発生防止と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防火知識の徹底を期するよう努めるものとする。

第6 文化財の災害予防対策

- 1 文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

- 2 文化財の指定状況

本町には各種の文化財が数多く遺存しているが、その歴史上、学術上あるいは、芸術上の価値により文化財保護法、県及び町文化財保護条例に基づいて保護の対象に指定されている。

なお、本町において、文化財保護法、文化財保護条例により指定されている文化財は、次のとおりである。

（令和7年4月1日現在 資料：教育委員会）

指 定 区 分	有 形 文化財	無 形 文化財	有 形 民 俗 文化財	無 形 民 俗 文化財	史 跡	名 勝	天 然 記念物	計
国							3	3
県	1		1					2
町	8	1		19			5	33

3 防災施設等の整備

文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建造物	指定建造物は木造が多く、火災等の被害から守ることは、文化財保護事業のなかでも重要な課題であり、立地条件に応じて自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、消防道路等の設置を進めるものとする。
美術工芸品、考古資料、有形民俗文化財	町指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して耐火耐震構造の収蔵庫の設置計画をたてるとともに、搬出が容易な文化財を含めて、自動火災報知器、給水設備等を整備する。
埋蔵文化財、史跡、名勝、天然記念物	(1) 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 (2) 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じて、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講じる。

4 文化財防災組織の編成及び訓練

- (1) 文化財の所有者又は管理者は防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、壇家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。
- (2) 災害時における文化財の搬出を万全に期するため、災害の種別、規模等を想定して、文化財ごとに搬出計画を策定する。
 - ア 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
 - イ 文化財の避難場所を定める。
 - ウ 搬出用具を準備する。

第12節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

電力事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の整備

(1) 水害対策

発電設備		ア 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各発電所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。 イ 特に洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所の点検、整備を実施する。 ① ダム、取水口の諸設備、調整池及び貯水池の上・下流護岸 ② 導水路と溪流との交差点及びその周辺地形との関係 ③ 護岸、水制工、山留壁、水位計
送電設備	架空電線路	土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁強化等を実施する。
	地中電線路	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備		浸冠水のおそれのある箇所は、浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策による浸水対策（または減災対策）を計画、実施する。

(2) 風害対策

各設備共通	ア 計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮する。 イ 既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。
-------	--

(3) 雪害対策

水力発電 変電設備	雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、機器架台のかさ上げ、融雪装置（ヒーター）の取付け、設備の隠蔽化等を実施する。
送電設備	ア 鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐張型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。 イ 降雪期前に樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は系統切替により災害の防止又は拡大防止に努める。
配電設備	ア 緑まわし線の支持がいしの増加、難着雪電線の使用等を行う。 イ 降雪期前に、樹木の伐採を行う。

(4) 雷害対策

送電設備	ア 架空地線の設置、避雷装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。 イ 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 ウ 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替を行い、災害の防止又は拡大防止に努める。
変電設備	ア 避雷器、気中放電キャップを設置するとともに、架空地線による遮蔽を行う。 イ 重要系統の保護継電装置を強化する。

配電設備	襲雷頻度の高い地域においては、断線保護ホーン、耐雷ホーンを取付け、対処する。
------	--

2 電気工作物の予防点検等

- (1) 電気工作物を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。
- (2) 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- (3) 一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についてのPRに努める。

3 災害対策用資機材の確保等

設備毎に必要な最小限の資機材の種類、数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を進める。

- (1) 所要資機材計画
- (2) 輸送計画（車両、舟艇、ヘリコプター等）
- (3) 保管施設の設備
- (4) 資機材及び輸送の調達
- (5) 資機材輸送の調査確認

4 ヘリコプターの活用

- (1) 災害が発生した場合に備え、航空会社との出動協力及び連絡体制について整備する。
- (2) 災害時においては、ヘリコプターの基地を有する電気事業者は、その設備の整備状況を点検するとともに、除雪その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に連絡する。

第3 ガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

1 LPガス施設の整備

貯蔵所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容器	容器の転落、転倒防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安全器具	(1) 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 (2) 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 (3) ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- (1) ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
- (2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設（上下水道課）

1 上水道施設

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の整備

ア 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。

イ 配水管は、管路の多系化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。

ウ 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

町（上下水道課）及び水道事業者等は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過機の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

下水道施設の管理者（上下水道課）は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

下水管渠	(1) 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 (2) マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。 (3) 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
------	--

ポンプ場、 終末処理場	(1) ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。 (2) 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。 (3) 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。
----------------	--

第5 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図るとともに、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

1 設備の整備

- (1) 電気通信設備及びその附帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。

ア 大雨、洪水、高潮、津波等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を行う。

イ 暴風又は大雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。

- (2) 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、通信網の整備を行う。

ア 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を、分散配置する。

ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

2 重要通信の確保

- (1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- (2) 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- (3) 災害時には、設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

3 災害対策用機器及び車両の配備

保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 非常用衛星通信装置 | (5) 移動電源車及び可搬型発電機 |
| (2) 可搬型衛星地球局 | (6) 応急ケーブル |
| (3) 可搬型無線機 | (7) 電気通信設備等の防災用機材(消火 |
| (4) 移動基地局及び臨時基地局 | 器、土のう等) |

4 災害対策用資機材の確保等

- (1) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。

- (2) 県は災害対策用資機材、器具等の設置場所について、町（危機管理課）と協議し、予め定めておくよう努める。また、町（危機管理課）にあつては、その調整に協力するよう努める。

5 電気通信設備等の点検調査

電気通信設備等を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

第13節 風水害予防計画

第1 基本方針

- 1 町は、洪水等による水害を予防するため、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業、ダム建設事業、砂防事業、治山事業を計画的に実施する。
- 2 町は、災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
- 3 町及びその他の防災関係機関は、風水害対策やその知識の普及啓発を図る。
- 4 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 風水害に強いまちづくり

- 1 町は、大雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 2 町は、大雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 3 町は、防災まちづくりの推進等に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- 4 町は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、大雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に

努めるものとする。

- 5 町は、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

第3 河川改修事業

1 河川の状況等

- (1) 本町の河川は、1,000メートル級の山地に源を発し、ほぼ東西に流れており、小本川、安家川、摂待川の3水系がある。
- (2) 本町を流れる河川は、県管理河川 130.7 km、町管理河川約 148 kmとなっており、このうち小本川河口から上流 4.3 km区間については、平成 28 年台風第 10 号災害以前に河川堤防が完成していた。
- (3) 本町の重要水防箇所（洪水時に危険が予想され重点的に巡視点検を要する箇所）及び水防倉庫

資料編 2-13-1 重要水防箇所及び水防用資機材の現況

2 河川改修事業

平成 28 年台風第 10 号災害で大きな被害が発生した小本川、安家川等については、河川激甚災害対策特別緊急事業や河川災害復旧等関連緊急事業等によるハード面での減水対策が実施された。その他、未改修の河川については、災害発生の高危険度が高く、防災上の効果の高い箇所から河川改修事業の促進を図る。

〔平成 28 年台風第 10 号災害復旧・復興事業の概要〕

事業名 (県主体事業)	河川名・箇所名	事業期間	主な工事内容
災害復旧事業	小本川他、林の下他 40 箇所	単年度（平成 28 年度～令和元年度）	護岸
災害復旧助成事業	小本川（門～尼額）22.8 km	平成 28 年度～令和 6 年度	河道掘削、護岸、橋梁架替等、流木捕捉施設等
河川激甚災害対策特別緊急事業	小本川（岩泉～本）24.1 km 清水川（沢廻～岩泉）2.0 km	平成 28 年度～令和 7 年度	河道掘削、護岸、築堤（輪中堤含む。）、橋梁架替等
災害関連事業	安家川（安家橋上流）0.5 km	平成 28 年度～令和 4 年度	河道掘削、護岸、橋梁架替等
河川災害復旧等関連緊急事業	安家川（安家橋～新橋）2.2 km		

第4 砂防事業

平成28年台風第10号により、土石流が発生し、人家へ流入するなど大きな被害が発生した箇所や、次期出水で下流に著しい被害を及ぼすおそれのある箇所を整備した。

事業名 (県主体事業)	事業期間	事業箇所
災害関連緊急砂防事業	平成28年度～令和2年度	上乙茂の沢(4)他、10箇所
砂防激甚災害対策特別緊急事業	平成29年度～令和7年度	本銅口の沢他13箇所

第5 治山事業

- 1 緊急度の高い荒廃地及び荒廃危険地について予防治山を推進する等、治山施設整備を図るものとする。
- 2 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策に加え、避難体制の整備に資する山地災害危険地区に関する監視体制及び連絡体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

東日本大震災津波で被災した海岸防災林については、既に植栽による復旧が完了したところであるが、これらが成長し期待される防災機能を発揮するまでの間、適切に保育管理を実施する。

第6 河川水門の管理

町が河川法第99条の規定により管理委託を受けて管理する河川水門及び町自ら管理する河川水門は、16箇所である。

[資料編2-13-2 河川水門調べ](#)

水門の管理については、河川水門管理要綱に基づき、適切に実施するものとする。

[資料編2-13-3 河川水門管理要綱](#)

第7 浸水想定区域の公表及び周知

- 1 県は、洪水により相当な被害を生じさせるおそれがある河川として、平成29年5月、水防法に基づき小本川及び安家川を指定した。
- 2 県は、想定し得る最大規模の降雨により水位周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、町（危機管理課）に通知する。

なお、浸水想定区域の想定降雨は、従来、河川整備の計画降雨としていたが、平成 27 年の水防法の改正により想定最大規模の降雨に変更され、より大規模な洪水を対象とすることになっている。

- 3 町（危機管理課）は、水位周知河川に指定されていない中小河川について、水位や河川の状況に関する情報提供等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。
- 4 町（危機管理課）は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- 5 町（危機管理課）は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、町計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。
また高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「危険区域内要配慮者利用施設」という。）がある場合にはこれらの施設の名称及び所在地を明示する。
- 6 町計画に名称及び所在地等を定められた危険区域内要配慮者利用施設の管理者等は、水防法に基づく避難確保計画を作成して町（危機管理課）に報告し、同計画に基づく訓練等を実施する。また、町（危機管理課）は避難確保計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練等を行う。なお、本町で対象とする危険区域の範囲は、河川管理者等が指定する浸水想定区域のほか、平成 28 年台風第 10 号で浸水した区域も対象とする。

資料編 2-6-1 災害危険区域内要配慮者利用施設一覧

- 7 町（危機管理課）は、町計画において定めた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について、住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
- 8 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があるとき認めたときは、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

第8 風害予防の普及啓発

町（危機管理課）及び防災関係機関は、暴風や竜巻等の激しい突風による災害等に備え、風害対策や風害に関する知識の普及啓発を図る。

第9 関係者間の密接な連携体制の構築

町（危機管理課）は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第10 三陸圏域大規模氾濫減災対策協議会の取組の推進

町（危機管理課）は、国の水防災意識社会再構築ビジョンに基づき三陸圏域の洪水減災を市町村と河川管理者が連携して取り組むために組織された三陸圏域大規模氾濫減災対策協議会が定める減災目標や取組を推進するため、国、河川管理者等の多様な関係者で密接な連絡体制を構築するものとする。

ビジョン	主な対策
氾濫が発生時にも被害を軽減する「危機管理型のハード対策」の導入	○越水等が発生した場合でも決壊までの時間を引き延ばす堤防構造を工夫する対策 ・粘り強い構造の堤防の整備
住民が自らリスクを察知して主体的に避難できる「住民目線のソフト対策」への転換	○住民等の行動につながるリスク情報の周知 ・住民行動を分かりやすく示したハザードマップ ○事前の行動計画作成、訓練の促進 ・避難に着目したタイムラインの策定 資料編2-13-4 避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画） ○避難のきっかけとなる情報のリアルタイム提供 ・水位計やライブカメラの設置 ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

第11 流域治水協議会の取組の推進

町（危機管理課、地域整備課、農林水産課、上下水道課）は、流域治水協議会が定める「流域治水プロジェクト」を推進するため、国、県、関係機関及び住民と協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策の推進に努めるものとする。

第14節 雪害予防計画

第1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、住民の日常生活の安定と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。

第2 雪崩防止対策

1 雪崩危険箇所の調査及び周知

町（地域整備課）は、雪崩による災害の発生を防止するため、雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対し適切な周知を行ない災害の防止に務める。

2 調査対象

実施機関		調査対象
町		(1) 地域内の一般住家に危険を及ぼすもの。 (2) 町道に危険を及ぼすもの。
県	道路環境課	知事が管理を委託されている一般国道及び県道に危険を及ぼすもの。
	砂防災害課	人家5戸以上（公共的建物を含む。）に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。
	林業振興課	製炭業従事者、製炭窯に危険を及ぼすもの。
	森林保全課	民有林地域で主要公共施設又は人家等に危険を及ぼすもの。

第3 道路交通の確保

1 除雪対策

(1) 国道、県道及び主要路線の確保計画

除雪路線及び実施分担は、次のとおりとする。なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

ア 国道及び県道

原則として、三陸沿岸道路、国道45号にあっては国土交通省で行うものとし、国道45号以外の国道及び県道にあっては県が行うものとする。

イ 町道

原則として町（地域整備課）が行うものとする。

ウ 交換除雪

県道と町道の区域が入り混じっている区間において、町道の一部を県が受け持ち、町も県道の一部を受け持つ交換による除雪を行うものとする。

(2) 除雪作業の実施

町道の除雪作業は、次のとおり実施するものとする。

- ア 降雪量 10 cm以上のときは、地域整備課長の指示に基づき直営及び委託とする。
- イ 降雪量 10 cm未満であっても、委託業者が国・県道に出動したときは、状況を判断し、除雪を委託することがある。
- ウ 吹溜り等が生じ、車両の通行が停止し、又は困難となったとき実施する。
- エ その他、必要に応じて実施する。

(3) 町（地域整備課）は、除雪用機械の整備、保守点検・除雪要員の確保等を図る。

資料編 2-14-1 町有除雪機械等の整備状況

- (4) 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤等の散布を効果的に実施する。
- (5) 道路管理者は、集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。
- (6) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。
- (7) 道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。
- (8) 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。
- (9) 県及び町は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。
- (10) 道路管理者及び関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援体制の構築に努めるものとする。

2 凍雪害防止対策

冬期の安全で円滑な交通を確保するため、スノーシェード、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩車道の無散水消融雪施設の整備を促進する。

第4 医療の確保

県及び町（健康推進課）は、次の方法により、大雪時における地域住民の医療を確保する。

1 救急医療

救急患者の受入れ、治療を目的とする救急医療班を編成し、待機させる。

〔救急医療班一覧表〕

担当地域	担当医療機関名	
	第一次出動病院	第二次出動病院
宮古保健所管内	県立宮古病院	県立山田病院 済生会岩泉病院

2 通常医療

無医地区のうち、特に医療に恵まれない地域については、巡回医療班を派遣し、患者の早期発見早期治療にあたり、必要な場合は医薬品の配置を行う。

〔巡回診療班一覧表〕

地区名	担当医療機関名
坂本、鼠入、国見、 田茂宿、年々	済生会岩泉病院

第5 雪害予防の普及啓発

1 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくように周知するものとする。

2 町（危機管理課）は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。

また、町（危機管理課）は、県から事故防止対策の様々な情報について提供を受け、効果的な対策について住民に周知するものとする。

第15節 津波・高潮災害予防計画

第1 基本方針

- 1 高潮、津波等による災害を予防するため、水門等の施設の維持管理、防潮施設等の整備を促進する。
- 2 災害時に適切に機能を発揮することができるよう、施設の維持管理体制を整備する。

第2 津波、高潮災害予防事業

1 津波、高潮災害予防対策

本町海岸線の総延長は約16kmで、この間に地方港湾小本港、小本漁港（第1種）、茂師漁港（第1種）がある。津波、高潮、高波等からの災害予防施設としては、防潮堤、防潮護岸等が海岸保全事業により整備され、その総延長は719mに及ぶ。また、津波対策としては、海岸保全施設である防潮堤の整備、維持管理を万全にし、併せて水門、門扉等の機械設備の保守・点検を確実にを行い、いつ津波の襲来があっても遠隔操作できるよう、予備電源の確保を図りながらハード面での予防体制について充実させるとともに、津波警報等による避難体制などソフト面も充実させ、津波被害から人命を守る体制を構築していくものとする。

2 海岸堤防水門等の管理

- （1）町（地域整備課）が県から委託を受けて管理する海岸堤防水門等及び町自ら管理する海岸堤防水門

[資料編2-15-1 海岸堤防水門等調べ](#)

- （2）海岸堤防水門の管理要領

[資料編2-15-2 海岸水門管理要綱](#)

[資料編2-15-3 海岸堤防水門等管理要領](#)

3 海岸地域の津波防災対策

- （1）土地利用上の対策

町（地域整備課）は、県と協力して、津波等による被害が予想される地域の住民に対しては、土地利用の現状、地域の将来の発展、住民生活の利便性等を考慮し、津波による被害をできるだけ少なくするよう安全な土地利用について指導するものとする。

- （2）公共施設の耐浪性の確保

町（危機管理課、総務課、教育委員会）は、庁舎、学校、公民館等の公共施設について施設の利用状況等を踏まえて想定される津波、高潮に対する安全性を確保するものとする。

(3) 交通施設等の配置

道路等の交通施設は、その地域における土地利用を誘導し、また、災害時において避難路及び救援路となることから、町（地域整備課）はその配置及び構造について、特に配慮して計画する。

(4) 港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものとする。

4 避難誘導施設等の整備

町（危機管理課）は、避難誘導標識及び避難地案内板の設置に当たって、容易に確認できるよう配慮する。

第3 海岸保全施設の管理

県の三陸北沿岸海岸保全基本計画に基づく町の海岸の保全施設の現況・整備計画は次のとおりである。

海岸保全区域	海岸名	計画天端高 (現況天端高)	海岸管理 整備目標	施設 整備概要	維持又は修繕の方法
	須久洞 漁港海岸	— (—)	現状の海岸環境を継承 漁港施設の利用に配慮	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
指定済	小本海岸	T.P+12.69m (沈下後高さ) (12.69m)	施設の健全度を維持・確保	堤防 L=400m	
指定済	小本 漁港海岸	T.P+12.69m (沈下後高さ) (12.69m)	天端高 T.P. + 12.69mの堤防を整備済み。 水門（遠隔化）、 陸閘（遠隔化） 整備済み。 現状の海岸環境を継承 漁港施設の利用に配慮	堤防 L=500m 水門 1 基 陸閘 2 基	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。
指定済	茂師 漁港海岸	T.P+16.00m (10.30m)	天端高 T.P. + 16.00mの堤防を整備 水門（自動化）を整備 現状の海岸環境を継承 漁港施設の利用に配慮	堤防 L=65m 水門 1 基	
	小本港	— (—)	憩いの場の確保、海辺へのアクセス性を改善・向上	—	—

第4 高潮浸水想定区域の指定等

- 1 県は、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに町に通知する。
- 2 町（危機管理課）は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、町計画において、高潮浸水想定区域ごとに、水防警報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- 3 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもののうち所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、施設の名称及び所在地を町計画に定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
町計画に名称及び所在地等を定められた危険区域内要配慮者利用施設の管理者等は、水防法に基づく避難確保計画を作成して町（危機管理課）に報告し、同計画に基いた、町は避難確保計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの支援を行うとともに、施設管理者等と共同で情報伝達訓練等を行う。
- 4 町（危機管理課）は、町計画に定めた洪水予報等の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（高潮ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

第16節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、地すべり防止対策事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。また、土砂災害が発生するおそれのある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれのある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

第2 土砂災害警戒区域等の現況

本町における土砂災害警戒区域等の指定状況等は、次のとおりである。

〔土砂災害警戒区域等の指定状況〕

令和7年9月30日現在

災害種	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域 (左記内数)
土石流	600	(550)
地すべり	2	(0)
急傾斜地の崩壊	446	(445)

〔山地災害危険地区〕

令和4年12月末現在

災害種	危険箇所
山腹崩壊	58
崩壊土砂流出	176
地すべり	2

1 土砂災害警戒区域等

町内における土砂災害警戒区域等

[資料編2-16-1 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域](#)

2 山地災害危険地区

町内における山地災害危険地区

[資料編2-16-2 山地災害危険地区](#)

[資料編2-16-3 砂防指定地一覧](#)

第3 土砂災害防止対策の推進

1 県及び町（危機管理課）は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。

2 町（危機管理課）は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、町計画に、当該警戒区域ごとに次の事項を町計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民に周知する。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報等の発表及び伝達に関する事項

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

- (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- (5) 救助に関する事項

- (6) その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

3 町（危機管理課）は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画に、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

- (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

[資料編2-6-1 災害危険区域内要配慮者利用施設一覧](#)

- (5) 救助に関する事項

- (6) その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

4 町（危機管理課）は、町計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

5 県及び町（危機管理課）は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

第4 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

2 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、県内の全ての市町村を発表対象となる。

3 発表・解除基準

（1）発表基準

大雨警報（土砂災害）又は大雨特別警報（土砂災害）発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、当該地域を対象として共同で発表する。また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

（2）解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、県と盛岡地方気象台が協議の上で基準を下回っても解除しない場合がある。

4 利用に当たっての留意点

（1）土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。

（2）土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。

（3）町長が行う避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、土砂災害危険度情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断をする。

特に、大雨特別警報（土砂災害）発表状況下では、避難情報の発令の対象範囲が十分であるかなど、それまでに実施した措置の内容を再確認し、必要に応じて対象範囲の拡大等を検討する。

- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合は、緊急安全確保の発令を検討する。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において「災害切迫(黒)」(実況で大雨特別警報(土砂災害)基準に到達)のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に緊急安全確保を発令する。

第5 土砂災害緊急情報の発表

1 目的

県及び国土交通省は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町村に通知し、あわせて一般住民に周知する。

2 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第60条第1項の規定による避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報(土砂災害緊急情報)を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

第6 土砂災害等発生時における情報収集及び報告系統

町(危機管理課)は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、各災害報告の様式により県(広域振興局土木部及び広域振興局土木部土木センター)に報告する。

第17節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は拡大を阻止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- (1) 消防機関(消防署、消防団)は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。

- (2) 消防機関（消防署、消防団）は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対象	指導内容
一般家庭	ア すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等について知識の普及を図る。 イ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 ① 火気使用設備の取扱方法 ② 消火器の設置及び取扱方法 ③ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ④ 寝具等防災製品の普及促進 ウ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職場	予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 ア 災害発生時における応急措置要領の作成 イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ウ 避難、誘導體制の確立 エ 終業後における火器点検の励行 オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防災組織の育成

町（危機管理課、消防防災課）は、火災時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

(1) 防火防災訓練

防災関係機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

ア 婦人防火クラブの育成

家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

イ 幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

3 予防査察の強化

- (1) 消防機関（消防署）は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的に実施する。
- (2) 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほかに、随時、特別査察を行う。

4 防火対象物の防火体制の推進

消防機関（消防署）は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。

- (1) 防火管理者の選任
- (2) 消防計画の作成
- (3) 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
- (4) 消防用設備等の点検整備
- (5) 火気の使用又は取扱い方法
- (6) 消防用設備等の設置

5 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

ア 消防機関（消防署）は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。

イ 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。

ウ 危険物施設の所有者等は、危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

(2) 化学薬品

町（経済観光交流課、健康推進課、教育委員会）及び消防機関（消防署）は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転落落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

町（消防防災課）及び消防機関（消防署、消防団）は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

1 総合的な消防計画の策定

消火活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防御区域	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
危険物の防御計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

火災発生時における初動体制を確立するため、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

(1) 可搬式小型動力ポンプの増強

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

(2) 消防水利の確保

消火栓、防火水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第18節 林野火災予防計画

第1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

第2 林野及び資機材の現況

1 林野火災の現況

本州随一の面積を有する本町は、そのほとんどが林野となっており、国有林が約3万1千ヘクタール、民有林が約6万1千ヘクタールを占める。また、過去において幾多の林野火災により貴重な森林資源を失っている。

本町の林野は四季を通じて人の出入が多く、採草地改良、焼畑や害虫駆除等が目的での火入れも行われていることから、林野火災の予防は重要である。

2 林野火災用資機材

資料編2-18-1 林野火災対策用資機材の配置状況

第3 林野火災防止対策の推進

1 林野火災予防の目標

近年、特に施設の整備、機材の高性能化に努めているが、今後はこれらを有効に使用できる体制の整備に努めるものとし、ポンプ中継による遠距離高落差送水、防火線設置技術の普及などを重点的に行う。また、入山者に対する監視体制の強化を図るとともに、モラルの向上についても積極的に取り組む必要があり、あらゆる広報媒体等を利用し普及するものとする。

2 予防思想の普及、徹底

(1) 岩手県山火事防止運動月間を中心に次に掲げる事項に重点を置き予防運動を実施する。

ア 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止

イ 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止

ウ たき火、たばこの完全消火

エ たばこの投げ捨て禁止

オ 山林方向へのロケット花火等煙火の無許可消費の禁止及び消費時の安全確保の徹底

カ 火入れの許可遵守

キ 子供の火遊びの禁止

(2) ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。

ア 登山口、役場、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示

- イ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、パンフレット等による林野火災防止広報
- ウ 広報車等による巡回広報

3 現地予防対策

林野火災の発生は、気象条件がきわめて大きな要因であるので、気象予報・警報を的確に把握し、気象状況に応じた対策をとるものとする。

(1) 火入れ対策

- ア 火入方法を指導する。
- イ 火入れをする場合は、必ず火入許可をとり、許可条件を遵守させる。
[資料編2-18-2 岩泉町火入れに関する条例](#)
- ウ 警報発令又は気象状況急変の際は一切の火入れを中止させる。
- エ 火入跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせる。
- オ 森林法及び条例規則等で規制している火入以外についても指導する。

(2) 林内事業者対策

- ア 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区内に巡視員を配置するものとする。
- イ 事業箇所に喫煙所を設け、標識及び消火設備を完備するものとする。また、ごみ焼却は禁止とする。
- ウ 火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期すものとする。
- エ 道路整備その他の事業者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

(3) 一般入林者対策

- ア タバコ、焚火、花火による失火防止について、十分な啓発を図る。
- イ 掲示板等を設置して啓発を図る。
- ウ 観光関係者に対し林野火災予防意識の喚起を図る。
- エ 森林火災危険期に、山火事防止運動月間を設ける。

4 予防及び初期消火体制の整備

背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。

5 組織の強化

- (1) 地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。
- (2) 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

6 各関係機関別の主な業務

機関	主な業務
盛岡地方気象台	暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の発表及び迅速な伝達と周知徹底
県	(1) 県が保有する広報媒体を利用した林野火災防止広報 (2) 広報車などによる巡回広報 (3) 横断幕、ポスター、標板等の配布 (4) 県林務関係職員によるパトロールの実施
町	(1) 林野火災防止に関する打合せ会の開催 (2) 県の広報活動に対する協力及び町広報活動と、防火思想の周知徹底 (3) 林野火災予防組織の育成強化 (4) 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 (5) 火災警報発令時の巡視強化 (6) 初期消火資機材の整備 (7) 火入れの許可と火入れに関する条例の住民への周知徹底
消防機関	(1) 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 (2) たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導
森林管理署等	(1) 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報、資材の配備 (2) 職員によるパトロールの実施 (3) 防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備 (4) 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	(1) 火入れの許可・指示事項の遵守 (2) 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 (3) 林内作業員等に対する林野火災防止の周知徹底 (4) 一般入山者に対する防火思想の普及啓発 (5) 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 (6) 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 (7) 作業小屋周辺の防火帯の設置 (8) 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	(1) 火入れの許可・指示事項の遵守 (2) 火災警報等発令時における火気厳禁の周知徹底 (3) 有線放送等を利用した、農家に対する防災意識の啓発

その他の期間等	(1) 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 (2) 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力
---------	--

第19節 農業災害予防計画

第1 基本方針

- 1 農畜産物及び農業施設の気象災害を被害に最小限に防止するため、気象の季節予報の活用及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定栽培技術の普及を進める。

第2 予防対策

- 1 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害対策	(1) 耐冷性品種の育成普及 (2) 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 (3) 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 (4) 季節予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	(1) 米の品質向上のための乾燥施設の利用 (2) 樹園地における燃料の燃焼、散水の準備と励行 (3) 野菜のビニール栽培におけるこもかけ等の励行
水・雨害防止対策	(1) 水稻の品質向上のための乾燥施設の利用 (2) 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防 (3) 農業水利施設の増水被害の防止
干害防止対策	(1) 水源（水利施設）の確保 (2) 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 (2) 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	(1) 防風林、防風垣、防風ネットの設置 (2) 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 (3) 樹園地における枝折れ防止対策（支柱の設置等） (4) 落果防止のための薬剤散布 (5) ハウスにおけるバンドや取付金具等の締めつけの確認・励行
雪害防止対策	(1) 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） (2) 消雪の促進

	(3) 牛乳、家畜飼料等の輸送路の確保 (4) 樹園地の枝折れ防止（支柱設置、樹上除雪、埋雪枝の引き起し等） (5) 牧草の雪害防止のため秋まき牧草の適期播種の励行 (6) 施設園芸等ハウスの倒壊防止のための除雪の励行
病虫害発生予察	県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達

2 突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。

- (1) 生鮮食品の輸送力の確保
- (2) 異常気象を媒体とする病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備
- (3) 災害常襲地帯への安定技術の普及
- (4) 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- (5) 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第20節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

町本部長	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災ボランティアの受入体制の整備
県本部長	防災ボランティア活動の普及啓発
日本赤十字社 岩手県支部岩泉町 分区（以下、日赤 県支部岩泉町分区 という。）	防災ボランティア活動の普及啓発
岩泉町社会福祉協 議会 （以下、町社協と いう。）	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成 3 防災ボランティアの受入体制の整備

第3 実施要領

1 防災ボランティア・リーダー等の養成

- (1) 町（町民課）は、日赤県支部岩泉町分区、町社協と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。
- (2) 日赤地区等は、岩泉町赤十字奉仕団に対するコーディネーターの養成研修、防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成研修を行う。
- (3) 町社協は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。この場合において、日赤県支部、日赤地区、日赤県支部岩泉町分区、町社協は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、町（町民課）と連携し、地区ごとに複数の者が受講するように努める。
- (4) 町（町民課）は、研修修了者に対し、必要に応じ適宜、次の情報の提供を行う。

- ア 地域事情に関すること
- イ 要配慮者の状況
- ウ 要配慮者に対する心構え
- エ 避難所の状況
- オ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

2 防災ボランティアの登録

- (1) 日赤県支部岩泉町分区及び町社協は、あらかじめ、災害時において、防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。
- (2) 防災ボランティアの登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

3 防災ボランティアの受入体制の整備

- (1) 町（町社協）は、日赤県支部、日赤地区等、県社協その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。
- (2) 町村本部長（町社協）は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。
 - ア 防災ボランティアの受入担当者
 - イ 防災ボランティアに提供する情報
 - ウ 防災ボランティアに提供する装備、資機材
 - エ 防災ボランティアの宿泊する施設
 - オ 防災ボランティアの活動拠点
 - カ 防災ボランティアとの連絡調整の方法
 - キ その他必要な事項
- (3) 町（町民課）は、町社協等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態になった者に補償を行う「ボランティア活動保険（災害特約付）」への加入について配慮する。

4 関係団体等の協力

町（危機管理課）は、あらかじめ、次の団体と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

- (1) 町内会
- (2) 自主防災組織等
- (3) 防災士連絡協議会
- (4) その他、必要と思われる団体

第21節 事業継続対策計画

第1 基本方針

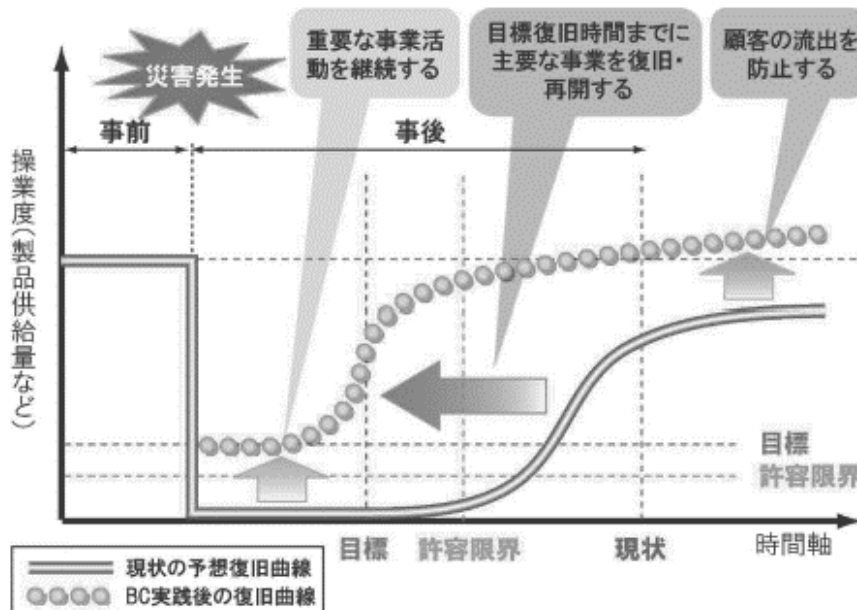
- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 町及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。
- 3 町は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。
- 4 町及び岩泉商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- 5 町は、あらかじめ岩泉商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2 事業継続計画の策定

- 1 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）（※）を策定するよう努める。
- 2 町（経済観光交流課）及び関係団体は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。

※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

〔企業の事業復旧に対する BCP 導入効果のイメージ〕



- 3 町（危機管理課）は、災害時にあっても町の重要業務を継続するため、業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。
- 4 業務継続計画には、おおむね次の内容について定めるものとする。
 - （1）災害時において優先して実施すべき業務
 - （2）町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - （3）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
 - （4）電気・水・食料等の確保に関する事項
 - （5）通信手段の確保に関する事項
 - （6）行政データのバックアップに関する事項

第3 企業等の防災活動の推進

- 1 企業等は、町との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- 2 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- 3 町（経済観光交流課）は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
 - （1）企業等の職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
 - （2）地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスを行う。

本編

第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生する可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう措置する。
- 3 県、町及び防災関係機関は、災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- 4 町は、退職者や民間人材等の活用も含めて災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じて外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 6 町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置されたときには、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

第2 町の活動体制

1 活動体制の構築

- （1）町本部長（統括・対策班）は、次の措置を講じる。

ア 町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩泉町災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）若しくは岩泉町災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

イ 台風等により、災害の発生が予想される場合には、災害発生前であっても災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。

ウ 後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。

- (2) 町本部長(統括・対策班)は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

2 災害警戒本部

災害警戒本部は、岩泉町災害警戒本部設置要領に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

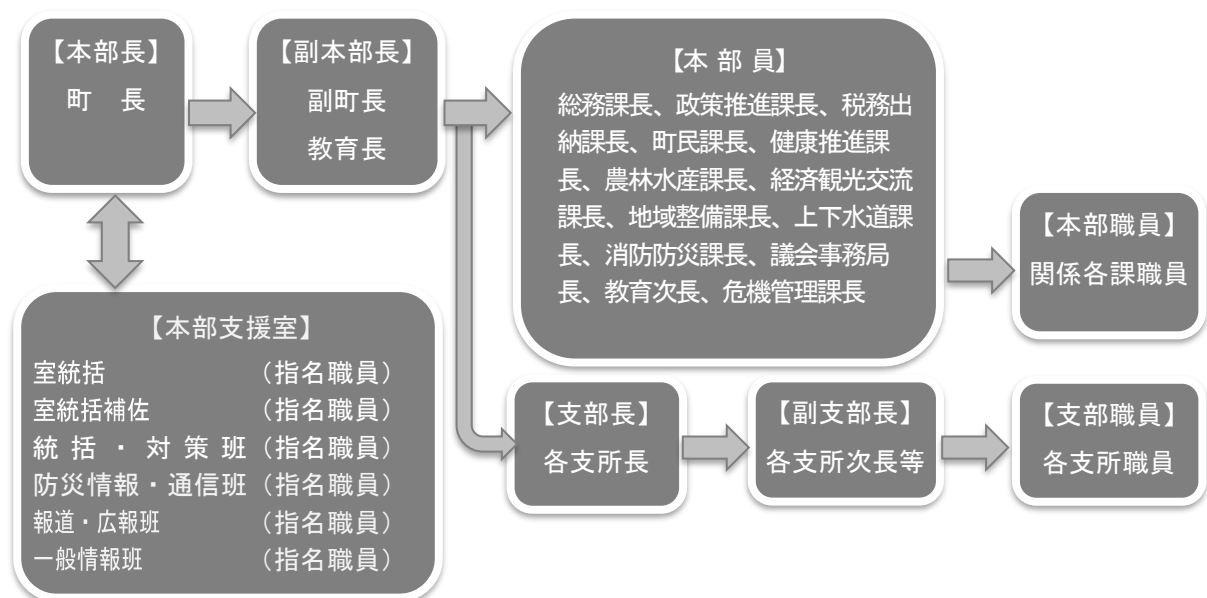
資料編3-1-1 岩泉町災害警戒本部設置要領

(1) 設置基準

- ア 岩泉町に気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表された場合(海上警報を除く)。
- イ 水位周知指定河川(小本川及び安家川)の基準水位が「氾濫注意水位」を超過した場合(アの基準で設置した場合を除く)。
- ウ 大規模な火災、爆発等(「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防第267号)」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。)が発生した場合で町長が必要と認めたとき。
- エ 岩手県に津波注意報が発表された場合。
- オ 町内で震度4を観測する地震が発生した場合。
- カ その他町長が特に必要と認めた場合。

(2) 組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



(3) 本部員等の事務

災害警戒本部の本部員等の役割は、次のとおりである。

〔災害警戒本部及び災害対策本部における本部員等の基本的役割〕

本部	本部長		本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
	副本部長		本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
	本部員		本部長の命を受け、本部の事務に従事する。また、部長となる者は、部の事務を掌理する。
	本部職員		部長の命を受け、本部の所掌事務に従事する。
	本部支援室	室統括	本部長直轄とし、報告、相談、連絡に対して指示する。
		室統括補佐	室統括を補佐し、室統括不在の場合はその任を負う。
		統括・対策班	防災情報・通信班及び一般情報班からの情報に基づいて分析・検討する。また、室統括に報告、相談、連絡し、指示を受けて実行する。その他、受援（リエゾン含む）調整を担う。
		防災情報・通信班	防災情報を監視・収集し、統括・対策班に報告する。室統括又は統括・対策班からの指示により情報配信（対住民・県・関係機関）を行う。
		報道・広報班	メディアコントロールを行う。報道向け資料の作成（口頭説明）を行う。
一般情報班		外線電話からの情報を収集して情報トリアージを行い、統括・対策班に報告する。	
支部	支部長		支部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
	副支部部長		支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。
	支部職員		支部長の命を受け、支部の所掌事務に従事する。

(4) 関係各課等の分掌事務

災害警戒本部の設置と並行して、関係各課等においては、次の防災活動を実施する。

課	支 所	担当内容
危機管理課	各支所	ア 気象警報等の伝達 イ 災害情報及び気象情報の収集 ウ 住家の被害情報の収集 エ 人的被害情報の収集 オ 降水情報の収集 カ 河川水位情報の収集
町民課	各支所	社会福祉施設等被害情報の収集
健康推進課	各支所	社会福祉施設等被害情報の収集
農林水産課	各支所	農業、林業及び水産業被害情報の収集
地域整備課	各支所	ア 降水情報の収集 イ 河川の水位情報の収集 ウ 公共土木施設等の被害情報の収集

課	支 所	担当内容
		エ 交通規制情報の収集
消防防災課	各支所	ア 気象警報等の伝達 イ 災害情報及び気象情報の収集 ウ 災害警戒等消防団活動に関すること
上下水道課	各支所	上下水道施設の被害情報の収集
教育委員会事務局	各支所	学校教育及び社会教育施設等の被害情報の収集

(5) 廃止基準等

ア 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、町本部長が、災害発生のおそれが無くなったと認められるときに廃止する。

イ 町本部長（統括・対策班）は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

3 災害対策本部

災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の 2 及び岩泉町災害対策本部条例の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

資料編 3-1-2 岩泉町災害対策本部条例

(1) 設置基準

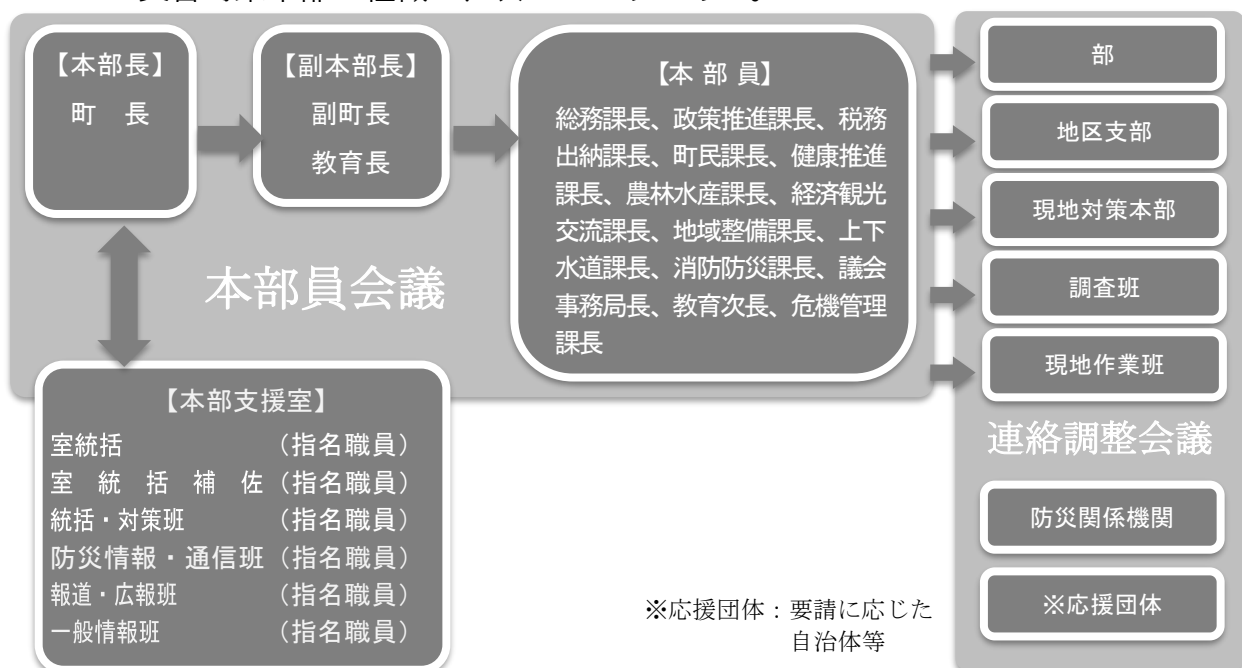
区分	設置基準
指定職員配備※	本部 ア 岩泉町に気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表（海上警報を除く）され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき ウ 岩手県に津波警報が発表された場合 エ 町内で震度 5 弱又は 5 強を観測する地震が発生した場合 オ その他町本部長が特に必要と認めた場合
地区支部	ア 当該地区支部区域に気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表（海上警報を除く）され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき イ 当該地区支部区域に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき ウ 岩手県に津波警報が発表された場合（小本地区支部に限る。） エ 町内で震度 5 弱又は 5 強を観測した場合 オ その他町本部長が特に必要と認めた場合

区分		設置基準
全職員配備	本部	ア 岩泉町に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表された場合 イ 大規模な災害が発生した場合において、町本部長が本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき ウ 岩手県に大津波警報が発表された場合 エ 震度速報で沿岸北部に震度6弱以上が発表された場合又は町内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合 オ その他町本部長が特に必要と認めた場合
	地区支部	ア 岩泉町に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表された場合 イ 大規模な災害が発生した場合において、町本部長が本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき ウ 岩手県に大津波警報が発表された場合（小本地区支部に限る。） エ 震度速報で沿岸北部に震度6弱以上が発表された場合又は町内で震度6弱以上を観測した場合 オ その他町本部長が特に必要と認めた場合

※指定職員は、役職及び当該業務に必要な経験、資格、技能等を考慮して本部長又は各部長が毎年指名する。

（2）組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。



ア 本部員会議

(ア) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、また、必要に応じて地区支部長、現地対策本部長、防災関係機関の長（消防署長、警察署長など）及び応援団体の代表者等が参加し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進する。

(イ) 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

(ウ) 町本部長は、災害応急対策を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な活動について指揮し、町本部長が不在のときは次の順位でその職務を代行する。

第1順位 副町長（副本部長）

第2順位 教育長（副本部長）

第3順位 総務課長（注）

（注）第3順位以降については、岩泉町課設置条例（平成18年岩泉町条例第1号）で定める課の順序とする。

ただし、指揮命令権者の指示を受けることができないとき、又はそのいとまがないときは当該現場にいる最上席の職員が判断し、事後、指揮命令権者に報告する。

(エ) 町本部長は、災害応急対策を迅速かつ円滑に遂行するため、町危機管理アドバイザーを委嘱し、本部員会議に出席又は電話等通信の方法において助言を求めることができる。

イ 部

(ア) 部は、本庁における活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。

(イ) 部及び部に置く班の編成は、次のとおりとする。

〔災害対策本部組織編成表〕

部	部長	副部長	班	班長	班員
本部 支援室	室統括 (※指名職員)	室統括補佐 (※指名職員)	統括・対策班	※指名職員	※指名職員（防災 対策室員含む）
			防災情報・通 信班	※指名職員	※指名職員（防災 対策室員含む）
			一般情報班	※指名職員	※指名職員
			報道・広報班	※指名職員	※指名職員
総務部	総務課長	総務課総括室長	庶務班	総務文書室長	総務文書室員 秘書人事室員
			財政班	財政管財室長	財政管財室員
政策部	政策推進課長	政策推進課 総括室長	政策情報班	政策推進室長	政策推進課員
税務部	税務出納課長	税務出納課 総括室長	税務班	資産税室長	税務室員 資産税室員 収納対策室員
			出納班	出納室長	出納室員
町民 生活部	町民課長	町民課総括室長	住民情報班	戸籍住民室長	戸籍住民室員 国保年金室員
			地域福祉班	地域福祉室長	地域福祉室員
			衛生班	生活衛生室長	生活衛生室員
保健部	健康推進課長	健康推進課 総括室長	救護班	統括保健師	歯科診療所長 健康推進室員
			避難支援班	長寿支援室長	子育て支援室員 長寿支援室員
商工部	経済観光交流 課長	経済観光交流課 総括室長	商工班	経済商工室長	経済観光交流課員
農林 水産部	農林水産課長	農林水産課 総括室長	農業班	農業振興室長	農業振興室員 畜産振興室員 農業委員会 事務局員
			林業水産班	林業水産室長	林業水産室員
土木部	地域整備課長	地域整備課 総括室長	建設班	地域整備室長	地域整備室員
			施設班	施設管理室長	施設管理室員 住宅対策室員
水道部	上下水道課長	上下水道課 総括室長	水道班	水道室長	上下水道課員

部	部長	副部長	班	班長	班員
防災部	消防防災課長	消防防災課 総括室長	防災班	防災室長	消防防災課員
教育部	教育次長	教育委員会 事務局総括室長	総務班	学校教育室長	学校教育室員
			教育班	社会教育室長	教育指導室員 社会教育室員
議会部	議会事務局長	局長指名職員	議会班	—	議会事務局員

(ウ) 各部には、町本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

(エ) 町本部長は、必要があると認める場合は、各部長に対し、他部の分担事務を命ずることができる。

ウ 地区支部

(ア) 地区支部は、災害現地における活動組織として、本部及び現地（警察署、消防署、消防団、地域振興協議会、自主防災組織、町内会等）との緊密な連絡の上、災害応急対策の実施に当たる。

(イ) 支部長にあっては各支所長を、副支部長にあっては各支所次長等をもって充てる。

(ウ) 地区支部員は、支所職員及び地区支部が設置される地区に居住する職員を基本に町本部長が指名する職員とする。ただし、居住する職員がない又は少数の場合は岩泉地区に居住する職員を充てる。

(エ) 津波注意報、津波警報及び大津波警報発表時は、小本地区支部に津波対応非常配備職員を置く。職員は、小本地区支部長と協議の上、町本部長が指名する。

(オ) 地区支部員は、本部支援室指名職員、緊急初動特別職員、出先機関等の職員及び各部で必要な職員は除くものとし、毎年度調整する。

エ 現地災害対策本部

(ア) 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、町本部長が必要と認めたときに設置し、災害対策本部の事務の一部を行う組織として現地において災害情報の収集を行い、地区支部、現地作業班等を指揮、監督するとともに警察署、消防署、消防団、地域振興協議会、自主防災組織、町内会等との連絡調整を行う。

(イ) 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員で構成し、現地災害対策本部長にあっては町本部長が本部員の中から指名し、現地災害対策本部員にあっては本部支援室統括が関係部長と協議の上、指名する。

オ 調査班

(ア) 調査班は、本部長が必要と認めるときに設置し、災害現地における被害状況及び行政機能の状況並びに必要な支援内容等を調査し、必要な情報の提供等を行うとともに、本部長に報告する。

(イ) 班長は、本部長が指名し、班員は、本部支援室統括が関係部長と協議の上、指名する。

カ 現地作業班

(ア) 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要があると認めるときに設置し、避難所の開設・運営、救護、防疫の指導その他の応急対策の実施又は指導に当たる。

(イ) 班長及び班員は、各指定避難所の直近に居住する職員を本部支援室統括が毎年度指名する。

キ 本部支援室、緊急初動特別職員

(ア) 町本部長は、災害対策本部の事務を統括する本部支援室を設置する。

なお、夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において、本部支援室の体制が整うまでの間の初動対応は、緊急初動特別職員が行う。

(イ) 本部支援室の職員は、危機管理課職員、総務課職員、政策推進課職員及び本部支援室業務の経験等を考慮して本部支援室統括が毎年度指名する。また、緊急初動特別職員は、町役場近隣に居住する職員を本部支援室統括が毎年度指名する。

(ウ) 本部支援室は、本部長直属の組織とする。

(エ) 本部支援室の事務は、第1節第2「町の活動体制」2項「災害警戒本部」(3)項「本部員等の事務」の〔災害警戒本部及び災害対策本部における本部員等の基本的役割〕及び次のとおりとする。

〔災害対策本部事務分掌表 ①各部の分掌事務〕

部	班	実施時期				分 担 事 務 (●は災害救助法対象事務)
		警戒	初動	応急	復旧	
本部支援室	統括・対策班					○本部員会議及び連絡調整会議の開催、庶務に関すること。
						○災害対策本部の設置及び運営に関すること。
						○災害対策の方針等の樹立と各部、支部との連絡、災害対策の調整に関すること。
						○県及び他自治体等への応援要請及び受入れ調整に関すること。
						○警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示及び警戒レベル5緊急安全確保の発令に関すること。
						○防災関係機関（放送事業者、ライフライン事業者含む。）との連絡、災害対策の調整に関すること。
						○国、県等への被害状況等の報告に関すること。
						○町本部長の命令伝達に関すること。
						○公用令書の交付に関すること。
						○自衛隊の派遣要請及び受入れ調整に関すること。
	防災情報・通信班					○応援団体の受付、集結・活動・宿泊拠点等の確保に関すること。
						○防災情報・通信班、一般情報班及び関係機関からの情報の集約、分析、室長への報告に関すること。
						○警報・注意報及び災害情報（防災気象情報、河川情報等）の監視、収集、統括・対策班長への報告並びに統括・対策班長からの指示に基づく県、防災関係機関及び住民等への情報伝達に関すること。
	報道・広報班					○非常通信の確保に関すること。
						○通信、電話設備の応急、復旧対策に関すること。
	一般情報班					○報道機関への情報提供、記者会見に関すること。
						○取材対応の統括に関すること。
	一般情報班					○住民等からの通報等の受付、情報トリアージ、統括・対策班への報告に関すること。

部	班	実施時期				分 担 事 務 (●は災害救助法対象事務)
		警戒	初動	応急	復旧	
総務部	庶務班					○防犯、取締り及び被災地の秩序維持に関すること。
						○職員の非常招集、勤務状況及び健康状態の把握に関すること。
						○町議会に関すること。
						○行方不明者、遺体の捜索及び手配に関すること。
						○輸送機関との連絡調整に関すること。
						○燃料の確保並びに給油券の発行に関すること。
						○緊急輸送車両の確保配車に関すること。
	財政班					○応急対策予算及び緊急予算その他の財政金融措置に関すること。
						○応急公用負担に関すること。
						○災害関係物品の購入及び受払に関すること。
						○町有財産の被害調査、使用、貸与、復旧に関すること。
						○損失補償等に関すること。
政策部	政策情報班					○災害復旧・復興計画等の企画に関すること。
						○災害状況等の写真の撮影、収集及び災害状況及び活動状況等の記録に関すること。
						○国及び県に対する要望等の資料作成に関すること。
						○災害視察に関すること。
						○災害広報（広報紙、ホームページ等）に関すること。
						○交通関係機関との連絡調整に関すること。
町民生活部	住民情報班					○り災証明書・被災届出証明の発行に関すること。
						○被災者支援台帳の作成、安否照会への対応に関すること。
	地域福祉班					○要配慮者（障がい者、難病者、外国人等）の救助援護対策に関すること。
						○罹災者に対する生活再建支援資金等に関すること。
						○救援物資の調達協力（日本赤十字社関係）に関すること。
						○福祉避難所の設置、運営の協力に関すること。
						○防災ボランティアに関すること。（災害ボランティアセンターとの連携など）
						○被災者相談に関すること。
						○応急仮設住宅の設置及び維持管理に関すること。
						○義援金の受付及び配付に関すること。
						●災害救助法の適用に関すること。
						●災害救助法に基づく給貸物資等に関すること。
	衛生班					○愛玩動物の救護対策に関すること。
						○感染症予防（消毒）に関すること。
						○一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関すること。
						○し尿処理に関すること。
						●遺体の収容、埋火葬等に関する関係機関との連絡及び遺体の処理に関すること。

本編 第3章 災害応急対策計画

税務部	税務班				○被災住宅等の被害調査に関すること。
					○災害に係る町税の減免及び徴収猶予に関すること。
	出納班				○会計に関すること。
保健部	救護班				●医療、助産、応急救護に関すること。
					○医薬品等の確保に関すること。
					○保健衛生に関すること。
					○医療衛生施設の被害調査及び応急対策に関すること。
					○食品衛生等の保持に関すること。
	避難支援班				○要配慮者（要介護高齢者、乳幼児、妊産婦等）の救助援護対策に関すること。
商工部	商工班				○避難行動要支援者名簿管理の主管に関すること。
					●福祉避難所の設置、運営に関すること。
					○高齢者施設等の被災調査に関すること。
					○物価安定に関すること。
					●食料及び生活必需品等の調達に関すること。
農林水産部	農業班				○観光対策に関すること。
					○商工関係の被害調査、応急対策、復旧に関すること。
					○被災商工鉱業の支援に関すること。
					○食料の調達協力に関すること。
					○農業、畜産関係の被害調査、復旧及び応急対策に関すること。
	林業水産班				○農業気象に関すること。
					○被災農家の支援に関すること。
					○家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。
					○林業、水産業、林業施設及び水産業施設被害の調査に関すること。
					○林業、水産業関係の復旧及び応急対策に関すること。
					○被災林家及び被災漁家、被災水産業者の支援に関すること。
					○漁船等の避難、漁船による海上輸送に関すること。

土木部	建設班				○公共土木施設（町道、農道、林道等）の被害調査に関する事
					○公共土木施設の復旧及び応急対策（通行規制、通行障害物の除去等を含む。）に関する事
					○河川、砂防、海岸、漁港の堤防の応急対策（流下障害物の除去含む。）、復旧に関する事。（施設管理者との連絡など）
					○都市施設の被害調査、復旧に関する事
					○雪害の警戒及び除雪に関する事
					○がけ地等危険地の災害警戒に関する事
	施設班				●被災住宅の応急修理、住居障害物の除去に関する事
					○応急仮設住宅の設置及び維持管理に関する事
					○被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関する事
					○建設関係車両、機械、資機材の調達に関する事
					○緊急輸送道路確保計画に関する事
					○建設機械の緊急使用に関する事
防災部	防災班				○町消防団との連絡・活動調整に関する事。（災害警戒、避難情報の情報伝達、避難者の誘導、消火・救助など）
水道部	水道班				○排水対策に関する事
					●飲用水等の供給に関する事
					○上下水道施設の被害調査、応急復旧に関する事
教育部	総務班				○学校教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関する事
					●避難所の設置及び運営、避難者名簿（在宅者含む。）の作成に関する事
					○児童、生徒の避難、安否確認に関する事
					○救援物資の受け入れに関する事
	教育班				●罹災児童、生徒の学用品調達に関する事
					●炊き出しに関する事。（共同調理場の活用に限る。）
					○文化財及び公民館に関する事
					○社会教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関する事
議会部	議会班				○災害地の応急教育及び教職員の動員に関する事
地区支部					○町議会との連絡に関する事
地区支部					○災害情報の収集、報告、及び各機関との連絡に関する事
					○本部長が特に命ずること

〔災害対策本部事務分掌表 ②活動項目〕

	区分	活動項目
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 気象状況の把握及び分析 (2) 気象予報・警報等の迅速な伝達 (3) 盛岡地方気象台、県地方支部、町地区支部、その他防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
	2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防資機材の点検整備
	3 公安警備対策(警察署)	避難指示及び避難誘導の準備
	4 活動体制の準備	(1) 本部員会議の設置 (2) 地区支部に対する本部の対策動向の連絡 (3) 保健部救護班の活動開始準備
	5 活動体制の徹底	(1) 本部及び地区支部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 県地方支部及び防災関係機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策車両、船舶等の確保 (5) 各部及び地区支部の配備状況の把握 (6) 地区支部に対する管内地区の被害速報の収集報告の指令(人的及び住家被害情報の優先)
災害発生後	1 情報連絡活動	(1) 被害状況の迅速、的確な把握 (2) 被害情報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (5) 気象情報の把握及び伝達 (6) 警察署等との災害情報の照合
	2 本部員会議の開催	(1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣 (8) 本部長指令の伝達

	区分	活動項目
	3 災害広報	(1) 報道機関への対応 (2) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の収集
	4 公安警備対策 (警察署)	(1) 避難指示発令及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施
	5 避難対策	(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の放送依頼 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営
	6 自衛隊災害派遣要請	(1) 孤立地帯の偵察及び救援 (2) 被災者の捜索、救助 (3) 給食給水活動
	7 国及び県等に対する応援要請	(1) 被災者の捜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
	8 防災ボランティア活動対策	(1) 防災ボランティア活動のニーズの把握 (2) 防災ボランティアの受付・登録 (3) 防災ボランティア活動の調整 (4) 防災ボランティアの受入体制の整備
	9 災害救助法適用対策	(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 (3) 救助の種類の判定 (4) 災害救助実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施
	10 現地災害対策本部の設置及び調査班並びに現地作業班の派遣	(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣
	11 機動力及び輸送力の確保	(1) 災害応急対策用車両・船舶等の確保 (2) 道路、橋梁等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物の除去 (4) 道路交通の確保 (5) 港湾施設等の被害状況の把握 (6) 海上輸送の確保 (7) 場外離発着場の被害状況の把握 (8) 航空輸送の確保

	区分	活動項目
	12 医療・保健対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品、医療用資器材の調達あっせん
	13 食料、生活必需品等物資の応急対策	(1) 食料のあっせん (2) 被服、寝具その他の生活必需品の調達あっせん
	14 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の確保
	15 感染症予防対策	(1) 防疫活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 感染症予防用資機材の調達あっせん
	16 文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 町立学校等施設の応急対策の実施
	17 農林水産応急対策	(1) 農林水産被害の把握 (2) 病虫害防除の実施 (3) 家畜防疫の実施 (4) 技術指導の実施 (5) 動物用医薬品・医療用資器材の調達あっせん
	18 土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 下水道応急対策の実施 (4) 直営工事応急対策の実施 (5) 浸水対策の実施 (6) 土砂災害危険箇所における災害防止対策の実施
	19 県・国等への陳情要望対策	(1) 県・国等への要望書及び陳情書の提出 (2) 災害に対する県・国の動向把握及びその対策
	20 被害者見舞対策	(1) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
	21 被災者に対する生活支援	(1) 物価の値上り防止対策 (2) 被災者の住宅対策 (3) 世帯更生資金対策 (4) 農林水産復旧対策 (5) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (6) 商工業復旧対策 (7) 公共土木施設関係復旧対策 (8) 見舞金及び義援金品の受入及び配付

区分	活動項目
	(9) 家屋等被害調査 (10) 被災証明、被災届出証明に関する事

(オ) 本部支援室職員は町本部から配備指令があった場合及び災害対策本部設置基準((1)参照)に該当する事態が発生したと認識した場合、また、緊急初動特別職員は勤務時間外に災害対策本部非常配備体制に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合、直ちに本部に参集し、本部立上げマニュアルにより担当業務を遂行する。

(カ) 本部長は、本部支援室の体制が整い、緊急初動特別職員の所期の任務を達成したと認める場合は、所属先に身分を移管する。

ク 連絡調整会議

(ア) 連絡調整会議は、町本部と防災関係機関及び応援団体が連携して行う活動について活動方針、連携体制及び活動スケジュール等の調整を必要とする場合に設置する。

(イ) 議長は当該活動を主管する部の部長(又は班の班長)とし、関係する部の本部連絡員及び関係機関・団体の代表者等で組織する。また、会議は必要に応じて本部員会議と合同で開催する。

ケ 会議等スペースの確保

各種会議を設置した場合、会議の円滑化、関係者の迅速な情報共有を図るため、必要に応じて会議や執務に必要なスペースを大会議室等に集約し、必要な什器、設備、機器等を配備する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

集約候補施設	本庁舎大会議室
確保スペース	① 本部員会議スペース ④ 本部連絡員執務スペース ② 連絡調整会議スペース ⑤ 関係機関・応援団体執務スペース ③ 本部支援室執務スペース ⑥ その他必要なスペース

(3) 分掌事務

ア 災害対策本部の分掌事務は第1節「活動体制訓練」第2「町の活動体制」3項「災害対策本部」(2)・キ・(エ)の〔災害対策本部事務分掌表 ①各部の分掌事務〕に定めるところによる。

この場合において、同表が改正されたときは、この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同表の改正内容により修正されたものとみなす。

イ 各部は、平常時から所管する事務について、〔災害対策本部事務分掌表②活動項目〕を考慮した活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

(4) 廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

ア 町本部長が、町の地域に災害が発生するおそれがなくなったと認めるとき

イ 町本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき

4 災害対策本部等の設置及び廃止通知

町本部長（統括・対策班）は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちに次の関係機関に通知する。

〔通知先の機関及び通知方法〕

名称	通知方法	住所
宮古地域振興センター	岩手県災害情報集計システム https://www.bousai-iwate.jp/saigai-jouhou-system/ システムが使用不能な場合 電話 0193-64-2211	宮古市五月町 1-20
岩泉警察署	電話 0194-31-0110	岩泉町 岩泉字 太田 23-4
岩泉消防署	電話 0194-22-3456	岩泉町 岩泉字 中野 40-50
小本浜漁業協同組合（津波注意報等発表時）	電話 0194-28-2125	岩泉町 小本字 家の向 221-1

第3 職員の動員配備体制

1 配備体制

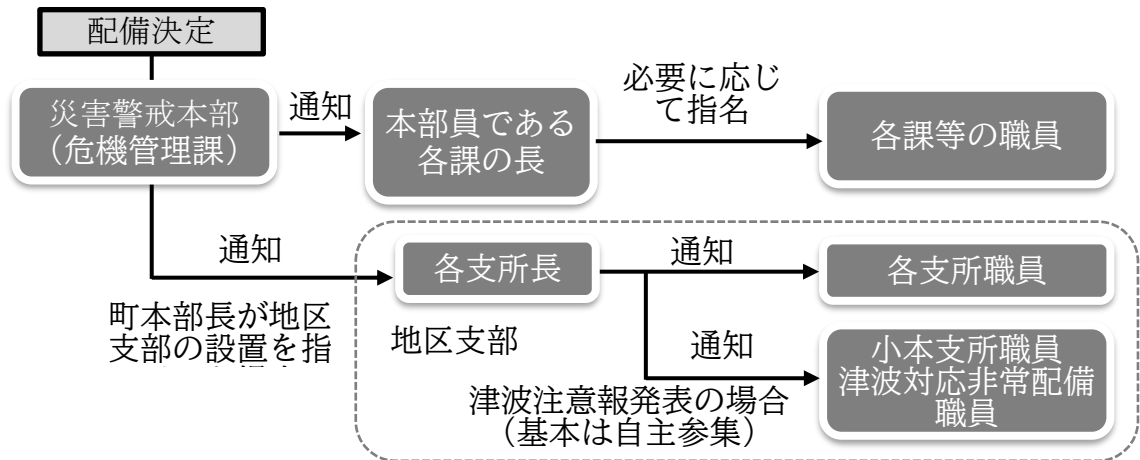
配備体制は、次のとおりとする。

配備体制		配備職員の範囲 (本部長、副本部長、本部員及び本部支援室職員を除く。)	
		本部	地区支部
災害警戒本部		本部員である各課等の長が必要に応じて指名する当該課等の職員	町本部長が地区支部の設置を指示した支所の職員（津波注意報発表の場合は、小本支所の職員及び津波対応非常配備職員）
災害対策本部	指定職員配備	各課等の総括室長及び各課等の長が必要に応じて指名する当該課等の職員	全地区支所の職員及び指名地区支部職員（津波警報又は大津波警報発表の場合は、小本支所の職員及び津波対応非常配備職員）
	全職員配備	全職員	

2 動員の系統

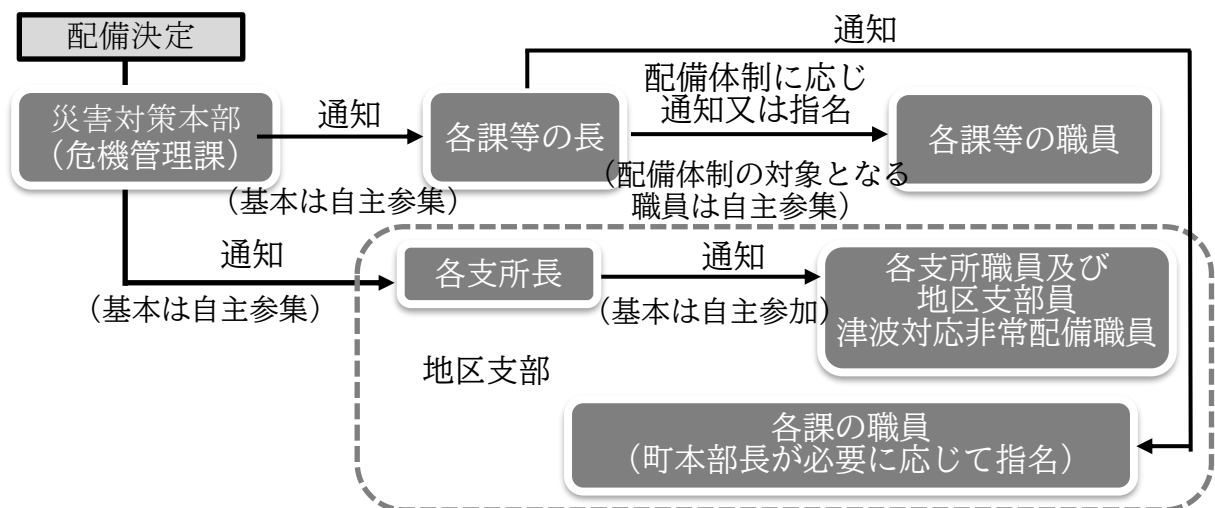
動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部



※本部支援室設置時は、(危機管理課)を(本部支援室)に読み替える。

(2) 災害対策本部



※本部支援室設置時は、(危機管理課)を(本部支援室)に読み替える。

3 動員の方法

(1) 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区分	伝達方法
勤務時間内	電子メール(携帯端末)、庁内放送、電話、防災行政無線等
勤務時間外	電子メール(携帯端末)、電話、防災行政無線、等

(2) 各課長及び地区支部長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、次の事項を定める。

- ア 配備指令の系統及び順位
- イ 職員ごとの参集方法及び所要時間
- ウ 所属公所に参集できない場合の参集先
- エ その他必要事項

4 動員体制の整備

各課等の長は、あらかじめ配備体制に基づく課員の動員連絡体制（様式1）を作成し、これを危機管理課長へ報告するとともに、当該課等の職員に周知徹底しておくものとする。

様式編3-1-1 災害対策本部動員連絡体制

5 自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに勤務地又は地区支部に参集する。

6 勤務地に参集できない場合の対応

- (1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、勤務地に参集できないときは、所属長に連絡の上、原則として、本庁又は最寄りの地区支部に参集する。
- (2) 参集した職員は、参集先の機関の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- (3) 到着の報告を受けた参集先の機関の長は、その参集状況を取りまとめの上、町本部長に報告する。
- (4) 参集先の機関の長は、その後の状況によって、所属以外の職員を所属部署へ移動することが可能と判断した場合は、所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

7 職員の応援、配置調整

- (1) 各部長は要員が不足する班が生じたときは、部内他班の職員を応援させるものとする。
- (2) 各部長は、所管する業務を執行するに当たり、部内の職員を総動員してもなお不足するときは、総務部長に応援要請書（様式2）により増員を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、応援要請書は事後に提出できるものとする。

様式編3-1-2 応援要請書

- (3) 総務部長は、各部長から増員の要請を受けた場合において、その必要性を認めたときは、速やかに不足する人員を他の部から増員するものとする。
- (4) 本部長は、全本部職員をもってしてもなお要員が不足するときは、他の市町村、県又は国の職員の派遣を県知事あてに要請するものとする。また、災害初期などにおいて応援職員の受け入れに時間を要する場合は、重要業務に職員を重点的に配置するものとする。

〔重点配置が必要な重要業務の例〕

- ア 本部支援室の業務
- イ 住民等の避難支援、医療救護、安否確認
- ウ 避難所の開設、運営
- エ 食料、生活必需物資の調達及び避難所等への供給
- オ その他住民の生命にかかわる業務

8 職員の心得

- (1) 職員は、休日又は勤務時間外に災害の発生又はその危険を覚知したときは、その状況に応じ登庁又は連絡をし、上司の指示を受けるものとする。
- (2) 自主参集基準に該当する場合は、原則として、負傷者などを除く全職員は速やかに参集する。
- (3) 職員の家族、住居に被害が発生した場合には、必要な措置に当たるとともに、その状況を報告し、上司の指示を受けるものとする。
- (4) 職員は、昼夜間の別、災害の程度により、ときには長期化する場合を考慮し服装、装備、携行品に留意する。

9 職員の健康管理

- (1) 各部長は、所属職員の勤務状況や健康状態を把握し、過労や健康障害を防ぐために適度な休息をとるよう指示するものとする。また、精神的負担の大きい業務に特定の職員が長時間従事することがないように、職員の交替勤務を計画、実行するものとする。
- (2) 災害対策が長期化する場合、総務部長（庶務班）は保健部長（救護班）を通じて医師等を確保し、職員の健康調査を行う。また、帰宅が困難な職員のために休息スペースを確保する。
- (3) 町本部長（統括・対策班）は、精神的負担が大きく特定の部の職員では長期的対応が困難な業務を必要に応じて指定し、全ての職員が交替勤務で対応するよう各部長に指示する。この場合、総務部長（庶務班）は各部長と調整してそれらの指定業務の交代勤務計画を策定する。

〔精神的負担が大きい業務の例〕

- ア 住民からの通報等の受付
- イ 遺体の処理
- ウ 避難所の運営
- エ その他被災者に対面し、苦情等に対応する業務

第4 防災関係機関の活動体制

- 1 防災関係機関は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画、県計画及び町計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。

- 2 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 3 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- 4 災害応急対策の実施に当たっては、県等との連携を図る。
- 5 防災関係機関等は、災害応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- 6 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとする。

第5 台風接近時のタイムライン

台風が接近し、大雨により、小本川や安家川の氾濫及び土砂災害が発生するおそれがある場合、事前に気象情報や警報等が段階的に発表されることから、それらの発表段階に応じて、関係機関や住民が協調した防災活動を実施することが有効である。

このタイプの災害に対してはあらかじめ設定したタイムラインを活用し、町及び防災関係機関並びに住民等が共通の時間軸で協調した防災活動を実施することとする。

台風接近時の基本的なタイムラインを次のとおり「台風接近時のタイムライン」に定める。

〔台風接近時のタイムライン〕

時間	気象情報・警報等	河川管理者	岩泉町	消防・警察・道路管理者	公共交通機関	住民・事業所
3日前	○台風情報の発表	○台風情報の確認	○台風情報の確認	○台風情報の確認	○台風情報の確認	○台風情報の確認
2日前		○資機材の確認・準備 ○排水機場等の操作確認	○避難活動手順の確認 ○休校(所)等の検討	○水防活動、通行規制等手順の確認	○鉄道・バスの運行停止等手順の確認、広報	○避難行動の確認
1日前	○大雨・洪水注意報	○雨量・水位等の観測情報、予測情報等の提供	○気象情報、雨量・水位等の情報収集 ○休校(所)等の決定、連絡	○気象情報、雨量・水位等の情報収集 ○水防活動、通行規制の準備	○気象情報、雨量・水位等の情報収集	○気象情報等の確認 ○家屋等の浸水・強風対策 ○臨時休業の決定、連絡
半日前	○大雨・洪水警報	○警戒体制	○浸水・がけ崩れ・強風等への注意喚起	○アンダーパス等の注意喚起	○鉄道・バスの運行停止準備	○避難情報の確認、外出等の自粛 ○要配慮者の避難開始 ○避難行動要支援者の支援開始
	○氾濫注意水位超過	○管理施設等の巡視		○水防活動の開始	○鉄道・バスの運行状況・見通しの広報	
	○土砂災害警戒情報	○避難情報の助言		○浸水、がけ崩れ等危険箇所	○鉄道・バスの一部運休	
	○避難判断水位超過		○警戒レベル3高齢者等避難の発表、広報 ○避難所の一部開設	○避難者の誘導 ○水防活動等の巡視、通行規制		
0時間	○氾濫危険水位超過 ○大雨特別警報	○排水機場の運転停止 ○避難情報の助言	○警戒レベル4避難指示等の発令、広報 ○避難所の開設 ○避難者の誘導 ○自衛隊の災害派遣要請	○避難者の誘導 ○内水・がけ崩れ・倒木等の発生箇所の通行規制 ○水防活動等従事者の退避	○鉄道・バスの運行停止、施設の保全	○住民の避難開始
(発災)	○氾濫発生情報 ○災害発生情報	○被害状況の把握 ○排水作業の準備	○屋内退避指示の発令、広報 ○行方不明者等の安否確認	○逃げ遅れた住民の救助 ○行方不明者の搜索	○被害状況把握、施設点検 ○鉄道等の運行見通しの広報、一部再開	○避難遅延者の屋内退避 ○避難生活
1日後						
3日後	○警報の継続	○排水作業	○被災者の各種救援	○道路等の応急復旧	○運行の再開	○生活の復旧

(注) 実際の災害では、台風の状況、降雨の状況、氾濫の発生箇所等によって時間軸が変化する。

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 気象の予報・警報等（以下、本節中「気象予報・警報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る情報の伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	活動の内容
町本部長	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表及び伝達
県本部長	1 気象予報・警報等の市町村等に対する伝達 2 県管理指定河川水防警報等の発表 3 県管理指定河川氾濫危険水位情報等の発表 4 土砂災害警戒情報の発表
第二管区海上保安本部 （釜石海上保安部） （宮古海上保安署）	気象予報・警報等の船舶への周知
東日本電信電話（株）	気象予報・警報等の市町村に対する伝達
盛岡地方気象台	1 気象予報・警報等の発表 2 土砂災害警戒情報の発表 3 上記の気象予報・警報等の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局 （株）IBC岩手放送 （株）テレビ岩手 （株）岩手めんこいテレビ （株）岩手朝日テレビ （株）エフエム岩手	気象予報・警報等の放送

第3 実施要領

1 気象予報・警報等の種類及び伝達

（1）気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及び内容は、次のとおりである。

（気象業務法に基づくもの）

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に

促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 気象予報・警報等の種類及び内容

資料編 3-2-1 気象警報等の種類及び内容

資料編 3-2-2 気象警報・注意報発表基準（盛岡地方气象台）

（2）伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

種類	発表機関	伝達系統
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報	気象庁本庁及び盛岡地方气象台	資料編 3-2-3 気象警報等伝達系統図
土砂災害警戒情報	盛岡地方气象台及び県	資料編 3-2-4 土砂災害警戒情報伝達系統図
大津波警報・津波警報・津波注意報	気象庁又は大阪管区气象台	資料編 3-2-5 津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図
津波に関する情報	気象庁又は大阪管区气象台	資料編 3-2-5 津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図
地震に関する情報	気象庁本庁等	資料編 3-2-5 津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図
県管理河川水防警報 （小本川、安家川）	岩泉土木センター	資料編 3-2-6 水防警報等伝達系統図
県管理河川氾濫危険水位到達情報 （小本川、安家川）		
火災警報	町長及び消防本部消防長	資料編 3-2-3 気象警報等伝達系統図

(3) 町の措置

ア 町本部長（統括・対策班、防災情報・通信班）は、気象予報・警報等を受領し、火災警報を発令する場合及び火災気象通報を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

イ 町本部長（防災情報・通信班）は気象等の特別警報を受領した場合、または自ら知った場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。

ウ 町の気象予報・警報等の伝達経路は、次のとおりとする。

① 気象警報等伝達系統図

資料編 3-2-3 気象警報等伝達系統図

② 土砂災害警戒情報伝達系統図

資料編 3-2-4 土砂災害警戒情報伝達系統図

③ 津波警報等伝達系統図

資料編 3-2-5 津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図

④ 地震及び津波に関する情報伝達系統図

資料編 3-2-5 津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図

⑤ 水防警報等伝達系統図

資料編 3-2-6 水防警報等伝達系統図

⑥ 情報別情報発信内容

資料編 3-2-7 情報別情報発信内容

エ 夜間、休日、勤務時間外等における気象予報・警報等の受領は災害警戒本部又は災害対策本部（以下、この節中「災害警戒本部等」という。）が設置されている場合を除き、本庁の当直員及び消防防災課員が行うものとし、この場合において災害警戒本部等設置基準に該当する気象予報・警報等を受領したときは、本庁の当直員は災害警戒本部等設置時における本部支援室の指名職員に電話により通知する。

オ 気象予報・警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地区支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。

カ 火災警報の発令及び気象予報・警報等の広報は、おおむね、次の方法による。

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 防災行政無線 | ⑤ ソーシャルメディア |
| ② 電話（IP知端末機器） | ⑥ 広報車 |
| ③ 携帯端末の緊急速報メール機能 | ⑦ サイレン及び警鐘 |
| ④ 防災メール | ⑧ 自主防災組織等の広報活動 |

(4) 防災関係機関の措置

ア 小本浜漁業協同組合

津波、高潮等の警報・注意報等の連絡を受けた場合は、航行中及び入港中の船舶並びに港湾及び海岸での操業者等（釣り人等含む。）に周知する。

イ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町本部長（一般情報班）、警察官又は海上保安官に通報する。

イ 異常現象の通報を受けた警察官若しくは海上保安官は、その旨を町本部長（防災情報・通信班）に通報するとともに（2）に定める担当機関の長に通報するように努める。

(2) 町本部長（総括・対策班）等の通報先

通報を受けた町本部長（統括・対策班）は、次の区分に従い、担当機関の長に通報する。

種類	担当機関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	岩泉土木センター 県防災課	県の管理に属する河川に係るもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方气象台 県防災課	気象、地象、水象に係る全てのもの
その他に関するもの	県防災課	国又は県による防災の措置が必要と認められるその他の現象

(3) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区分		異常現象の内容
水防に関する事項		堤防の異常
気象に関する事項		竜巻、ひょう、突風等で著しく異常な気象現象
地象に関する事項	地震関係	数日間にわたり頻繁に感じるような地震
	土砂災害関係	ア 渓流 流水内での転石、新たな流水の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り イ がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみだし、地鳴り
水象に関する事項		潮位の異常な変動
その他に関する事項		通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関等の所有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

1 電気通信設備の利用

町本部長（防災情報・通信班）は、災害時における通信連絡に当たっては、防災行政無線、消防無線の専用通信施設を有効に活用する。特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。

電気通信設備が輻輳した場合は、災害時優先電話を利用し通信を確保する。また、地区が孤立した場合は、各支所等に配備した衛星携帯電話を使用する。

資料編3-3-1 防災行政無線配置状況

2 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

（1）他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

ア 町本部長（防災情報・通信班）及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、海上保安通信設備、気象通信設備、鉄道通信設備、電力通信設備、自衛隊通信設備

イ これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 利用し、又は使用しようとする通信施設② 利用し、又は使用しようとする理由③ 通信の内容④ 発信者及び受信者⑤ 利用又は使用を希望する期間⑥ その他必要な事項 |
|---|

ウ 町内の主な無線通信施設

資料編3-3-3 町内の主な無線通信施設

(2) 非常通信の利用

ア 町本部長（防災情報・通信班）及び防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

イ 非常通信は、地震、台風、洪水、津波、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。

ウ 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。

エ 非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」に定めるところによる。

資料編3-3-3 非常通信運用細則

オ 防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局とあらかじめ、協議を行う。

カ 非常通信は、最寄りの東北地区非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。

資料編3-3-4 東北地方非常通信協議会構成員（岩手県内）

キ 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

- | |
|---|
| <p>① あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号</p> <p>② 字数は 200 字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。</p> <p>③ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。</p> <p>④ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。</p> |
|---|

ク 非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。

(3) 東北総合通信局による通信支援

県本部長及び町本部長（統括・対策班）は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(4) 自衛隊による通信支援

町本部長（統括・対策班）及び防災関係機関（海上保安機関及び航空保安機関を除く。）の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(5) 放送の利用

ア 県本部長及び町本部長（統括・対策班）は、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続きに基づき、災害に関する通知・要請、気象予報・警報等の放送を、日本放送協会盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ及び(株)エフエム岩手に対して要請することができる。

イ 県本部長及び町本部長（統括・対策班）は、次の分担により要請する。

区分	内 容
町本部長	主として町の地域の災害に関するもの（ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。）
県本部長	① 県全域又は複数の市町村の地域に及ぶ災害に関するもの ② 日本放送協会盛岡放送局に対する緊急警報放送に関するもの

ウ 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。

① 放送を求める理由	④ 放送希望時間
② 放送内容	⑤ その他必要な事項
③ 放送範囲	

なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

放 送 局 名	担当部局	電話番号	所 在 地
日本放送協会盛岡放送局	コンテンツセンター	019-626-8826	盛岡市上田 4-1-3
(株)IBC岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町 6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸 2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮字松幅 89
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通 2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	盛岡市内丸 2-10

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。
- 5 町及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- 6 町は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報 報告様式	被害額等 報告様式
町本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	—
	2 避難指示、緊急安全確保の実施状況	1-1	—
	3 人的被害及び住家被害の状況	2、 2-1、 2-2	2、 2-1、 2-2
	4 町有財産の被害状況	3	3
	5 県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
	6 国立、県立以外の医療施設、上下水道施設、衛生施設の被害状況	B、C、5、 5-1	5
	7 消防施設の被害状況	6	6
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	D	7
	9 商工関係の被害状況	E	8
	10 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況	9	9
	11 県管理以外の水産関係の被害状況	F	10
	12 県管理以外の漁港施設の被害状況	F	11
	13 県管理以外の農業施設の被害状況	F	12
	14 県管理以外の農作物等の被害状況	F	13、 13-1
	15 県管理以外の家畜等の被害状況	F	14
	16 県管理以外の農地農業用施設の被害状況	F	15
	17 林業施設、林産物、町有林及び私有林の被害状況	F	16
	18 町管理の河川、道路・橋りょう、海岸及び都市施	G-1	17

実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報 報告様式	被害額等 報告様式
	設等の被害状況		
	19 町管理の公営住宅等被害状況	G-1	18
	20 町立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況	H	19
	21 町立学校の被害状況	H	20
	22 町指定文化財の被害状況	H	21
県本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	—	—
	2 避難指示等の実施状況		
	3 人的被害及び住家被害の状況		
	4 県管理施設等の被害状況		
三陸北部森林管理署	国有林の施設、森林等の被害状況		
東北運輸局 岩手運輸支局	船舶の被害状況（漁船を除く。）	—	—
釜石海上保安部 宮古海上保安署	1 海上における災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	—	—
	2 人的被害の状況		
三陸国道事務所	国管理の道路、橋りょう、海岸、砂防及び地すべり防止施設等の被害状況	—	—
東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ (株) (株)NTT ドコモ KDD I (株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	所管する電気通信施設の被害状況	—	—
三陸鉄道(株)	所有する鉄道関係施設の被災状況	—	—
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワー ク(株)宮古電力センタ ー	所管する電力関係施設の被災状況	—	—

※各報告様式は様式編を参照

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 町

ア 町本部長（統括・対策班）は、災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。また、災害情報の記録、受付、連絡等に使用する様式を、通信機器等に配置させる。

イ 災害情報の総括責任者は室統括（危機管理課長）とし、災害情報の収集、総括及び本部長への報告に当たらせる。

ウ 町本部長（防災情報・通信班）は、災害情報の収集に当たっては、岩泉警察署と緊密に連絡を行う。

また、必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより上空から被災状況の把握に努める。

エ 町本部長（統括・対策班）は、災害の規模及び状況により、当該町本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、県地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

- | | |
|----------|-------------|
| ① 職種及び人数 | ④ 応援業務の内容 |
| ② 活動地域 | ⑤ 携行すべき資機材等 |
| ③ 応援期間 | ⑥ その他参考事項 |

オ 町本部長（統括・対策班）は、被害状況を、県地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。

カ 町本部長（防災情報・通信班）は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。

キ 町本部長（統括・対策班、消防機関の長を含む。）は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。

ク 町本部長（統括・対策班、消防機関の長を含む。）は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後 30 分以内に報告する。

ケ 町本部長（統括・対策班）は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。

コ 町本部長（統括・対策班）は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。

（ア）災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。

（イ）収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。

（ウ）町が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報については、その情報源及び収集方法を明らかにしておく。

サ 町本部長（統括・対策班）は、必要に応じ、県本部、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

（2）防災関係機関

各防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。

また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。

2 災害情報収集の優先順位

- (1) 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。
- (2) 災害発生の当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。
- (3) 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。
- (4) 町本部（防災情報・通信班）及び防災関係機関は、災害情報等が殺到する場合、次の区分により、重要度の高い情報を優先して統括・対策班長及び当該情報に対処する機関に連絡する。

重要度A：人命に関わるもの（避難、救助等に関わるもの）
 重要度B：Aほどではないが対応を急ぐもの
 重要度C：上記以外

3 災害情報の報告要領

(1) 報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね次の基準に合致するものをいう。

ア 町の管轄地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの

イ 災害救助法の適用基準に合致するもの

ウ 県又は町が災害対策本部を設置したもの

エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの又は県における災害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの

カ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 被害状況判定の基準

災害による人及び建物等の被害の判定基準

[資料編3－4－1 被害状況判定の基準](#)

(3) 災害情報の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。

種類	内容	報告様式	伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式1～1-1	原則として、電子メール及び県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）を使用したシステム、電子メールによるものとし、県防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXはバックアップ用として利用する。
	災害の規模及びその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式B～H及び様式2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9、22、23、24	
被害額等報告	被害額等が判明したときに、種類別に報告するもの	様式2～21	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

(4) 災害対策基本法に基づく報告

ア 災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである。（町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合も、これに準じる。）

（ア）県において災害対策本部を設置した災害

（イ）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

（ウ）（ア）又は（イ）に定める災害になるおそれのある災害

イ 上記報告は、消防庁に対して行うものとし、消防組織法第40条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

ウ 確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防庁長官あての文書を各一部ずつ消防庁に提出する。

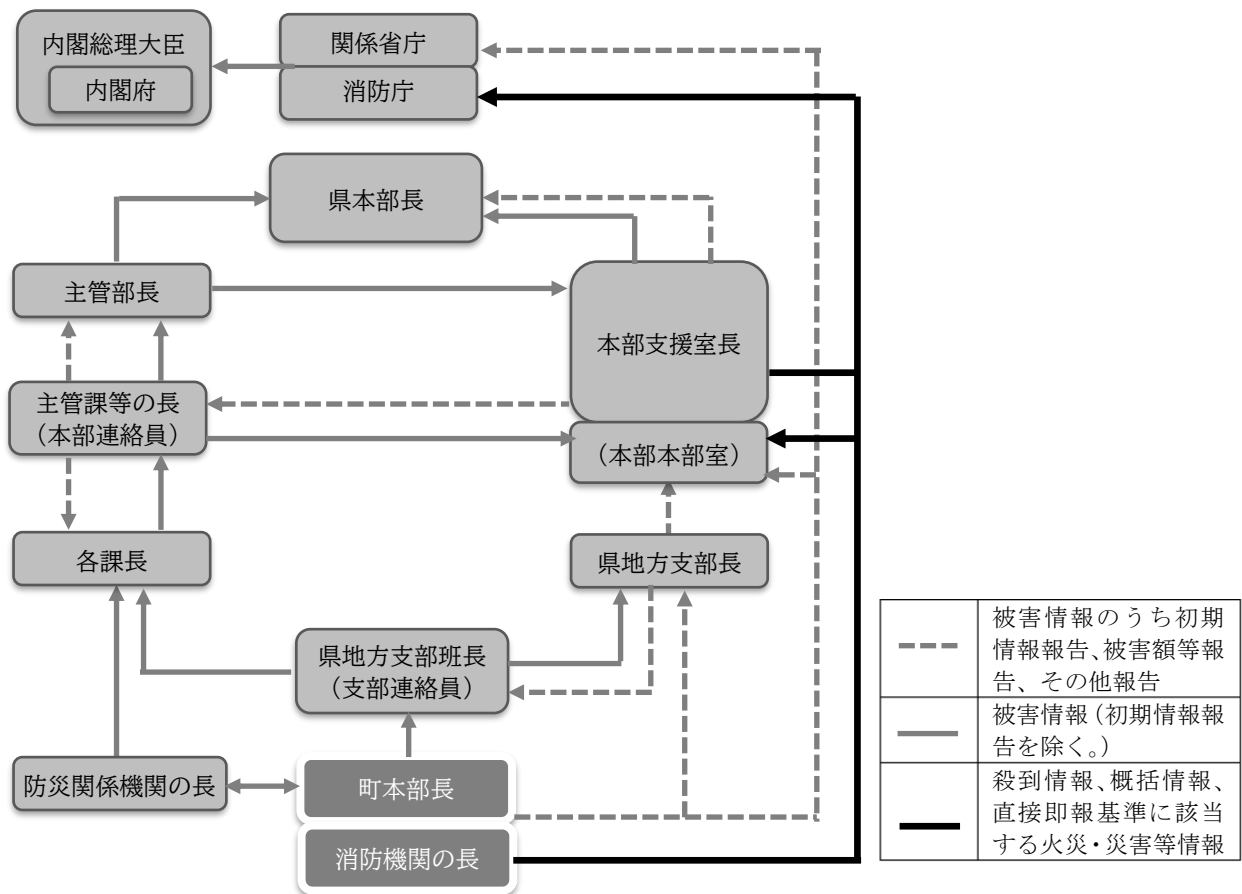
エ 消防庁への報告先は、次のとおりである。

	平日（9：30～18：15） 〔消防庁応急対策室〕	左記以外 〔消防庁宿直室〕
N T T回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
消防防災無線 ※マイクロ電話	TEL 90-49013 FAX 90-49033	TEL 90-49102 FAX 90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	TEL 048-500-90-49013 FAX 048-500-90-49033	TEL 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036

(5) 報告の系統

町本部長（各班）は、次の報告系統図及び報告区分別系統図により担当分野の災害情報を県に報告する。

資料編3-4-2 報告区分別系統図



4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

町本部長（防災情報・通信班）及びその他の防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 町と県本部、県支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一般有線電話使用）、電報、非常通信

イ 町本部と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動への協力に努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定の上、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮する。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	広報広聴活動の内容
町本部長	1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等の発表状況及び災害発生時の注意事項 3 町が実施した避難指示等 4 避難所の開設状況 5 医療所、救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な情報
県本部長	1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難指示等 4 救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報

実施機関	広報広聴活動の内容
	7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
釜石海上保安部 宮古海上保安署	1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 事故発生海域における船舶運航の安全に係る指示
三陸国道事務所	1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急普及の見通し
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 通信の疎通の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本赤十字社 岩手県支部岩泉町分区	義援金の募集
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	防災ボランティアの募集情報
社会福祉法人岩手県共同募金会 岩泉町共同募金委員会	義援金の募集及び受付け情報
日本放送協会盛岡放送局	1 気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 避難指示等の情報 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	1 気象予報・警報等の伝達 2 避難指示等の情報 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局	1 避難指示等の情報 2 災害の発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況

実施機関	広報広聴活動の内容
(株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局	
JRバス東北(株) 岩手県北自動車(株)	1 バス路線の復旧状況 2 利用者等への情報提供
三陸鉄道(株)	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

ア 町本部長(政策情報班)は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真等を作成し、又は収集する。

(ア) 町本部政策部政策情報班等が撮影した写真、ビデオ等

(イ) 地区支部、現地災害対策本部、調査班が撮影した写真、ビデオ等

(ウ) 防災関係機関及び住民等が撮影した写真、ビデオ等

(エ) ヘリコプター等による被災地の航空写真、ビデオ等

(オ) 災害応急対策活動の状況取材した写真、ビデオ等

イ 広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過推移を知ることのできる資料の収集に努める。

ウ 町本部長(政策情報班)は、撮影日時、地名等を明らかにして、政策推進課行政情報室において管理保管する。

エ 町本部長(政策情報班)及び防災関係機関は、県本部長に災害に係る広報資料を提供するとともに適時に更新する。また、県本部が収集、作成した資料の提供を求める。

(2) 住民に対する広報

ア 広報の実施

町本部長(防災情報・通信班、報道・広報班、政策情報班)及び防災関係機関(以下「災害広報の実施者」という。)は、密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の住民等に必要な広報を的確に行う。

イ 広報の優先順位

災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について優先的に行う。

① 災害の発生状況	⑦ 毛布等の生活関連物資の配給体制
② 災害発生時の注意事項	⑧ 安否情報
③ 避難指示等の発令状況	⑨ ライフラインの応急復旧の見通し
④ 道路及び交通情報	⑩ 生活相談の受付
⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況	⑪ 各災害応急対策の実施状況
⑥ 給食、給水の実施状況	⑫ その他の生活関連情報

ウ 広報の方法

(ア) 災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。

(イ) 災害広報の実施者は、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

- | |
|---|
| ① 町防災行政無線 |
| ② 広報車 |
| ③ ヘリコプター等の航空機 |
| ④ インターネット（携帯端末へ配信できるサービス、ツイッター等のソーシャルメディア等を含む。） |
| ⑤ 広報誌 |
| ⑥ テレビ |
| ⑦ ラジオ |
| ⑧ 新聞 |
| ⑨ IP 告知端末機 |
| ⑩ 掲示板（被災者対応窓口等に設置） |

(3) 報道機関への発表

ア 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、町本部長が必要と認める情報について行う。

イ 発表は、原則として、町本部本部支援室統括（報道・広報班）が行う。

ウ 町本部本部支援室統括（報道・広報班）は、報道機関に発表する情報について、町本部各班に送付するとともに、必要に応じて防災関係機関に提供する。

エ 防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として、町本部本部支援室統括と協議の上、行う。ただし、緊急を要する場合には、発表後速やかに、その内容を町本部本部支援室統括（報道・広報班）に報告する。

オ 被害が甚大な場合は、本部長による定例記者会見を行う。町本部本部支援室統括（報道・広報班）は会見日時の設定、記者会見場、記者控室、掲示板等を確保して報道機関に周知する。

(4) 取材対応

報道機関からの取材申し込みは町本部（報道・広報班）が受け付け、取材内容等を確認した上で本部支援室統括が可否を判断する。

また、本部支援室統括（報道・広報班）は、災害対策への支障や被災者の感情を考慮して取材ルールを設定し、報道機関に周知する。なお、本部執務室や避難所等への立ち入りは原則として禁止する。

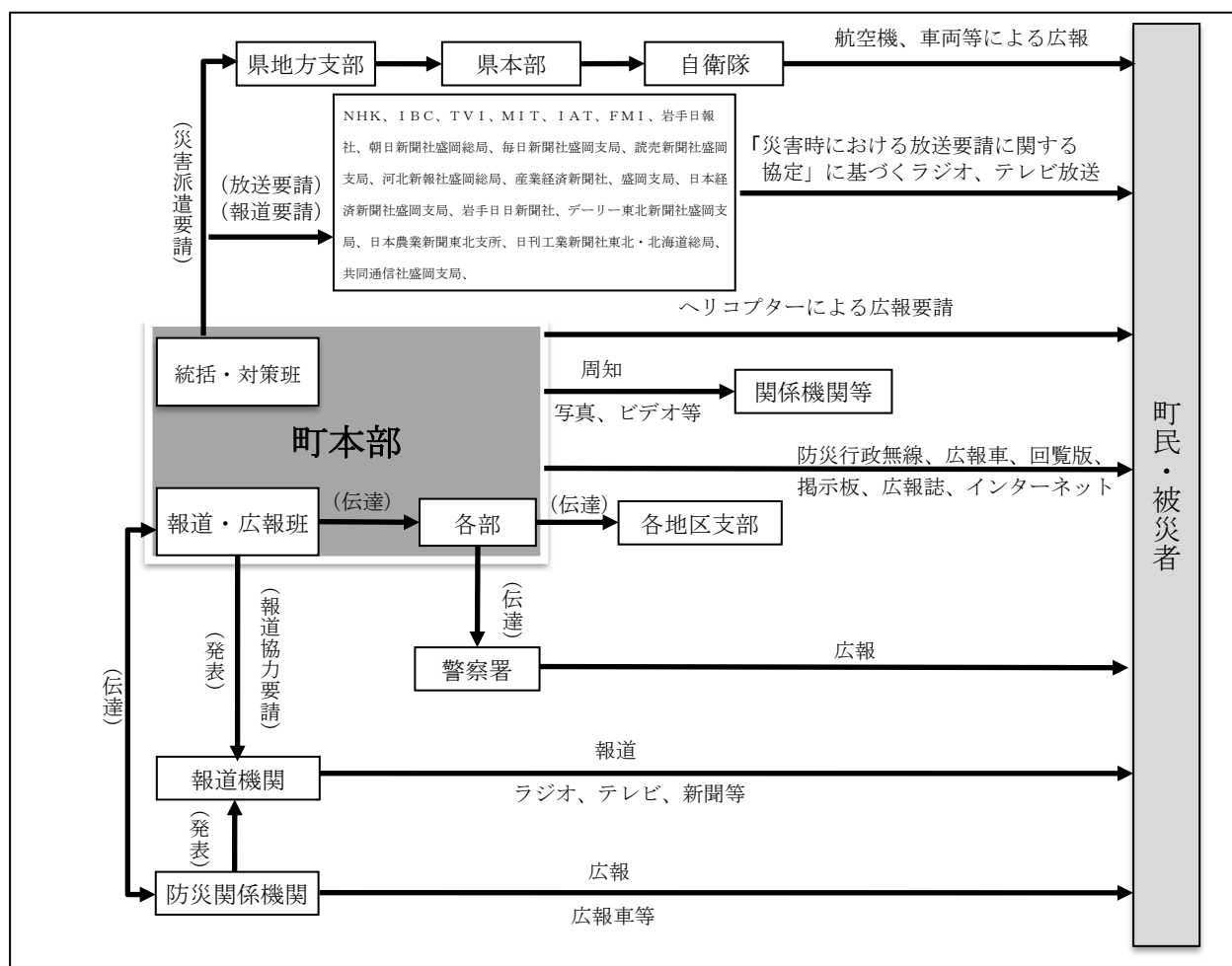
(5) 各班・関係機関等に対する周知

ア 町本部各班及び所属職員並びに関係各機関等に対する周知は、災害の態様、応急対策の実施方針及び実施状況並びに復旧状況等を内容とし、被害の実態に対する認識及び理解を深めることを主な目的とする。

イ 町本部長（防災情報・通信班）は、掲示板、電子メール、SNS等を活用して速やかな周知に努める。また、必要に応じて写真、ビデオ等の活用、町本部職員を派遣してその実情を説明する等、徹底を図る。

(6) 災害広報実施系統

災害広報の実施系統は、次のとおりとする。



2 広聴活動

- (1) 町本部長（住民情報班）は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- (2) 町本部長（住民情報班）は、庁舎内に相談窓口を避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し優先的に交通の確保を図る。
- 3 町及びその他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。
なお、物資の輸送に当たっては、県及び町の物資集積・輸送拠点を経て各指定避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 5 県及び町は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 町管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
県本部長	1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
第二管区海上保安本部 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	1 保有する船艇及び航空機による緊急輸送 2 海上における船舶等の交通規制
三陸国道事務所	1 国道45号に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害対策基本法に基づく県又は市町村長に対する区間指定の指示
（一社）岩手建設業協会岩泉支部	災害時における道路啓開及び応急復旧
岩泉郵便局	災害救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除
JRバス東北(株) 岩手県北自動車(株)	バス等の車両による緊急輸送
三陸鉄道(株)	鉄道車両による緊急輸送

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

- （1）道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ、災害時における情報連絡系統を定める。
- （2）道路管理者及び交通規制実施者は、災害時、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、町本部長（建設班）に報告する。
- （3）町本部長（建設班）は、交通規制箇所、道路の陥没等による危険箇所、迂回路等を町本部各班及び関係機関に提供する。

2 防災拠点等の指定

- （1）町本部長（統括・対策班）は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という。）を定める。

(2) 町本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。

拠点種類		指定施設
防災拠点		町役場、役場支所、小本津波防災センター、総合交流センター、町民会館、CYMBALS（シンバルス（旧ふれあいらんど岩泉））周辺
物資集積・ 輸送拠点等	物資集積・ 輸送拠点	龍ちゃんドーム、B & G海洋センター、基幹集落センター、生活改善センター、総合交流センター
	海上輸送拠点	小本港、小本漁港、茂師漁港

3 緊急輸送道路の指定

町本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災対策の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。

町本部長が指定する緊急輸送道路は、次のとおりとする。

高規格道路	三陸北縦貫道路（三陸沿岸道路に含む。）
直轄国道	45号
県管理国道	340号、455号
主要地方道	久慈岩泉線、宮古岩泉線、岩泉平井賀普代線
一般県道等	大川松草線、有芸田老線、普代小屋瀬線、安家玉川線、田野畑岩泉線、岩泉停車場線、小本港線
町道等	奥岩泉線（一級）、内の沢線、鼠入川線、笹平線、メンズクメ線、長下線、早坂一号線、早坂一号支線、早坂高原線、奥岩泉線（二級）、上有芸水堀線、八戸川内線、鼠入線、中家線、惣畑線

4 道路啓開等

(1) 道路啓開等の順位

道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

道路管理者は、あらかじめ、県内各地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

(3) 道路啓開等の方法

ア 道路上の瓦礫等の障害物の除去による道路啓開を行う。

イ 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。

ウ 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH形鋼、覆工板等により応急復旧する。

5 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により、交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

ア 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。

イ 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。

ウ 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行う（自衛官又は消防吏員にあっては警察官がその場にいない場合に限る。）。

エ 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

ア 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標示を設置する。

イ 標識を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指示・誘導に当たる。

ウ 標示には、次の事項を表示する。

① 禁止又は制限の対象	② 規制する区域、区間	③ 規制する期間
-------------	-------------	----------

エ 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないように、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

オ 交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

(4) 報告の系統

ア 町道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

イ 県道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者及び地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

また、地方支部土木班は、市町村管理道路の交通規制情報を収集し、県本部長に連絡するものとする。

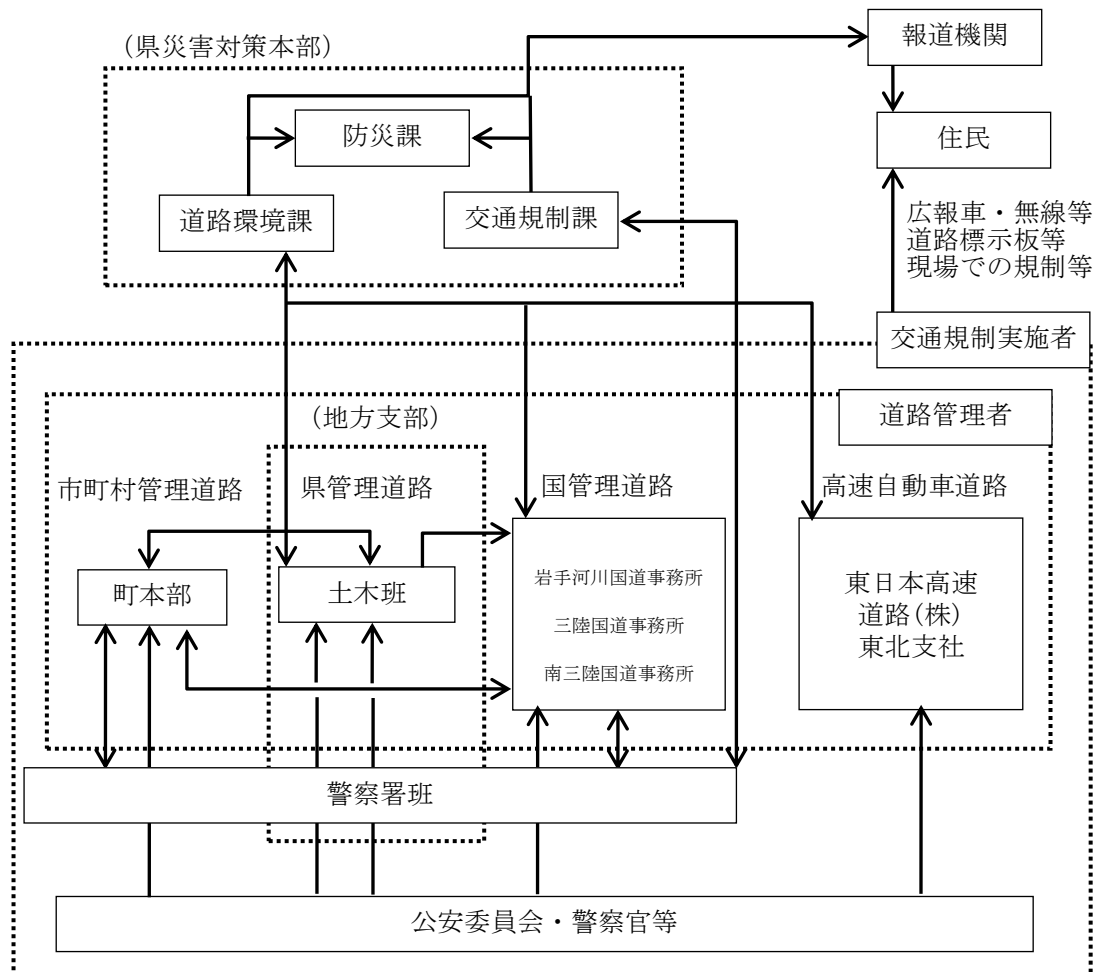
ウ 国道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者及び警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

エ 高速自動車道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長に連絡するとともに、住民への周知に努める。

オ 災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）② 道路法に基づく規制（同法第46条）③ 道路交通法に基づく規制（同法第4条－第6条） |
|--|

〔交通規制連絡系統図〕



※この図では、災害対策基本法による交通規制実施者のほか、他法令により交通規制を行う権限を有する道路管理者についても、広義の交通規制実施者として扱っている。

(5) 緊急通行車両確認証明申請

ア 町本部長（庶務班）は、災害応急対策業務を円滑に推進するため、緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受ける。

イ 緊急輸送のため車両を使用しようとする場合は、県本部長（防災課）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申し出をする。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 番号標に標示されている番号 | ④ 通行日時 |
| ② 輸送人員又は品名 | ⑤ 通行経路（出発地、経由地、目的地） |
| ③ 使用者の住所及び氏名 | |

ウ 県本部長及び県公安部長は、緊急車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規則別紙様式第3及び第4に定める標章及び証明書を交付する。

エ 県公安委員会は、規制除外車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規則別記様式3に定める標章及び規制除外車両確認証明書を交付する。

6 災害時における車両の移動

- (1) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両等の移動等を行う。
- (2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- (3) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。
- (4) 県公安委員会から、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請があった場合は、道路管理者は車両等の移動等を行う。
- (5) 町本部長（建設班）は、県から市町村道を活用し、緊急通行車両の通行ルートの確保の必要性について指示があった場合は、その指示に従う。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

- (1) 町本部長（庶務班）及びその他の防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両・船舶等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を確保する。
- (2) 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。
 - ア 応急復旧対策に従事する者
 - イ 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
 - ウ 食料、飲料水その他生活必需品
 - エ 医療品、衛生資材等
 - オ 応急復旧対策用資機材
 - カ その他必要な要員、物資及び資機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

- ア 町本部長（庶務班）及びその他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送 車両の運用及び調達方法を定める。
- イ 町本部長（庶務班）及びその他の防災関係機関は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。

(2) 燃料の確保

町本部長（庶務班）及びその他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

(3) 町本部における自動車輸送

ア 公用車の集中管理

(ア) 全職員配備体制後は、原則として、総務部（庶務班）において、公用車（地区支部所属のものを除く。）を集中管理する。

(イ) 町本部各班は、全職員配備体制後、直ちに、総務部に車両等の管理の移管及び運転技士の配置換を行う。ただし、町本部各部は、所掌応急対策業務の遂行上、欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。

(ウ) 各部長は、公用車を使用する場合は、総務部長（庶務班）に申し込む。

なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示する。

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 輸送貨物の所在地 | ⑤ 荷送人 |
| ② 輸送貨物の内容、数量 | ⑥ 荷受人 |
| ③ 輸送先 | ⑦ その他参考事項 |
| ④ 輸送日時 | |

イ 運送事業者の保有する自動車の調達

(ア) 総務部長（庶務班）は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、その確保を図る。

(イ) 総務部長（庶務班）は、(公社)岩手県バス協会会長又は(公社)岩手県トラック協会会長に、自動車の供給を要請し、必要に応じて、東北運輸局長と協議の上、道路運送法第84条に基づく措置を要請し、その確保を図る。

(ウ) 地区支部長は、災害応急対策の遂行上、自動車が必要な場合は、原則として、当該地区支部において直接、確保する。ただし、必要数が確保できない場合は、総務部長（庶務班）に連絡し、その確保を図る。

ウ 事前準備

総務部長（庶務班）及び地区支部長は、公用車の集中管理又は民間等の自動車の調達等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制の整備を図る。

(4) 鉄道輸送

ア 町本部において、鉄道輸送を行う場合は、本部支援室統括（統括・対策班）を通じて行う。

イ 各部長は、鉄道輸送を行う場合は、次の事項を明示して本部支援室統括（統括・対策班）に申し込む。

- | | | |
|--------------|--------|-----------|
| ① 輸送貨物の所在地 | ④ 輸送日時 | ⑦ その他参考事項 |
| ② 輸送貨物の内容、数量 | ⑤ 荷送人 | |
| ③ 輸送先 | ⑥ 荷受人 | |

ウ 本部支援室統括（統括・対策班）は、東日本旅客鉄道(株)盛岡支社長又は三陸鉄道(株)社長に鉄道輸送を要請し、その協力を得る。

(5) 輸送の連絡

県本部長は、町に救援物資等の輸送をする場合には、町本部長（統括・対策班）に対し、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連絡する。

救援物資の受け入れ要領は、第12節・第3・1「義援物資」による。

3 海上輸送

(1) 海上輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、海上輸送を実施する。

ア 陸上輸送が途絶したとき。

イ 陸上輸送のみでは、必要な物資等の輸送が十分でないとき。

(2) 船舶の確保

ア 町本部長（統括・対策班）は、船舶による緊急輸送が必要と認めた場合は、県本部長を通じ、東北運輸局長及び岩手運輸支局長に対し、船舶の供給を要請する。

イ 供給の要請は、次の事項を明示して、県本部長（復興防災部防災課）を通じて行う。

① 要請理由	④ 輸送先	⑦ 荷受人
② 輸送貨物の所在地	⑤ 輸送日時	⑧ 経費支弁の方法
③ 輸送貨物の内容、数量	⑥ 荷送人	⑨ その他参考事項

(3) 輸送の連絡

県本部長は、町に救援物資等の輸送をする場合には、町本部長（統括・対策班）及び利用する港湾の管理者に対し、荷送人、荷受人、港湾到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連絡する。

救援物資の受け入れ要領は、第12節・第3・1「義援物資」による。

(4) 巡視船艇の出動又は派遣

ア 町本部長（統括・対策班）は、緊急輸送を必要とする場合において、船舶を確保するいとまがないときは、第二管区海上保安本部長に対して、巡視船艇の出動又は派遣を要請する。

イ 出動等の要請は、次の事項を明示して、海上保安部署、あるいは県本部（復興防災部防災課）を通じて行う。

① 要請理由	④ 輸送先	⑦ 荷受人
② 輸送貨物の所在地	⑤ 輸送日時	⑧ その他参考事項
③ 輸送貨物の内容、数量	⑥ 荷送人	

4 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

ア 人命、身体の保護上緊急を要するとき

イ その他、輸送又は移送に緊急を要するとき

(2) 航空機の確保

ア 町本部長（統括・対策班）及びその他の防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

① 要請理由	④ 輸送先	⑦ 荷受人
② 輸送貨物の所在地	⑤ 輸送日時	⑧ 着陸希望場所及びその状況
③ 輸送貨物の内容、数量	⑥ 荷送人	⑨ その他参考事項

イ 町本部における航空機のあっせん事務は、本部支援室（統括・対策班）が手続事務及び航空輸送事業者等との必要な連絡事務を担当する。

ウ 自衛隊機を希望する場合における手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 輸送の連絡

県本部長は、町本部長（統括・対策班）及び空港管理者に対し、荷送人、荷受人、空港到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連絡する。

(4) 飛行場外離着場の設置基準

[資料編3-6-1 飛行場外離着陸場の設置基準](#)

(5) 飛行場外離着場の現況

[資料編3-6-2 飛行場外離着陸場の現況](#)

5 輸送関係従事命令等

(1) 従事命令

町本部長（統括・対策班）は、緊急輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で緊急輸送の確保ができない場合は、災害対策基本法第71条の規定に定めるところにより県本部長に対して従事命令の依頼をして、次の者に対し、従事命令を執行して、その確保を図る。

① 地方鉄道事業者及びその従事者	③ 船舶運送事業者及びその従事者
② 自動車輸送事業者及びその従事者	④ 港湾運送事業者及びその従事者

(2) 従事命令の手続

従事命令の手続は、第22節「応急対策要員確保計画」に定めるところによる。

第7節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 町は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援要請を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 消火、救助その他災害の発生を防ぎょし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消防機関の長	1 町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部長	1 消防相互応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 大規模火災に係る消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣要請

第3 実施要領

1 町本部長の措置

- (1) 町本部長（防災班）は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により、大規模火災防ぎょ計画を定めておく。

ア 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、**住民**生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

(2) 町本部長(統括・対策班)は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防長・消防署長(防災班)及び消防団長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

(3) 町本部長(防災班)は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。

(4) 町本部長(防災班)は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。

また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(5) 町本部長(統括・対策班)は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。

(6) 町本部長(統括・対策班、防災班)は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

資料編3-6-2 飛行場外離着陸場の現状

2 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

ア 消防機関の長(防災班)は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

イ 消防長・消防署長(防災班)及び消防団長は、町本部長(統括・対策班)から出動準備命令又は要請を受けたときは、次の措置をとる。

(ア) 消防職員・団員に対する出動準備命令

(イ) 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

(ウ) 出動準備終了後における町本部長への報告(消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等)

ウ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長(防災班)に報告する。

エ 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- ア 消防機関の長（防災班）は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、火災発生後は延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- イ 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。
 - （ア）火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
 - （イ）火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
 - （ウ）火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地区の防ぎょに当たる。
 - （エ）火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。
 - （オ）大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - （カ）水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

- ア 消防機関の長（防災班）は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について、協議を行い、このための活動計画を定める。
- イ 消防機関の長（防災班）は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。
- ウ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。
 - （ア）負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
 - （イ）負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、高齢者、病人及び障がい者を優先する。
 - （ウ）大規模災害により、火災状況が救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- ア 消防機関の長（防災班）は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。
- イ 避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- ウ 避難指示等の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ 住民の安全避難を確保するため災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

オ 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

町本部長（統括・対策班）及び消防機関の長（防災班）は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

ア 消防吏員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

イ 消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

3 緊急消防援助隊

(1) 県本部長は、市町村本部長から要請があった場合、又は災害の範囲が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するとともに、岩手県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整える。

(2) 県は、緊急消防援助隊が出動した場合には、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。

(3) 緊急消防援助隊は、本部支援室との連携を図り、必要に応じ総合調整所において防災関係機関相互の連絡調整等を行い活動にあたるものとする。

(4) 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の運用に関する要綱並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づき出動する。

(5) 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第44条又は第44条の3に基づき、部隊の移動を行う場合がある。

(6) 消防庁への連絡先は次のとおりである。

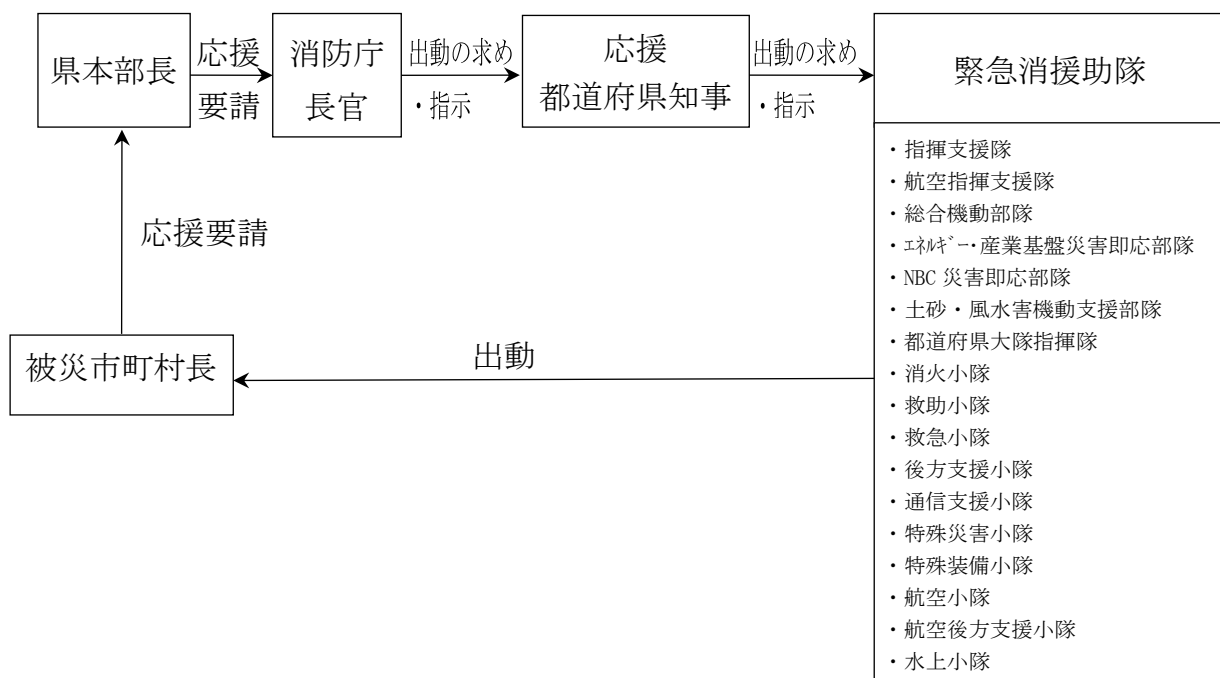
	平日（9：30～18：15） 〔消防庁応急対策室〕	左記以外 〔消防庁宿直室〕
N T T回線	TEL 03－5253－7527 FAX 03－5253－7537	TEL 03－5253－7777 FAX 03－5253－7553
消防防災無線	TEL 90-49013 FAX 90-49033	TEL 90-49102 FAX 90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	TEL 048-500-90-49013 FAX 048-500-90-49033	TEL 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036

(7) 県外で大規模な災害が発生した際における、全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するため「緊急消防援助隊岩手県隊」の登録状況（消防組織法第45条に基づく登録部隊）

資料編3－7－1 緊急消防援助隊岩手県隊等

資料編3－7－2 緊急消防援助隊岩手県隊出動要請連絡先

〔緊急消防援助隊の出動〕



4 県本部長の措置

災害活動に対する援助

県本部長は、防災関係機関及び関係団体等との調整の上、市町村本部長の行う災害活動に係る要員並びに消火薬剤及び消防資機材等の調達又はあっせんを行う。

第8節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
水防管理団体 (町)	町内の河川、海岸における水防活動の実施
消防機関	

第3 実施要領

- 1 洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第7条第1項の規定に基づく「岩手県水防計画」に定めるところにより実施する。
- 2 水防計画に定めのない地域における大雨による被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。
 - (1) 小河川の永久橋に浮流物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずること。
 - (2) がけ崩れ等の事態により住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難、誘導等の警戒体制を十分にすること。

3 情報の収集及び伝達

町本部長（防災情報・通信班、建設班、防災班）は、大雨、洪水又は高潮に関する警報を受領したときは、関係職員等に危険地域を巡視させ、状況の把握に努めるとともに関係機関に情報を伝達するものとする。

また、水防警報を受領した場合は警報の種類に応じて水防団員（消防団員）を配備し、水防活動を実施する。

種類	発令基準	内 容
準備	準備水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意し、水防活動を準備する。
出動	出動水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意し、水防活動を実施する。
解除	水防活動の必要がなくなったとき。	水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意し、水防活動を終了する。

4 水位、雨量の通報及び連絡

町本部長（建設班、防災班）は、関係職員から水位、雨量の通報を受けたときは、速やかに関係機関に連絡するものとする。

5 堤防（防波堤）及び危険箇所の巡視

町本部長（防災情報・通信班、建設班、防災班）は、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがある気象状況の通知を受けたとき、又は自ら危険を予知したときは、所属職員、消防団員等により警戒班を編成し、堤防の巡視警戒に当たらせるとともに、河川、海岸の状況によりあらかじめ危険な箇所を決定して巡視警戒を厳重にし、水防体制を整えるものとする。

6 避難指示

町本部長（統括・対策班）は、大雨、洪水又は高潮若しくは上流からの出水が予想され、危険地域住民を避難させる必要があるときは、第14節「避難・救出計画」に基づき避難指示を発令するものとする。

7 水防活動の実施

- （1）町本部長（建設班、防災班）は、堤防の決壊、溢水等のおそれがある場合は、速やかに所属職員、消防団員等に、水防活動に当たらせるものとする。（配備基準については、本章・第1節・第3「1 配備体制」の非常配備に関する基準に準ずる。）
- （2）水防活動を実施するため、あらかじめ班を編成し、実施体制を整えておくものとする。

第4 自衛隊派遣要請

町本部長（統括・対策班）は、町内の被害が甚大であるため、町本部のみでは応急対策等の万全を期し得ないと認めたときは、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき自衛隊の派遣を県本部長に要請するものとする。

第9節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- 2 町及びその他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点の確保、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
 なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
 また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- 3 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
- 4 町及びその他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
- 5 町（総務課）は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。
- 6 町（総務課）は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。
- 7 危険性や専門性の高い業務の実施体制を自ら確保できない場合は、躊躇なく自衛隊などの専門機関への応援等を県に要請する。
- 8 町は、広域的な災害であっても応援を迅速に確保するため、まずは、近隣の市町村や関係団体等に応援を要請する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	応援の内容
町本部長	1 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 2 町の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
県本部長	1 他の都道府県の地域で発生した災害に係る応援 2 県内市町村の地域で発生した災害に係る応援 3 県内市町村の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援

実施機関	応援の内容
日本赤十字社岩手 県支部岩泉町分区	1 災害救助法適用時における救助の実施に係る協力 2 義援金の募集
岩手県北自動車(株)	被災者の輸送協力
三陸鉄道(株)	

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

- (1) 町は、県内に地震・津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。

資料編3-9-1 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

資料編3-9-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

- (2) 町は次の応援市町村を通じて、応援要請を行う。

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	盛岡市	花巻市

- (3) 応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。

ア 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供

イ 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん

ウ 被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん

エ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん

オ 災害応急活動に必要な職員等の派遣

カ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

キ その他、特に要請のあった事項

- (4) 被災時は、次の事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ウ 応援を希望する職種別人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

- (5) 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。

資料編3-9-3 大規模災害時における相互応援に関する協定（昭島市）

- (6) 町（総務課）は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 県による市町村応援

- (1) 町本部長（総括・対策班）は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として、地方支部長を通じて、県本部長に応援を求める。

被災市町村に代わって県本部長に応援を求めることができる場合にあっては、同様とする。

- (2) 応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ウ 応援を希望する職種別人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

3 防災関係機関の相互協力

- (1) 防災関係機関の応援要請

防災関係機関の長は、県本部長に対して、応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合、又は市町村若しくは他の防災関係機関等の応援のあつせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、県本部防災課総括課長に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求める場合のみ）
- ウ 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

- (2) 防災関係機関相互間の協力

ア 防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。

イ 各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

4 団体等との協力

町本部長（各班）及びその他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

特に、町内及び町周辺に立地し、災害時の協力（物資供給など）が期待される企業、団体との災害時協力協定の締結を推進する。

また、管理委託を行っている町有施設で、防災拠点となる施設については、災害時の応急対策の協力が得られるよう、依頼内容の検討や災害時協力協定の締結を推進する。

資料編 3-9-4 災害時における電力復旧作業の協力体制に関する協定（東北電力株）

資料編 3-9-5 災害時の情報交換に関する協定（国交省東北地方整備局）

資料編 3-9-6 災害時における救助に関する協定（県生活衛生協同組合等）

資料編 3-9-7 避難所施設利用に関する協定（㈱フロンティアいわいずみ）

資料編 3-9-8 岩泉町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定（日本郵便株）

資料編 3-9-9 災害時における飲料の確保に関する協定（みちのくコカ・コーラボトリング株）

資料編 3-9-10 災害時における応急対策業務に関する協定（県建設業協会岩泉支部）

資料編 3-9-11 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（㈱ゼンリン）

資料編 3-9-12 災害時における電動車両等の支援に関する協定（岩手三菱自動車販売株）

資料編 3-9-13 災害時における物資供給に関する協定（NPO 法人 コメリ災害対策センター）

資料編 3-9-14 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株）

5 消防活動に係る相互協力

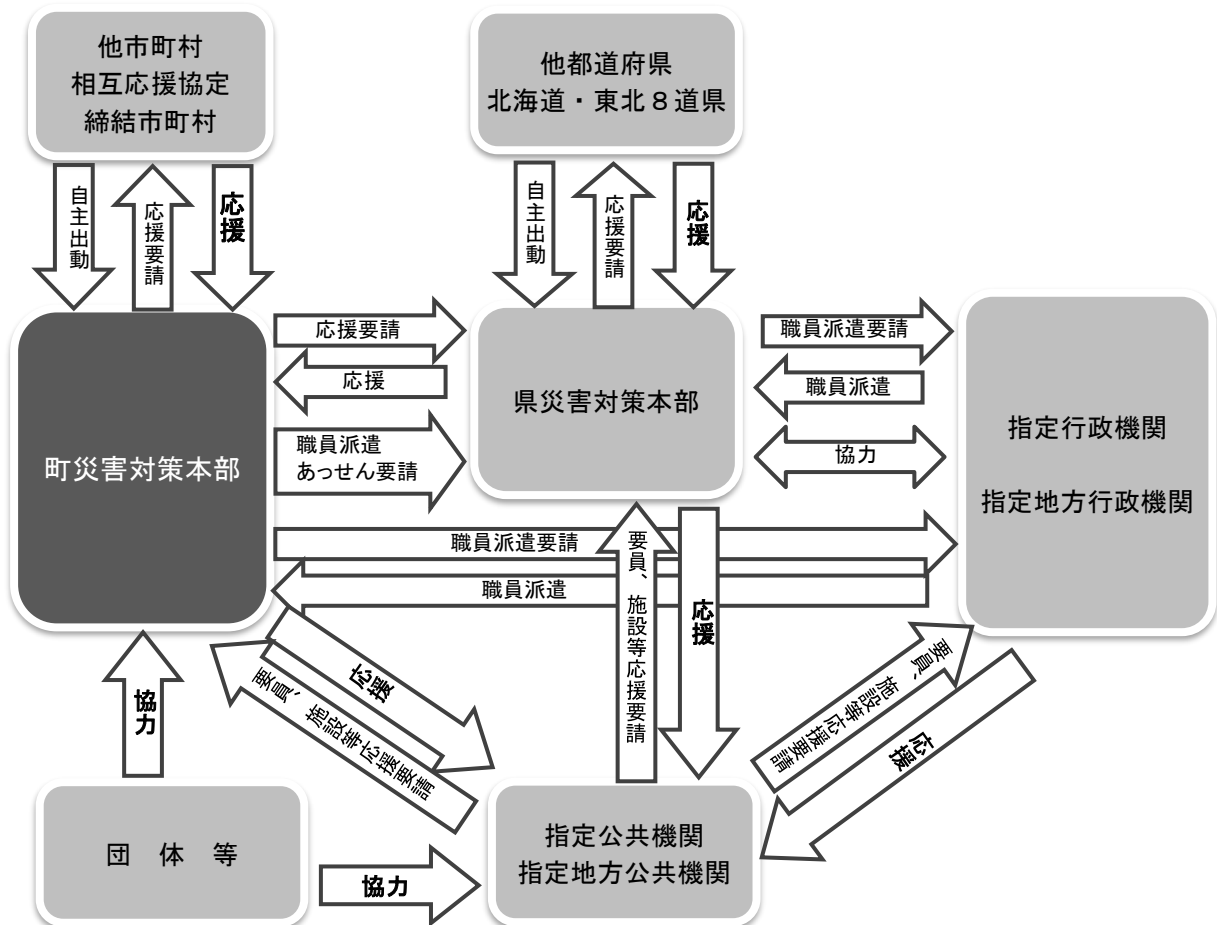
（1）大規模災害時における他の都道府県に対する緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村における消防隊の派遣による相互応援については、第7節「消防活動計画」に定めるところによる。

（2）県本部長は、大規模災害時において、ヘリコプターの応援が必要と認める場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、本県への応援が可能なヘリコプターを保有する都道府県又は市に対して、応援を要請する。

6 経費の負担方法

- (1) 国、都道府県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。
- (2) その他の防災関係機関、団体等が県及び町に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互協議して定める。

〔災害時における相互応援体制〕



第10節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

町本部長及び防災関係機関の長は、災害発生時において、その救護及び応急対策が当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時期を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材等によらなければ困難と思われる場合は、県本部長に対し、自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	県本部長に対し、町の区域の災害に係る自衛隊災害派遣要請
県本部長	県下全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次のとおりである。

区分	派遣の基準
要請派遣	災害に際して、県本部長等が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っていては、時機を失すると認められる場合
近傍派遣	防衛省の施設等の近傍に、火災その他の災害が発生した場合

2 災害派遣命令者

県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む。）
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 滝沢（019）688-4311 内線 230	駐屯地当直司令 滝沢（019）688-4311 内線 490
海上自衛隊	横須賀地方総監	第3幕僚室長 横須賀（046）822-3500 内線 2543	当直幕僚 横須賀（046）822-3500 内線 2222

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む。）
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢（0176）53－4121 内線 2353	S0C 当直幕僚 三沢（0176）53－4121 内線 2204

3 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項目	内容	町計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第4節
避難への援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第14節
遭難者等の搜索救助活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、搜索、救助を行う。	第3章第14節 第21節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。	第3章第8節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第7節
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第3章第20節
応急医療・救護及び感染症予防	被災者に対し、応急医療、救護及び感染症予防活動を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第3章第15節 第19節
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特	第3章第6節

項目	内容	町計画の 該当章節
	に緊急を要すると認められるものについて行う。	
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	第3章第16節 第17節
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	第3章第16節
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第16節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第27節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第3章第3節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

ア 町本部長（統括・対策班）及びその他の防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。この場合において、町本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

(ア) 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等）

イ 町本部長（統括・対策班）は、県本部長に対し、災害派遣要請をするよう求めた場合は、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、町本部長（統括・対策班）は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。

ウ 町本部長（統括・対策班）及びその他の防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続に準じて、県に変更の手続を申し出る。

エ 町本部長（統括・対策班）は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。

オ 町本部長（統括・対策班）は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

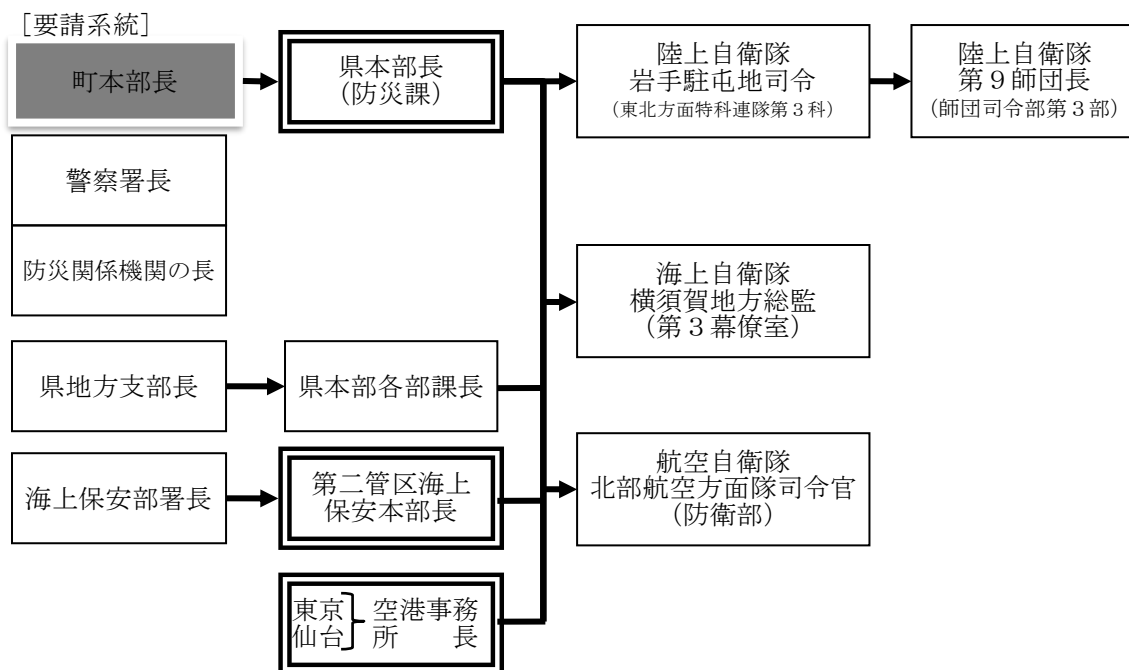
カ 災害派遣要請は、まず、口頭、電話等により行い、事後、正式文書により行う。

キ 自衛隊が、災害派遣部隊を出動させた場合においては、速やかに、県本部長に対して派遣部隊の指揮官の官職、氏名その他必要事項を連絡する。

（２）撤収の要請

町本部長（統括・対策班）及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を依頼する。

〔要請系統〕



注) 1 は災害派遣要請権者、() は主管部課等を示す。

2 町本部長等は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

5 災害派遣部隊の受入れ

災害派遣部隊との連絡調整

（１）町本部長（統括・対策班）及びその他の防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

ア 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。

イ 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。なお、連絡班室の第一候補は、本庁舎大会議室とする。

- ウ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ、準備する。
- エ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

- ① 災害情報の収集及び交換
- ② 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整
- ③ 町等の保有する資機材等の準備状況
- ④ 自衛隊の能力、作業状況
- ⑤ 他の災害復旧機関等との競合防止
- ⑥ 関係市町村相互間における作業の優先順位
- ⑦ 宿泊及び経費分担要領
- ⑧ 撤収の時期及び方法

- (2) 町本部長（統括・対策班、防災班）は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

ア 事前の準備

- (ア) ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。なお、ヘリポートの第一候補は岩泉高等学校グラウンドとする。（グラウンド位置座標：39度50分38.36秒 141度47分39.04秒 UTM54SWK67941074）
- (イ) ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- (ウ) 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- (エ) 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入れ時の準備

- (ア) 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- (イ) ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ、撤去する。
- (ウ) 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又は圧を行う。
- (エ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- (オ) 物資を搭載する場合はその形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- (カ) 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 自衛隊の自主派遣

- (1) 指定部隊等の長（陸上自衛隊岩手駐屯地司令等、以下同じ。）は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊を派遣する。

この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に県知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (2) 指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

イ 県知事が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき。

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。

エ その他、上記に準じて、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

7 災害派遣に伴う経費の負担

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた町及びその他の防災関係機関が負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費

エ 有料道路の通行料

- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

第11節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付・登録、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 防災ボランティアの受入体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に対する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部の地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）並びに町社会福祉協議会（以下、本節中「町社協」という。）との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整
県本部長	1 防災ボランティア活動に対する支援 2 防災ボランティア活動に関する情報の提供 3 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）及び岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入に係る関係機関との連絡調整
日本赤十字社岩手県支部岩泉町分区	1 防災ボランティア活動に係る町との連絡調整 2 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
岩泉町社会福祉協議会	1 防災ボランティア活動に係る町との連絡調整 2 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
その他のボランティア団体（職域、職能等）等	防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部岩泉町分区、町社協との連絡調整

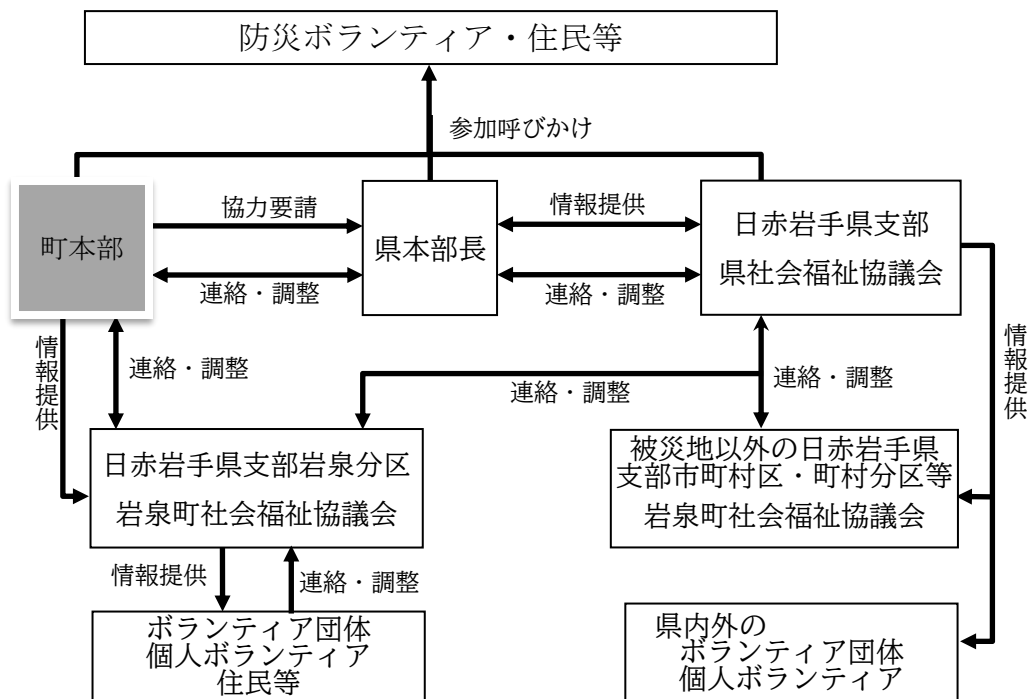
第3 実施要領

1 防災ボランティアに対する協力要請

- (1) 町本部長（地域福祉班）は、被災地において、防災ボランティアニーズの把握に努める。
- (2) 町本部長（地域福祉班）は、災害時において防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤県支部、日赤地区等、県社協、町社協と連携して、防災ボランティアに対して協力を要請する。
- (3) 町本部長（地域福祉班）は、町内の防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。

- | | |
|---|---------------------------|
| ア | 防災ボランティアの活動内容及び人数等 |
| イ | 防災ボランティアの集合日時及び場所 |
| ウ | 防災ボランティアの活動拠点 |
| エ | 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況 |
| オ | その他必要な事項 |

〔防災ボランティア活動に係る連絡調整図〕



2 防災ボランティアの受入れ

- (1) 町本部長（地域福祉班）は、町社協、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティア活動を行っている者の活動環境について配慮する。

また、必要に応じて町社協の責任者に本部員会議又は調整会議に参加するよう要請するとともに、災害ボランティアセンター設置と運営に関する協定に基づき、町と町社協との役割分担等を明確にし、相互の協力体制の構築をはかる。

- (2) 日赤地区等及び町社協は、災害時においてボランティアセンターを設置して防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

- ア 防災ボランティア活動の内容
- イ 防災ボランティア活動の期間及び活動区域
- ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）
- オ 被害状況、危険箇所等に関する情報
- カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
- キ その他必要な事項

- (3) 県又は県から事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

町（地域福祉班）は、岩泉町社会福祉協議会と締結した「災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書」に基づき連携及び協力して措置を行う。

- (4) ボランティアセンターの設置は、本庁舎町民室を第1候補、ふれあい交流福祉館を第2候補とする。また、孤立地区が発生した場合は、各地区にサテライトセンターを設置する。

3 防災ボランティアの活動内容

・炊き出し	・引っ越し	・安否確認、調査活動
・募金活動	・負傷者の移送	・給食サービス
・話し相手	・後片付け	・洗濯サービス
・シート張り	・避難所の運営支援	・移送サービス
・清掃	・物資仕分け	・入浴サービス
・介助	・物資搬送	・理容サービス
・その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動		

第12節 義援物資、義援金の受付・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し町内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
県本部長	義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
日本赤十字社岩手県支部岩泉町分区	義援物資及び義援金の募集及び受付

第3 実施要領

1 義援物資

（1）義援物資の受付

ア 町本部長（商工班）は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資（品目、数量、必要時期等）を把握の上、県本部長（商工観光労働部）に報告する。

イ 県本部長は、町本部長（商工班）からの情報を基に、義援物資の募集の有無や物資について、周知する。

ウ 町本部長（商工班、地域福祉班）は、必要に応じて自ら希望する物資を募集する。受入の対象は、仕分け等の手間を考慮して企業・団体等の大口のものに限ることとし、報道・広報班と連携して周知する。

エ 義援物資の受付に当たっては、受付担当窓口（商工班）、送付希望日時及び物資の集積場所（第6節・第3・2「防災拠点等の指定」参照）等をあらかじめ明記する。

オ 実施機関（町本部は商工班）は、それぞれに送付された義援物資を受付け、町本部（総務班）は被災者に配分するまでの間、避難所又は集積・輸送拠点において適切に保管する。

（２）集積・保管及び避難所等への供給

町本部長（総務班）は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、避難所等で被災者に配分する。

２ 義援金

（１）義援金の受付

町本部（地域福祉班）は、送付された義援金を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

（２）配分

受付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

第13節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- １ 県本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- ２ 法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を町本部長に委任する。
- ３ 県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	１ 避難所の供与 ２ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ３ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ４ 被災者の救出 ５ 被災した住宅の応急修理 ６ 学用品の給与

実施機関	担当業務
	7 埋葬 8 遺体の捜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に流入、運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
県本部長	1 応急仮設住宅の供与 2 医療及び助産 3 生業に必要な資金、器具又は資材の給与又は貸与

第3 実施要領

1 法適用の基準

法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因による災害によって市町村の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- (1) 町における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合

市町村 人口区分	左記該当 市町村	法適用基準	
		人口に応じた 滅失世帯	県内 1, 500 世帯滅失で市町人口 に応じた滅失世帯
5, 000 人以上 15, 000 人未満	岩泉町	40 世帯	20 世帯
・ 県内に置いて 7, 000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯が滅失した場合 ・ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合			

注) 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。

ア 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって 1 被害世帯とする。

イ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3 世帯をもって 1 被害世帯とする。

ウ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）によるものとする。

- (2) 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯数が多数である場合

被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

(3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当する場合

ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

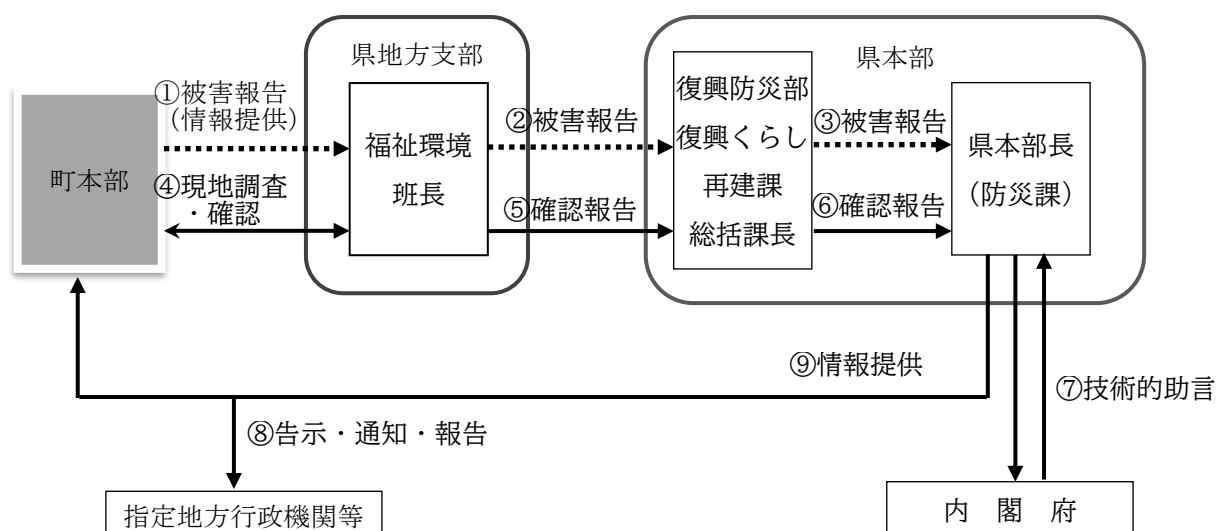
2 法適用の手続

町本部長の措置

(1) 町本部長（統括・対策班）は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨について県地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。

(2) 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、人的被害及び住家被害報告様式（2、2-1、2-2）により、県本部長に報告する。

〔災害救助法適用の手続き〕



3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、本章第14節以下の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節
避難所の設置	第14節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の供与	第18節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
炊出しその他による食品の給与	第16節「食料、生活必需品供給計画」
飲料水の供給	第17節「給水計画」

救助の種類	応急対策計画の該当節
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第16節「食料、生活必需品供給計画」
医療	第15節「医療・保健計画」
助産	第15節「医療・保健計画」
被災者の救出	第14節「避難・救出計画」
被災した住宅の応急修理	第18節「応急仮設住宅の建設及び応急修理計画」
学用品の給与	第23節「文教応急対策計画」
埋葬	第21節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」
遺体の搜索	//
遺体の処理	//
障害物の除去	第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び賃金職員等雇上費	第22節「応急対策要員確保計画」

第4 救助の種類、対象、費用の限度額、期間等

法による救助の種類、対象、費用の限度額、期間等

[資料編3-13-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等一覧](#)

第14節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示等を発令し、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で高齢者等避難を発令するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 4 町は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

- 5 町は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

第2 実施要領（責任者）

1 避難指示等

実施機関	担当業務
町本部長	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
県本部長	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示 〔水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条〕

2 警戒区域の設定

実施機関	担当業務
町本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条〕
県本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令〔災害対策基本法第63条、第73条〕

3 救出

実施機関	担当業務
町本部長	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
県本部長	救出に係る消防機関又は自衛隊への派遣要請等
消防機関の長	生命身体が危険な状態にある者及び生死不明者の捜索、救出

4 指定避難所の設置、運営

実施機関	担当業務
町本部長	指定避難所の設置、運営
県本部長	県有施設に係る避難所における市町村への協力

第3 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の実施及び報告

ア 町本部長（統括・対策班）は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時期を失することなく、避難指示等を行う。

資料編3-14-1 避難指示等の発令基準

イ 町本部長（統括・対策班）は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。

ウ 町本部長（統括・対策班）は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への待避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示することができる。

エ 町は、避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。

オ 県は、台風等、災害の発生が予想される場合には、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」を設置する。同チームは、市町村の避難指示等の発令状況を確認するとともに、チーム内で情報や知見を共有し、避難指示等の対象となる市町村及び助言内容を検討する。

カ 県は、「風水害対策支援チーム」で検討した避難指示等の発令を判断するための情報や助言事項等について、市町村長等へ伝達する。

キ 町（災害対策本部設置時は統括・対策班）は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難情報、特に避難指示の発令と日中の避難完了に努める。

ク 町本部長（統括・対策班）は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

ケ 町本部長（統括・対策班）は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

コ 県その他の防災関係機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の解除について助言する。

サ 町は、平時から避難指示等のレベルに応じて求める次の行動を住民に普及、啓発する。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村が発令)	○発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村が発令)	○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村が発令)	○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※ ¹ は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※1 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨、洪水、高潮 注意報 (気象庁が発表)	○発表される状況：気象状況悪化 ○居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	○発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(2) 避難指示等の内容

実施責任者は、次の内容を明示して、避難情報を発令する。

ア 発令者	エ 避難対象地域	カ 避難先
イ 避難指示等の日時	オ 避難対象者及びとるべき行動	キ 避難経路
ウ 避難指示等の理由	カ 避難先	ク その他必要な事項

〔実施責任者〕

実施責任者	根拠法令
町長（統括・対策班）	災害対策基本法第 60 条第 4 項
知事又はその指示を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条
水防管理者、知事又はその指示を受けた職員	水防法第 29 条
警察官、海上保安官	災害対策基本法第 61 条第 3 項
警察官	警察官職務執行法第 4 条第 2 項
自衛官	自衛隊法第 94 条第 1 項

(3) 避難指示等の周知

ア 地域住民等への周知

(ア) 町本部長（防災情報・通信班）は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等の発令の今後の見通し及び発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

(イ) 実施責任者は、避難指示等の内容を、町防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

(ウ) 実施責任者は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。

(エ) 町（災害対策本部設置時は統括・対策班、防災情報・通信班）は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(オ) 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

(カ) 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。

(キ) 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。

(ク) 町本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する。(分散避難)

(ケ) 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類		種類及び内容					備考	
		鐘音	サイレン					
火災		(連点) ○－○－○－○－○	3 秒	2 秒	3 秒	2 秒	3 秒	近火信号をも って避難信号 とする。
			△		△		△	
水災		(連点) ○－○－○－○－○	3 秒	2 秒	3 秒	2 秒	3 秒	水防法に基づ く避難信号
			△		△		△	
津 波	津波注意報	(3 点と 2 点の班打) ○－○－○ ○－○	10 秒	2 秒	10 秒	2 秒	10 秒	予報警報標識 規則に基づ く、津波注意 報、津波警報 標識をもって 避難信号とす る。
	津波警報	(2 点) ○－○ ○－○	5 秒	6 秒	5 秒	6 秒	5 秒	
	大津波警報	(連点) ○－○－○－○－○	3 秒	2 秒	3 秒	2 秒	3 秒	
			△		△		△	

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

① 避難情報の発令を行った者	④ 避難対象地域
② 避難情報の発令の理由	⑤ 避難先
③ 避難情報の発令時刻	⑥ 避難者数

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
町長（統括・対策班）	知事	災害対策基本法第60条第4項
	公示	災害対策基本法第60条第5項
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第25条
水防管理者		水防法第29条
警察官、海上保安官	町長	災害対策基本法第61条第3項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

（４）避難の方法

ア 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、渋滞に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。

イ 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域の単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な方法により行う。

（５）避難の誘導

ア 町本部長（地域福祉班、避難支援班）は、あらかじめ、避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。

イ 町本部長（地域福祉班、避難支援班）は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）の避難を優先する。

ウ 町本部長（地域福祉班、避難支援班）は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用する。

エ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

（ア）幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難

（イ）在宅の高齢者、障がい者等の避難

オ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(6) 避難者の確認等

町職員（住民情報班、地域福祉班、避難支援班、地区支部）、消防団員、自主防災組織、民生委員等は、津波が襲来するおそれがあるなど危険な場合を除き、それぞれが連携・分担しながら避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

ア 避難場所（避難所）

（ア）避難した住民等の確認

（イ）特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

イ 避難対象地域

（ア）避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認

（イ）避難が遅れた者等の避難誘導、救出

ウ 被災者支援台帳の作成

（ア）安否確認に使用する名簿はあらかじめ世帯ごとに作成した「世帯台帳」によるものとし、町本部長（住民情報班）は「世帯台帳」を作成して各支所に配備しておくものとする。

なお、世帯台帳の様式は、避難者名簿等との突合や被災者台帳に活用することに留意して設計しておくものとする。

（イ）町本部長（住民情報班、地区支部）は、安否確認を行った職員、消防団員、自主防災組織及び民生委員等から確認結果が記録された世帯台帳を収集して「被災者支援台帳」に整理する。また、整理に当たっては、次の救援活動による安否情報との整合を図る。

- ① 救出者の名簿（防災班）〔3「救出」参照〕
- ② 避難者、帰宅困難者、要配慮者の名簿（地域福祉班、避難支援班）〔5「指定避難所の設置・運営」参照〕
- ③ 傷病者の名簿（救護班）〔第15節「医療・保健計画」参照〕
- ④ 死者・行方不明者の名簿（衛生班、防災班）〔第21節・第3・1「行方不明者及び遺体の搜索」参照〕

（ウ）町本部長（住民情報班）は、安否情報を必要とする次の対策の担当者に整理した安否情報を提供する。

- ① 安否照会（住民情報班）〔9「住民等に対する情報等の提供体制」参照〕
- ② 保健活動（救護班）〔第15節「医療・保健計画」参照〕
- ③ 被災者台帳（住民情報班）〔第4章・第2節・第2・2「被災者台帳の作成」参照〕

(7) 避難経路の確保

県警察は、避難経路を確保するため、必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。

町本部長（建設班）は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

町本部長（統括・対策班、防災班、地域福祉班、避難支援班）は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援等関係者（消防団員、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

ア 実施責任者は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 発令者 | ④ 警戒区域設定の範囲 |
| ② 戒区域設定の日時 | ⑤ その他必要な事項 |
| ③ 警戒区域設定の理由 | |

イ 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、町防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 警戒区域設定を行った者 | ③ 警戒区域設定の発令時刻 |
| ② 警戒区域設定の理由 | ④ 警戒区域設定の範囲 |

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	町長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官、海上保安官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

3 救出

(1) 救出班の編成

ア 搜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を待て、居住者や同行者の把握を行う。

イ 町本部長（防災班）は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その搜索、救出及び収容にあたらせるため、「救出班」を編成し、消防機関と協力して救出活動を実施する。

(2) 救出の実施

ア 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。

イ 搜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。

ウ 町部長（施設班）は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材及び工事用重機等を確保できない場合は、地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て、調達する。

エ 町本部長（統括・対策班）は、孤立した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。要請の要領は、第29節「防災ヘリコプター等活動計画」による。

オ 搜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 救出したときの措置

ア 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班（第15節・第3・2「医療救護班の編成」参照）と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。

イ 救出班は、遺体を発見した場合は、第21節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

4 避難場所の開放

- (1) 町本部長（統括・対策班）は、避難指示等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。
- (2) 町本部長（防災情報・通信班）は、避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について、住民等に周知する。
- (3) 町本部長（統括・対策班）は、避難場所の開放を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開放に努める。
- (4) 町本部長（統括・対策班）は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難場所に集中しないよう配慮する。（分散避難）

5 指定避難所の設置、運営

(1) 指定避難所の設置

ア 町本部長（統括・対策班）は、指定避難所のうちから当該災害に応じた避難所の開設を決定し、開設及び避難者の受け入れ等に当たる職員（以下「避難所担当職員」という。）を派遣する。なお、勤務時間外等で緊急に開設する必要がある場合は、あらかじめ指名した現地作業班の職員又はあらかじめ委任した自主防災組織の役員等に指定避難所の開設及び避難者の受け入れを指示する。

イ 避難所担当職員、現地作業班員又は自主防災組織の役員等（以下「避難所担当職員等」という。）は、あらかじめ定めた避難所開設・運営マニュアルに基づいて指定避難所の迅速な開設、避難者の受け入れ及び運営を行う。

ウ 避難所担当職員等は、指定避難所に収容した住民等の「避難所収容者名簿」を作成し、町本部（住民情報班）に報告する。住民情報班は、各指定避難所の避難者名簿をとりまとめる。名簿のとりまとめに当たっては、安否台帳（1項・（6）・ウ「被災者支援台帳の作成」参照）との整合を図る。

エ 町本部長（総務班、商工班、農業班、衛生班）は、あらかじめ定める避難計画に従い、指定避難所を設置した場合は、食料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。

オ 町本部長（避難所担当職員等、総務班、地域福祉班、避難支援班）は、指定避難所の設置に当たっては、在宅の高齢者及び障がい者、乳幼児、妊産婦等に配慮したスペース（福祉避難室）や専用の収容施設（福祉避難所）の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

カ 町本部長（統括・対策班）は、町が設置する指定避難所をできる限り多く開放する。指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により、指定避難所の確保に努める。

- (ア) 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて指定避難所を設置する。

(イ) 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。

(ウ) 町本部長（統括・対策班）は、所属職員の内から管理者を定め、当該指定避難所の運営に当たらせる。

キ 町本部長（統括・対策班、防災情報・通信班）は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。

(ア) 開設日時及び場所

(イ) 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数

(ウ) 開設期間の見込み

ク 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区分	対象者
災害により、現に被害を受けた者	① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 ② 旅館の宿泊者、一般家庭の来訪者など、現実被害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	① 避難指示等をした場合の避難者 ② 避難指示等はないが、緊急に避難することが必要である者

ケ 町本部長（統括・対策班）は、指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として設置しない。

コ 町本部長（統括・対策班）は、指定避難所の設置を、地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど迅速な設置に努める。

サ 町本部長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

シ 町本部長は、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を実施する。

(2) 指定避難所の運営

ア 町本部長（避難所担当職員等）は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、町本部長（救護班、衛生班）は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

また、町本部長（統括・対策班、庶務班）は、指定避難所の開設が長期化する場合は避難所担当職員の健康を考慮し、交替勤務を指示する。（第1節「活動体制計画」・第3「職員の動員配備体制」・9項「職員の健康管理」参照）

イ 町本部長は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ウ 町本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成するガイドライン等も参考とし、必要な措置を講じるものとする。

資料編3-14-2 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン

エ 町本部長（総務班）は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるように、活用する媒体に配慮する。

なお、食料等が不足する場合は、要配慮者への配給を優先するなど避難者等と協議して配布基準を設定し、避難者の理解を得るものとする。

オ 町本部長（総務班）は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO、ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

カ 町本部長（総務班）は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。

キ 町本部長（総務班）は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。

- (ア) 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成
- (イ) 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
- (ウ) 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
- (エ) ホームヘルパー等による介護の実施

(オ) 保健衛生の確保

(カ) 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保

(キ) 可能な限りのプライバシー確保及び性別、性的マイノリティ（L G B T等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮

(ク) 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

ク 町本部長（総務班）は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。

ケ 町本部長（総務班）は、学校を避難所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

コ 町本部長（地域福祉班、救護班、避難支援班）は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

サ 町本部長（統括・対策班、地域福祉班、避難支援班）は、あらかじめ、指定避難所として指定した施設の管理者と協議を行い、次に掲げる事項を定めておく。

(ア) 管理責任者

(イ) 職員の動員体制及び事務分担

(ウ) 災害対策本部及び各指定避難所との連絡手段

(エ) 食料、生活必需品等の物資の調達方法

(オ) 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法

(カ) 医療機関との連携方法

(3) 被災市町村以外の町による避難所の設置等

被災市町村以外の町の避難所の設置及び運営については、(1)及び(2)の定めを準用する。

(4) 災害救助法を適用した場合の避難所設置

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 帰宅困難者対策

(1) 町本部長（防災情報・通信班、商工班、総務班）は、災害の発生に伴い、通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、必要な情報の提供を行うなど、帰宅のための支援を行う。

- (2) 町本部長（商工班、総務班）は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は指定避難所での受入れが必要となった者に対し、物資の提供及び指定避難所への受入れを行う。

7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援

- (1) 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (2) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(3) 在宅避難者等の把握

ア 町本部長（地域福祉班、避難支援班、防災班）は、消防団、自主防災組織等の協力を得て自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや流通の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下、「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

イ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を町本部長（地域福祉班、避難支援班）に提供する。

(4) 在宅避難者等に対する支援

ア 町本部長（商工班、防災班、総務班）は、消防団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て役場（支所）における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。

イ 町本部長（統括・対策班、防災情報・通信班、地域福祉班、避難支援班）は、在宅避難者等に対し、物資、食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

ウ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

エ 町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

(5) 在宅避難者名簿の作成

町本部長（住民情報班）は、上記により把握した在宅避難者等について在宅避難者名簿を作成する。また、作成に当たっては、安否台帳（第3「実施要領」・1項「避難指示等」・（6）避難者の確認等・ウ「安否台帳の作成」参照）との整合を図るものとする。

8 広域避難

(1) 県内広域避難

ア 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた町本部長（本部支援室総括・対策班）（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入を協議する。

イ 協議元市町村本部長（本部支援室総括・対策班）は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ 協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域避難の協議をしようとする時	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	① 公示 ② 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 ③ 県本部長	災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
	県内広域避難の必要がなくなつたと認めるとき	① 協議先市町村長 ② 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 ③ 公示 ④ 県本部長	災害対策基本法第61条の4第7項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第61条の4第5項
	県内広域避難の必要がなくなつた旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項

(2) 県外広域避難

ア 県外広域避難の必要があると認める町本部長（本部支援室総括・対策班）（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

ウ 協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	① 公示 ② 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 9 第 10 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項
	県外広域避難の必要がなくなつたと認めるとき	① 県本部長 ② 公示 ③ 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 9 第 11 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項

(3) 他都道府県からの広域避難の受入れ

ア 県本部長は、他の都道府県知事から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

イ 県本部長の協議を受けた町長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

ウ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。

エ 協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議先市町村本部長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 5 第 6 項
		県本部長	災害対策基本法第 61 条の

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
			5 第7 項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 5 第 14 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項

9 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

ア 町本部長（統括・対策班）（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）は、災害の規模、避難者の受入れ状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めたとき、協議先市町村長に対し避難者の受入れを協議する。

イ 協議元市町村本部長（統括・対策班）は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ 協議先市町村長は、受け入れる被災住民の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ 協議元市町村本部長（統括・対策班）又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 2 項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	① 公示 ② 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 6 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 2 項

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
		③ 県本部長	
	県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	① 協議先市町村長 ② 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 ③ 公示 ④ 県本部長	災害対策基本法第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項

(2) 県外広域一時滞在

ア 県外広域一時滞在の必要があると認める町本部長（統括・対策班）（以下、本文中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ 協議元市町村本部長（統括・対策班）は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	① 公示 ② 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	① 県本部長 ② 公示 ③ 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

(3) 他都道府県からの広域一時滞在受入れ

ア 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

イ 県本部長の協議を受けた町長（危機管理課）（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

ウ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。

エ 協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議先市町村長	受入施設を定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
		県本部長	災害対策基本法第86条9第7項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項

10 住民等に対する安否情報等の提供体制

- (1) 町（災害対策本部設置時は住民情報班）は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- (2) 町（災害対策本部設置時は住民情報班）は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、町本部長（住民情報班）が把握する安否情報は、安否台帳（第14節・第3・1・(6)・ウ「被災者支援台帳の作成」参照）を基本とする。
- (3) 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。
- (4) 町（危機管理課、町民課）は、広域避難等をした者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取れることのできる体制の整備を図る。
- (5) 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第15節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。
- 2 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 3 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

- 6 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援要請を行う。
- 7 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。
- 8 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。
- 9 必要に応じて、県本部長に対し、ヘリコプターによる傷病者の搬送を依頼する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 他の医療機関に対する応援要請
県本部長	1 災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健 2 後方医療体制の確保 3 県立病院に係る岩手DMA Tの編成、派遣 4 被災地における医療活動（岩手DMA Tによるものを含む。以下同じ）の統括調整及び支援 5 県立病院に係る医療救護班の編成、派遣 6 精神科医療機関に係る岩手DPATの編成、派遣 7 他の医療機関に対する応援要請
岩手県済生会 岩泉病院	済生会病院に係る医療救護班の編成及び派遣

第3 初動医療体制

1 孤立、健康管理活動の準備

町本部長（救護班）は、避難情報が発令され、避難対象地区の孤立が予想される場合は、必要に応じて各支所に保健師等を配置するとともに、孤立地区への看護師等の派遣や医薬品の搬送方法、薬事相談窓口の設置等について岩手県済生会岩泉病院と協議する。

また、各地区の避難情報の発令の対象者数を確認し、健康管理活動（第7・3「健康管理活動」参照）に必要な保健師等が不足すると予想される場合は、県本部長に保健師の派遣等の支援を要請する。

2 医療救護班の編成

- (1) 町本部長（救護班）は、災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。
- (2) 岩手県済生会岩泉病院は、被災地における医療活動を迅速かつ的確に実施するため、編成基準に基づきあらかじめ医療救護班を編成しておくものとする。

〔編成基準〕

医療班数	編成基準		
1 班	医 師 1 名	看護師 3 名	事務職員兼運転手 1 名

- (3) 国保岩泉歯科診療所は、災害時における歯科医療、口腔ケアを実施するため、医療救護班と連携を図り、歯科医療活動を実施する。
- (4) 応急医療及び救護のため、町が自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、それぞれ、第9節「県、市町村等応援協力計画」及び第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

3 現場医療救護所及び救護所の設置

町本部長（救護班）は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。

(1) 緊急避難場所	(2) 避難所	(3) 医療施設
------------	---------	----------

4 岩手DMA T及び医療救護班等の活動

(1) 岩手DMA Tの活動

ア 岩手DMA Tは、主に現場医療救護所及び診療機能の確保が困難な災害拠点病院等のほか、傷病者の搬送等の際における応急的な医療活動を実施する。

イ 岩手DMA Tは、おおむね次の業務を行う。

- (ア) 現場救護所等で行う傷病者等のトリアージ及び応急的な医療（現場活動）
- (イ) 被災地の災害拠点病院等、被災地の病院支援
- (ウ) 被災地での搬送又は被災地外への広域搬送における応急的な医療（航空搬送拠点に設置する臨時医療施設（以下、本節中「ステージングケアユニット（SCU※）」という。）におけるものを含む。）（搬送）
- (エ) 県災害対策本部内に設置するDMA T県調整本部等における被災地域内のDMA Tに対する指揮、防災関係機関との調整等（本部活動）
- (オ) DMA T県調整本部等における統括DMA Tの支援、病院支援、情報収集等の活動（ロジスティック）

※「ステージングケアユニット（SCU）」とは、広域医療搬送拠点に置かれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時の医療施設をいう。

ウ 災害現場における医療活動の実施に当たっては、救出班（第14章・第3・3・（1）「救出班の編成」参照）、搜索班（第21節・第3・1・（2）「搜索の実施」参照、災害対策本部、消防・自衛隊等の防災関係機関と密接な連携を図りながら、当該関係機関等による安全管理の下で活動する。

エ 後方医療施設への傷病者の搬送に当たっては、消防・自衛隊等の防災関係機関と連携を図る。

オ 岩手DMA Tは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとし、活動を終了するときは、医療救護班に必要な引継を行う。

（2）医療救護班の活動

ア 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療救護活動を行う。

イ 医療救護班は、おおむね、次の業務を行う。

- ① 傷病者に対する応急措置
- ② 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
- ③ 救護所及び避難所における巡回医療の支援
- ④ 被災地の病院の医療支援
- ⑤ 助産救護
- ⑥ 死亡の確認
- ⑦ 遺体の検案及びその後の処置

ウ 医療救護の実施に当たっては、岩手DMA T及び健康管理活動班（第7・3「健康管理活動」参照）と連携を図る。

エ 県宮古地方支部保健医療班長は、町本部長（救護班）、宮古医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班や医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーター（※）と協力して調整を行う。

※災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。

オ 県宮古地方支部保健医療班長は、各関係団体から派遣された医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、引継ぎの適正な実施に努める。

（3）歯科医療救護班の活動

（一社）岩手県歯科医師会は、歯科医療、口腔ケアを実施する「歯科医療救護班」を編成する。

ア 歯科医療救護班は、救護所において歯科医療活動を行うとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して歯科医療活動を行う。

イ 歯科医療救護班は、次の業務を行う。

（ア）歯科医療を要する傷病者に対する応急措置

(イ) 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(ウ) その他必要とされる措置

(4) 県薬剤師会班の活動

県薬剤師会班は、救護所及び避難所等において次の業務を行う。

ア 傷病者等に対する調剤、服薬指導

イ 救護所及び医薬品等の集積所等における医療品等の仕分け、管理

ウ その他、消毒方法、医薬品等の使用方法等の薬学的指導

5 岩手DPA Tの活動

(1) 岩手DPA Tは、精神科医療及び精神保健活動の支援等を実施する。

(2) 岩手DPA Tは、次の業務を行う。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 情報収集とアセスメント | ④ 精神保健に係る普及啓発 |
| ② 精神科医療機能に対する支援 | ⑤ 活動実績の登録 |
| ③ 住民及び支援者に対する支援 | ⑥ 活動情報の引継ぎ |

(3) 県内外での活動に関わらず、被災地域の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(4) 精神医療活動の実施に当たっては、防災関係機関と密接に連携して活動を行う。

6 医薬品及び医療資機材の調達

(1) 町本部長（救護班）は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、医療班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備しておく。

(2) 医薬品等は、岩手DMA Tが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、岩手DMA T及び医療機関の実施責任者が調達する。

(3) 町本部長（救護班）は、必要な医薬品等を調達できない場合は、県地方支部保健医療班を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

7 広域災害・救急医療情報システムの整備

関係機関は、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS）により、下記の情報の収集及び提供のほか、DMA Tの派遣等に関する情報の収集及び提供を行う。

(1) 発災直後情報（傷病者の受入可否）

(2) 医療機関の機能の状況（手術受入情報、透析患者受入情報）

(3) ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）

(4) 受入患者の状況（重傷患者数、中等症患者数）

(5) 患者転送情報（重症患者数、広域搬送可能患者数、中等症患者数）

資料編3-15-1 医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図

第4 医療機関の活動（災害拠点病院以外）

岩手県済生会岩泉病院は、患者及び職員の安全を確保し、二次災害の防止を図る。

- 1 傷病者に対しトリアージを実施し、傷病の程度に応じた応急処置を行うとともに、必要に応じて後方医療機関への搬送手続の実施、又は自ら収容等の対応を図る。
- 2 当該保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、可能な限り傷病者の受入れ、手術・処置等の治療及び入院措置等に努める。
- 3 被災し診療不能となった医療機関については、宮古医師会等を通じ、救護所において医療救護班として医療活動を実施するよう努める。
- 4 当該二次保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、被災地から搬送された傷病者の受入れ、治療に努める。
- 5 宮古医師会等を通じ、協定に基づく医療救護班を被災地に派遣する。

第5 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続

- (1) 災害拠点病院、岩手DMAT及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- (2) 岩手DMAT及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、町本部長（救護班）、県本部長及びその他の防災関係機関と密接な連携を図る。
- (3) 傷病者の搬送は、原則として岩手DMAT又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、町本部長（救護班）、又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。
- (4) 傷病者搬送の要請を受けた町本部長（救護班）、岩泉消防署又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する

2 傷病者の搬送体制の整備

- (1) 町本部長（救護班）は、あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定めておく。

〔搬送先病院の順位〕

ア	岩手県済生会岩泉病院
イ	県立宮古病院
ウ	県立久慈病院
エ	県立中央病院
オ	盛岡赤十字病院
カ	岩手医科大学付属病院
キ	国保葛巻病院

- (2) 町本部長（救護班）は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。

- (3) 町本部長(救護班)は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、県広域災害・救急医療情報システムを活用し、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

第6 個別疾患への対応体制

1 人工透析

(1) 情報収集及び連絡

ア 県本部長は、地方支部保健医療班、市町村(町災害対策本部等設置時は救護班)及び透析施設等から収集した透析患者の受療状況及び透析施設の稼働状況等に係る情報に基づき、災害時の通信手段、報道機関等を通じて、透析患者や透析施設等に、代替透析施設情報等を提供するなどの連絡調整を行う。

イ 透析施設(岩手県済生会岩泉病院)の管理者は、施設内の医療体制を整備し、被災状況等を県本部長に報告するとともに、代替透析施設情報等を透析患者等へ連絡する。

(2) 透析に必要な水及び医薬品等の確保

県本部長は、災害による水道、電気等のライフラインが機能停止した場合、町本部長(救護班)等と連携し、透析に必要な水及び医薬品等を確保して、透析施設に提供する。

(3) 後方支援としての代替透析施設の確保

ア 県本部長は災害により透析施設が被災した場合、県内の代替透析施設の確保を図る。

イ 県本部長は、県内の代替透析施設の確保が困難な場合には、厚生労働省に対し、他都道府県の代替透析施設の確保を要請する。

(4) 通院手段及び宿泊施設の確保

ア 県本部長は、透析患者の通院手段の確保が必要と認めたときは、市町村本部長(町災害対策本部設置時は救護班)に対し、患者搬送支援を依頼するなど、必要な対応を行う。

イ 県本部長は、透析患者の宿泊施設の確保が必要と認めたときは、市町村本部長(町災害対策本部設置時は救護班)に対し、避難所等の宿泊施設の確保を依頼するなど、必要な対応を行う。

2 難病等

(1) 情報収集及び連絡

県本部長は、難病患者等への医療を確保するため、地方支部保健医療班を通じ、被災地域及び近隣における難病患者等の受療状況、主要な医療機関の稼働状況等を把握し、災害時の通信手段、報道機関等を通じて、難病患者等に情報を提供する。

(2) 医薬品等の確保

県本部長は、町本部長（救護班）又は地方支部保健医療班長から、難病患者等に使用する医薬品等の調達又はあっせんの要請を受けた場合は、調達又はあっせんを行う。

第7 災害中長期における医療体制

1 医療活動

- (1) 町本部長（救護班）は、大規模災害時等、DMA T撤退後も、避難所における巡回診療や被災地の病院等の診療のために、引き続き保健医療福祉活動チームの派遣が必要である場合は、応援の継続を県本部長を通じて要請する。
- (2) 県本部長は、災害医療コーディネーターとともに、「いわて災害医療支援ネットワーク（保健医療福祉調整本部）」を設置し、災害対策に係る保健・医療・福祉活動の総合調整を行う。
- (3) 地方支部保健医療班長は、災害医療コーディネーターとともに、地域災害医療対策会議を設置し、被災地における保健医療福祉活動チームの活動調整及び活動支援を行う。

2 災害中長期における精神医療活動

町本部長（救護班）は、被災者のこころのケア等を実施するため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の精神医療活動を継続する必要がある場合、県本部長にその旨を要請する。

3 健康管理活動の実施

- (1) 町本部長（救護班）は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。
- (2) 町本部長（救護班）は、あらかじめ編成基準（保健師1名以上、管理栄養士（栄養士）1名）に基づき「健康管理活動班」を編成して置くものとする。
- (3) 健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として、救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回して健康管理活動を行う。
- (4) 健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。
 - ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア
 - イ 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
 - ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整
- (5) 健康管理活動の対象者の把握及び管理記録は、避難者名簿（第14節「避難・旧救出計画」・第3「実施要領」・5項「指定避難所の設置・運営」を参照）を活用し、町本部（住民情報班）と情報を共有する。

(6) 県本部長は、歯科医療救護班の活動終了後に、被災者の口腔の健康維持を図るため、(一社)岩手県歯科医師会の協力を得て、口腔ケア活動班を編成し、被災地の避難所及び応急仮設住宅を巡回して口腔ケアの歯科保健活動を実施する。

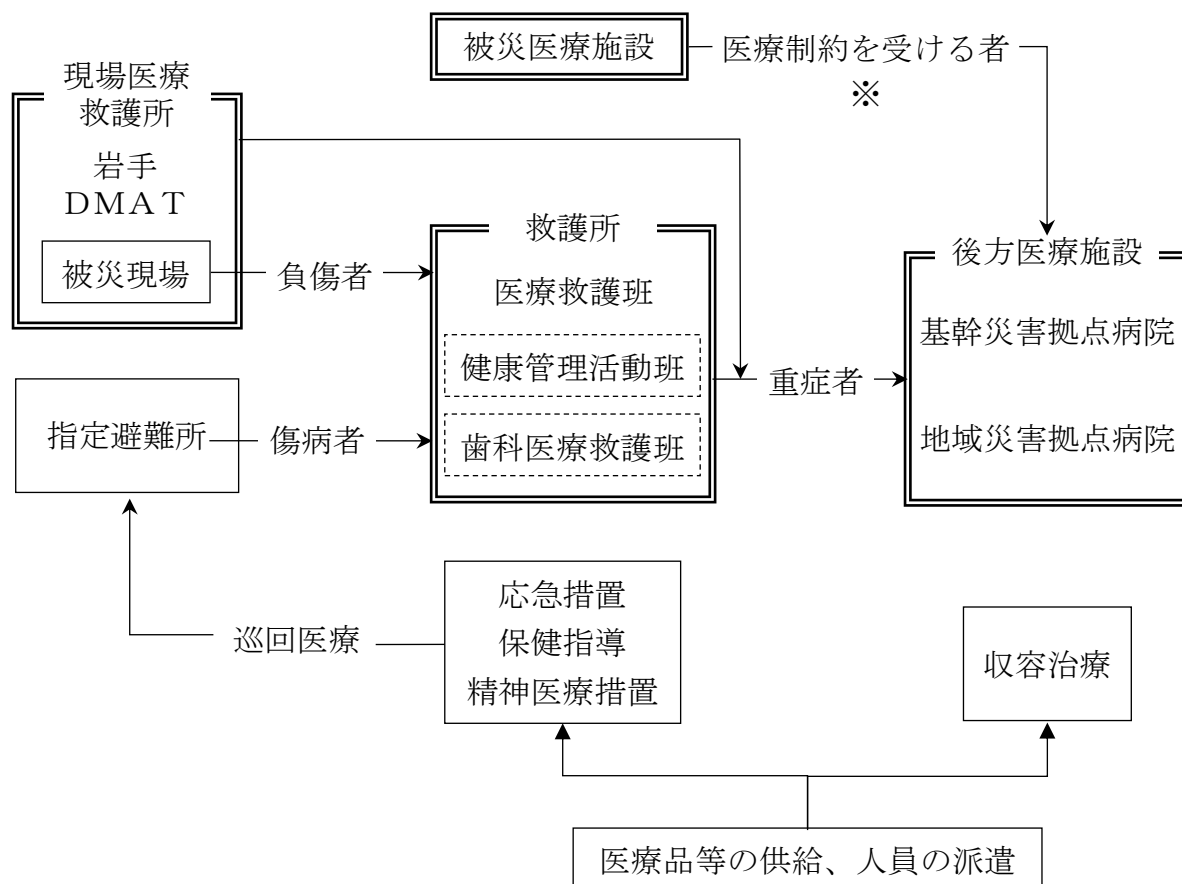
(7) 口腔ケア活動班は、おおむね次の活動を行う。

ア 被災者に対する歯科検診、歯科相談、歯科保健活動、口腔ケア

イ 被災者に対する歯科健康教育

ウ その他必要とされる歯科保健活動

〔災害時における医療・精神医療・健康管理活動の流れ（イメージ）〕



※医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第9 愛玩動物の救護対策

町本部長（衛生班）は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じるとともに県との連絡調整に努める。

- 1 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。

- 2 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。
- 3 飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
- 4 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第16節 食料、生活必需品等供給計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者等に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 県、町及びその他の防災機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。
- 4 県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう救助実施市及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊き出しの実施
県本部長	町に対する物資の調達及びあっせん
日本赤十字社岩手県支部 岩泉町分区	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

第3 実施要領

- 1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。

 - (1) 避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
 - (2) 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
 - (3) 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者

- (4) 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
- (5) 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とする者

2 物資の種類

- (1) 物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて、支給する。

資料編3-16-1 支給物資の種類、支給基準数量等

- (2) 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- (3) 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- (4) 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者等に配慮する。なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士の活用を図ることとする。
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

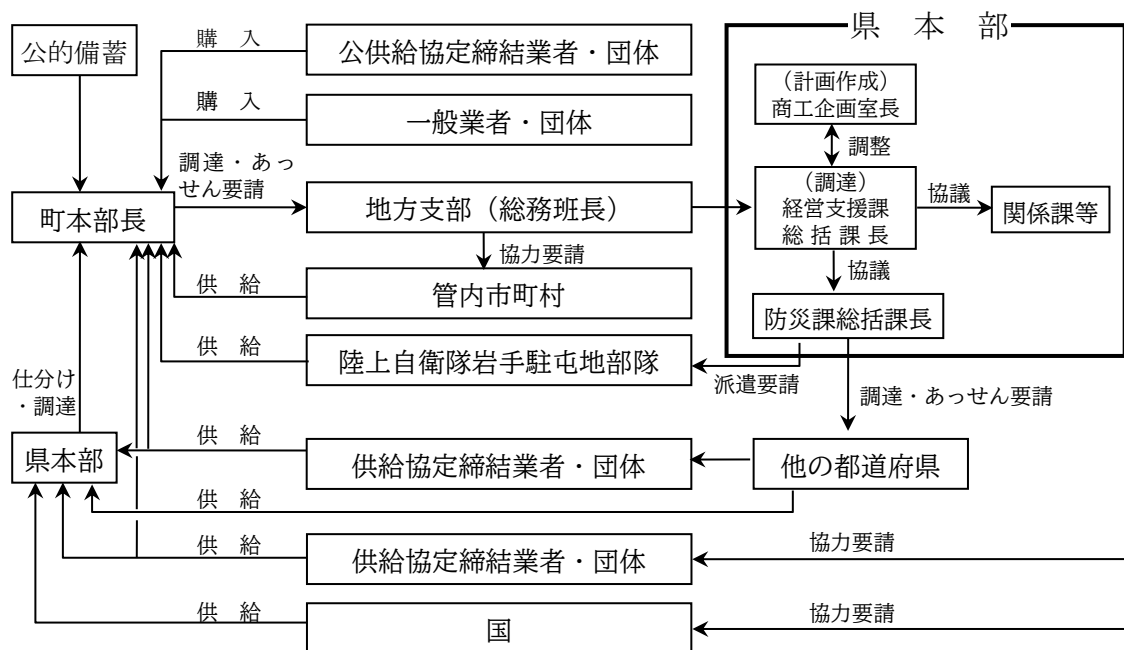
また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

資料編3-16-1 支給物資の種類、支給基準数量等

3 物資の確保

- (1) 町本部長（総務班）は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握する。
- (2) 町本部長（商工班、農業班、地域福祉班）は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。
- (3) 町本部長（商工班、農業班）は、必要な物資を調達できない場合は、県地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあっせんを要請する。
- (4) 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、市町村において物資の調達ができないと推測される場合又は県が市町村と連絡を取ることができない場合には、市町村本部長からの要請を待たず、物資の供給を行う。

〔物資の調達・供給系統図〕



4 物資の輸送及び保管

- (1) 町本部長（総務班）は、物資の保管に当たっては、必要に応じて、物資・集積輸送拠点（第6節・第3・2「防災拠点等の指定」参照）に警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。
- (2) 輸送物資の引渡しに当たっては、災害救助用物資引渡書により、受領を明確にする。

様式編3-16-1 災害救助用物資引渡書

5 物資の支給等

(1) 物資の支給等

- ア 原則として、物資は支給することとし、町本部長（商工班、農業班）が指定したものに限り、貸与する。
- イ 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、町役場（支所等）、物資集積・輸送拠点等における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。（在宅避難者への供給は、第14節「避難・救出計画」・第3「実施要領」・7項「在宅避難者等に対する支援」を参照）

(2) 食料の供給における留意事項

- ア 町本部長（総務班、商工班、農業班）は、あらかじめ、炊き出し方法等を定める。

イ 炊き出しによる供給は、避難所や学校給食共同調理場などの既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託（自主防災組織、ボランティア等の協力含む。）して行う。

また、炊き出し用の食材、燃料、器具は、農協や取り扱い業者などから調達する。

資料編 3-16-2 米穀等販売業者一覧表

資料編 3-16-3 災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて

ウ 給食のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

エ 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、町本部長（商工班、農業班）に対し、食料の供給について応援を求める。

6 住民等への協力要請

町本部長（総務班）は、必要と認めるときは、被災住民・自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、避難者への支給等について協力を求める。

7 物資の需給調整

町本部長（商工班、農業班）は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。

8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

9 災害救助法が適用されない場合の供与又は貸与

災害救助法が適用されない場合における物資等の供給については、おおむね前記第3実施要領1・2に準じて行うものとする。

様式編 3-16-1 災害救助用物資引渡書

様式編 3-16-2 世帯構成員別被害状況

様式編 3-16-3 物資購入（配分）計画表

第17節 給水計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 飲料水の供給 2 県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給
県本部長	町本部長が行う給水に対する協力、指示

第3 実施要領

1 給水

（1）水源の確保

町本部長（水道班）は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽等を利用した水源の確保に努める。

（2）給水班の編成

町本部長（水道班）は、職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査	ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限
--------	------------	------------------

（3）応援の要請

ア 町本部長（統括・対策班）は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは給水ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、県地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

① 給水対象地域	③ 職種別応援要員数	⑤ その他参考事項
② 給水対象人数	④ 給水期間	

イ 給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 応急給水用資機材の調達

（1）調達方法

ア 町本部長（水道班）は、あらかじめ、地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。

イ 町本部長（水道班）は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上、受領し、保管する。

(2) 応援の要請

町本部長（水道班）は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長又は福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 応急給水用資機材の種別、数量	ウ 運搬先
イ 使用期限	エ その他参考事項

3 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

ア 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が0.2mg/l以上になるよう消毒する。

イ 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を0.2mg/l以上に確保する。

ウ 給水用器具は、全て衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域の給水

給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、給水袋、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

ア 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、給水袋、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。

イ 浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、船艇又は軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

ア 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

イ 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 水道事業者又は水道用水供給事業者の措置

ア 水道事業者等は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

(ア) 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。

(イ) 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。

(ウ) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

イ 水道事業者等は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。

(ア) 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。

(イ) 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。

ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができることを認めるときは、使用範囲の制限を行う。

(ウ) 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講じるとともに、町本部長（水道班）に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

(2) 町本部長の措置

町本部長（水道班）は、水道事業者及び水道用水供給事業者の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、県地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

- | | |
|---|-------------------------|
| ア | 水道被害の状況（施設の破損、水道水の汚染状況） |
| イ | 給水対象地域 |
| ウ | 給水対象世帯・人員 |
| エ | 人員、資材、種類、数量 |
| オ | 応援を要する期間 |
| カ | その他参考事項 |

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 上水道施設

(1) 町内の上水道施設の現況

[資料編3-17-1 上水道施設の概況](#)

(2) 上水道施設に係る災害応急対策活動を迅速に行うための非常配備人員の編成計画

[資料編3-17-2 上水道施設の配備要員](#)

第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	被災住宅の応急修理、公営住宅の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
県本部長	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供
救助実施市	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

（1）供与対象者

応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

（2）供与対象者の調査、報告

町本部長（建設班）は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急仮設住宅入居者選定調査表等により次の事項を調査して、県本部長に報告する。

- ア 被害状況
- イ 被災地における住民の動向及び町の住宅に関する要望事項
- ウ 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ
- オ その他住宅の応急対策上の必要事項

様式集3-18-1 応急仮設住宅入居者選定調査表

(3) 建設場所の選定

町本部長（建設班）は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を指定する。

ア 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。

イ 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。

ウ 被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。

エ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の入居

ア 県本部長は、町本部長（施設班）の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。ただし、状況に応じて、町本部長に委任して選定することができる。

イ 町本部長（施設班）は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。

ウ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

(5) 応急仮設住宅の管理運営

ア 県本部長は、町本部長（施設班）の協力を得て、応急仮設住宅の管理運営を行う。ただし、状況に応じて、町本部長に委任することができる。

イ 県本部長又はその委任を受けた町本部長（施設班）は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死等を防止するための巡回訪問、心のケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。

ウ 県本部長又はその委任を受けた町本部長（施設班）は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。

(6) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。

ア 住家が半壊又は半焼したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯

イ 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯

ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

(2) 対象者の調査、選考

町本部長（施設班）は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査選考する。

(3) 修理の範囲

修理の範囲は、居室、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(4) 修理期間

ア 修理期間は、災害発生の日から1カ月以内とする。

イ 町本部長（施設班）は、1カ月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の承認を得たときは期間を延長する。

(5) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

3 公営住宅への入居のあっせん

(1) 町本部長（建設班）は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。

また、公営住宅等への入居に係る特例を認めた「被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）」が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等を含めて入居のあっせんを行う。

(2) 町本部長は、要配慮者の入居を優先する。

(3) 町本部長（建設班）は、県営住宅、市町村営住宅等の入居状況に関する情報を県本部長から提供を受け、被災者に周知する。

4 被災者に対する住宅情報の提供

(1) 県本部長は、必要に応じ、町本部長（建設班）を通じ被災者に対して活用可能な民間住宅の情報提供を行う。

(2) 町本部長（建設班）は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 被災宅地の危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定士の派遣要請

ア 町本部長（建設班）は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、県本部長に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

イ 被災宅地危険度判定士の派遣を要請する場合の手続は、第9節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又は県防災行政無線により申し出ることができる。この場合においては、事後速やかに文書を提出する。

ウ 前記アによる派遣要請後において、災害の状況により派遣を必要とする期間、派遣を必要とする区域及び派遣を希望する人員に変更が生じた場合は、前記イの手續に準じて県本部長に変更の手續をする。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査表に記入し、判定を行う。

イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3区分に判定する。

ウ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に表示する。

区 分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

(3) 町本部長の措置

町本部長（建設班）は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

ア 町本部長（建設班）が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務に当たる。

イ 実施本部は、以下の業務に当たる。

（ア）宅地に係る被害情報の収集

（イ）判定実施計画の作成

（ウ）宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

（エ）判定結果の調整及び集計並びに町本部長（建設班）への報告

（オ）判定結果に対する住民等からの相談への対応

（カ）その他判定資機材の配布

6 被災建築物の応急危険度判定

町本部長（建設班）は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 町本部長（建設班）は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）に基づき、次の措置を行う。

ア 町本部長（建設班）が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

イ 実施本部は、次の業務にあたる。

（ア）被災状況の把握

- (イ) 判定実施計画の作成
- (ウ) 県本部長への支援要請
- (エ) 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- (オ) 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- (カ) 住民への広報
- (キ) その他判定資機材の配布
- (2) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

第19節 感染症予防計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。
- 2 災害により、被害が発生し、生活環境の悪化、罹病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、他市町村及び県の協力を得て、感染症予防措置を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	県本部長の指導、指示に基づく被災地域の感染症予防業務の実施
県本部長	1 町本部長に対する感染症予防上必要な指導 2 感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施

第3 実施要領

1 感染症予防の実施体制

(1) 消毒班

ア 町本部長（衛生班）は、感染症予防業務を円滑に実施するため、所属職員による消毒班を編成し、消毒その他の措置を実施する。

イ 1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区分	人員	備考
衛生技術者	1名	医師を含めた場合は、医療班を兼務して編成できる。
事務職員	1名	
作業員	3名	

(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班

ア 県本部長は、地方支部保健医療班において「疫学調査班」を編成し、感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等を実施する。また、町本部長（救護班）は、「疫学調査協力班」を編成し、疫学調査班に協力する。

イ 1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

疫学調査班		疫学調査協力班	
区分	人員	区分	人員
医師	1 名	看護師又は保健師	1 名
看護師又は保健師	1 名	助手	1 名
助手	1 名		
備考：消毒班又は医療救護班を兼務して編成できる。		備考：消毒班を兼務して編成できる。	

(3) 感染症予防班

町本部長（救護班）は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

2 感染症予防用資機材の調達

(1) 町本部長（救護班）は、あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。

(2) 町本部長（救護班）は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、県地方支部保医療班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 感染症予防用資機材の調達数量	ウ 調達希望日時
イ 送付先	エ その他参考事項

3 感染症情報の収集及び広報

(1) 町本部長（救護班）は、感染症予防班、町の地区衛生組織、その他の関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。

(2) 町本部長（救護班）は、第5節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により防疫に関する広報を実施する。

ア 疫学調査、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
イ 避難所、仮設住宅等の巡回を通じて被災者個々に行う広報

4 実施方法

(1) 感染症の発生の状況及び動向の把握（サーベイランス）（疫学調査班及び疫学調査協力班）

ア 県本部長は、医療機関、医療救護班、避難所等の協力により、臨時のサーベイランス体制を構築し、集団感染等の兆候を早期に探知する。

イ 県本部長は、サーベイランスにより得られた情報を、市町村、医療関係機関等の関係者に対し定期的に情報提供する。

(2) 積極的疫学調査（疫学調査班及び疫学調査協力班）

県本部長は、サーベイランスにより得られた情報により、集団感染が疑われ、感染拡大のおそれがあると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条の規定に基づいて疫学調査を実施し、感染拡大の防止を図る。

(3) 健康診断（疫学調査班及び疫学調査協力班）

県本部長は、疫学調査班により、必要があると認める地域の住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づく健康診断を実施する。

(4) 清潔方法（消毒班）

町本部長（衛生班）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第 20 節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。

(5) 消毒方法（消毒班）

町本部長（衛生班）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条の規定に基づき、同法施行規則第 14 条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について消毒班による消毒を実施する。

ア 実施回数は、原則として床上浸水地域にあっては3回以上、床下浸水地域にあっては2回以上とする。

イ 床上浸水地域、床下浸水地域及び必要と認める地域に対しては、被災直後に行政連絡員等を通じて、消毒薬等を配付し、床、壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒及び生野菜の消毒等を行わせる。

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

町本部長（衛生班）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第 15 条の規定に定めるところによりねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(7) 生活の用に供される水の供給

町本部長（水道班）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条の規定に基づき、第 17 節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災の場合は第 17 節「給水計画」に定めるところにより対応するとともに、井戸水、水道水の衛生的処理について指導する。

(8) 臨時予防接種（感染症予防班）

町本部長（救護班）は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長に、その実施を求める。

(9) 患者等に対する措置

町本部長（疫学調査協力班）は、被災地域に一類感染症又は二類感染症の患者が発生した場合は、県本部長（疫学調査班）と連携して次の措置をとる。

ア 患者輸送車、トラック、舟艇、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。

イ 交通途絶により感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地以外の場所の感染症指定医療機関に収容する。

ウ 止むを得ない理由により感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であって、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(10) 避難所における感染症予防活動（主に感染症予防班及び疫学調査班）

町本部長（救護班）又は県本部長は、週に1回以上避難所を巡回し、次の方法により感染症予防について指導を行う。

ア 避難者の健康状況を1日1回以上確認する。

イ 避難所の自治組織を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。

ウ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。

エ 飲料水等については、消毒班又は県地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導等を行う。

オ 避難所における過密抑制に配慮する。

(11) 町が感染症予防活動を実施できない場合の措置

県本部長は、激甚な被害により、町本部長（救護班、衛生班）が行うべき消毒その他の措置を実施できず、あるいは実施しても完全な感染症予防ができないと認めたときは次の項目について実施する。

ア 清潔方法の維持及び消毒方法の施行	ウ 生活の用に供される水の供給
イ ねずみ族、昆虫駆除等の実施	エ 患者の輸送措置

第20節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう各機関の連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 廃棄物処理

実施機関	担当業務
町本部長	廃棄物の処理及び清掃全般
県本部長	市町村本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

2 障害物処理

実施機関	担当業務
町本部長	（1）被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 （2）緊急輸送の確保、航路の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
県本部長	（1）市町村本部長が行う障害物の除去に対する応援、協力 （2）県が管理する道路、河川、港湾等関係施設に係る障害物の除去

第3 実施要領

1 廃棄物処理

（1）処理方法

- ア 町本部長（衛生班）は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。

イ 町本部長（衛生班）は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。

ウ 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

① 医療施設	② 社会福祉施設	③ 避難所
--------	----------	-------

エ 町本部長（衛生班）は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。

区分	処理内容
第1次対策	① 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 ② 最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、臨時ゴミ集積所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、中間処理（破碎・選別・焼却等）を行い最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	① 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 ② 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第2次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

オ 町本部長（衛生班）は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。

カ 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理する。

キ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、町本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

ク 県本部長は、大量の廃棄物が発生し、県内における処理が困難であると認めるときは、第9節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、廃棄物処理に係る応援を要請する。

（2）廃棄物収集運搬用資機材の確保

ア 町本部長（衛生班）は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。

イ 町本部長（衛生班）は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

ウ 町本部長（衛生班）は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、県地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区 分	明示事項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

（３）災害廃棄物仮置場の確保

町本部長（衛生班）は、中間処理施設（破碎・選別・焼却等）や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して災害廃棄物仮置場を設置する。

資料編 3-20-1 災害廃棄物仮置場一覧

（災害の種類及び発生場所により適時選定、開設）

（４）災害廃棄物仮置場等の衛生保持

ア 町本部長（衛生班）は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、災害廃棄物仮置場、中間処理施設（破碎・選別・焼却等）及び最終処分地の清潔保持に努める。

イ 消毒方法については、第 19 節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

（５）住民等への協力要請

ア 町本部長（衛生班）は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。

イ 町本部長（衛生班）は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町本部長（衛生班）は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

（１）処理方法

ア 町本部長（衛生班）は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。

イ 町本部長（衛生班）は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。

ウ し尿処理は、次の施設を優先して行う。また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急に処理を行う。

① 医療施設	② 社会福祉施設	③ 避難所
--------	----------	-------

エ 町本部長（衛生班）は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

区分	し尿処理の方式
医療施設 福祉施設 避難所	① 施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 ② 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ③ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地区	① 住宅での生活確保と地域の環境衛生を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 ② 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ③ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一般家庭	① 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 ② 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ③ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ④ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事業所	① 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 ② 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ③ バキュームカーにより、し尿処理を行う。

（２）し尿処理用資機材の確保

ア 町本部長（衛生班）は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。

イ 町本部長（統括・対策班）は、自らのし尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。

ウ 町本部長（衛生班）は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、県地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区 分	明示事項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

3 障害物除去

(1) 処理方法

ア 町本部長及び道路、河川、港湾、漁港の管理者（町は建設班。以下、本節中「道路等の管理者」という。）は、所属職員、消防団員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。

イ 障害物の除去は、次の障害物を優先して実施する。

（ア）災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所に至る道路にある障害物

（イ）防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物

（ウ）被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物

（エ）放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

ウ 町本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。

（ア）住居障害物の除去

a 町本部長（施設班）は「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。

b 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。

c 町本部長（施設班）は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

（イ）道路関係障害物の除去

a 町本部長及び道路管理者（町は建設班）は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。

b 町本部長及び道路管理者（町は建設班）は、道路上の障害物の状況を、第4節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

（ウ）河川関係障害物の除去

河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。また、集積した漂流障害物について、陸上障害物と同様に処分する。

(エ) 港湾関係障害物の除去

a 港湾管理者は、港湾荷役等の障害となるものを優先して除去する。

なお、早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付し、管轄する海上保安部署に連絡し、告示等の周知方法をとる。

b 海上保安部署長は、船舶航行の障害となるものがあるときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、関係機関及び障害物の所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告する。

c 除去した障害物は、原木等の木材については、最寄りの貯木場に集積し、その他の漂流障害物については、その都度定める集積所に集積する。

d 町本部長は、集積した漂流障害物について、陸上障害物と同様に処分する。

(オ) 漁港関係障害物の除去

町本部長及び漁港管理者（町は建設班）は、その所管する漁港の障害物の状況を把握の上、漁業協同組合等と連携を図り、協力して障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

町本部長及び道路等の管理者（町は建設班）は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

(3) 応援の要請

ア 町本部長（建設班、施設班）は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、あるいは、県地方支部福祉環境班長又は土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 障害物除去に必要な職種及び人員 | ④ 障害物除去地域・区間 |
| ② 障害物除去用資機材の種類・数量 | ⑤ その他参考事項 |
| ③ 応援を要する期間 | |

イ 道路等の管理者（町は建設班）は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、町本部長又は県本部長に対して、応援を要請する。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 障害物除去に必要な職種及び人員 | ④ 障害物除去地域、区間 |
| ② 障害物除去用資機材の種類・数量 | ⑤ その他参考事項 |
| ③ 応援を要する期間 | |

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

ア 町本部長及び道路等の管理者（町は建設班、施設班）は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

イ 町本部長（建設班、施設班）は、除去した障害物を臨時に集積する場所を定めるが、災害の種類及び発生場所により適時選定する。

資料編3-20-1 災害廃棄物仮置場一覧

ウ 臨時集積場所は、おおむね、次の事項に配慮して選定する。

(ア) 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。

(イ) 公有地を選定できないときは、(ア) に準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

エ 町本部長（建設班、施設班）は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び同法施行令第 24 条の規定により、他人の土地を一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

ア 町本部長（衛生班）等は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。

(ア) 臨時集積場所

(イ) 住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所

(ウ) 埋立予定地

イ 町本部長（衛生班）等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却等適切な処理を行う。

ウ 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
町本部長	災害対策基本法第 64 条第 2 項から第 6 項及び同施行令第 25 条から第 27 条に定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官 海上保安官	災害対策基本法第 64 条第 8 項、第 9 項及び同施行令第 25 条から第 27 条に定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 13 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、町本部長（衛生班）又は事業者は、環境省及び県と連携し、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第21節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 行方不明者、遺体の搜索 2 遺体収容所の確保及び遺体の処理 3 身元不明の遺体の一時安置 4 遺体の埋葬
県本部長	1 行方不明者の搜索、遺体の検視 2 災害救助法適用時における遺体の搜索、処理、埋葬の最終処理
第二管区海上保安本部 [宮古海上保安署]	海上における行方不明者の搜索、遺体の検視
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の搜索
日本赤十字社岩手県支部 岩泉町分区	災害救助法の適用時における遺体の処理及び埋葬に関する協力
(一社) 岩手県医師会 (一社) 岩手県歯科医師会	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 搜索の手配

ア 町本部長（統括・支援班）は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、県地方支部警察署長又は海上保安部署長に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を県地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。

(ア) 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

(イ) 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

イ 町本部長（統括・支援班）は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県本部長に連絡する。

ウ 町本部長（統括・対策班）は、行方不明者として把握した者が外国人の場合には、県本部長に連絡する。

（2）搜索の実施

ア 町本部長（防災班）は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により搜索班を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。

イ 町本部の搜索班の編成

資料編 3-21-1 町本部搜索班編成表

ウ 町本部長（防災班）は、必要に応じて、自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、搜索班への協力を要請する。

エ 町本部長（統括・対策班）は、必要に応じて、地方支部警察署班長又は海上保安部署長に対して、巡視船、航空機等による広域的な搜索の実施を要請する。

オ 搜索班員は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、DMAT又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。

カ 搜索班員は、遺体を発見した場合は、次の措置をとる。

（ア）遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官又は海上保安官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。

（イ）遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官又は海上保安官に通知する。

その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

2 遺体の収容

（1）遺体の収容は、搜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

ア 異常遺体に関する検視	イ 医師の検案	ウ 遺体請書の徴収
--------------	---------	-----------

（2）町本部長（衛生班）は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。

（3）遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。

ア 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。

イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。

ウ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。

エ 遺体の数に相応する施設であること。

オ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。

3 遺体の処理

- (1) 町本部長（衛生班）は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- (2) 遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の資機材を使用するものとし、資機材が不足したときは、町等において調達する。
- (3) 町本部長（統括・対策班）は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、県地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請する。

4 遺体の埋葬

町本部長（統括・対策班）は、埋葬用品等の調達ができない場合は、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

資料編 3-21-2 火葬地・公葬地調べ

5 遺体埋葬の広域調整

町本部長（統括・対策班）は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合にあっては、地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

6 災害救助法を適用した場合の遺体の搜索、処理及び埋葬

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第22節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
県本部長	1 要員の確保 2 防災関係機関相互の要員の調整
各防災関係機関	要員の確保

第3 実施要領

1 要員の確保

災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。

- (1) 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティア等によっても要員に不足を生じるとき。
- (2) 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき。

2 確保の方法

- (1) 町本部長（商工班）及び防災関係機関は、次の事項を明示して、岩手労働局長に要員の確保を申し込む。

ア 目的	エ 期間
イ 作業内容	オ 就労場所
ウ 必要技能及びその人員	カ その他参考事項

- (2) 要員に対する賃金は、法令その他特別な定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令等

(1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員の確保ができない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要であると認めるときに行う。

執行者	町担当	対象作業	命令区分	根拠法令
町本部長	統括・対策班	災害応急対策 作業全般	従事命令	災害対策基本法第 65 条 第 1 項
消防吏員又は 消防団員	防災班	消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項
救急隊員			協力命令	消防法第 35 条の 10
水防管理者	建設班	水防作業	従事命令	水防法第 24 条
水防団長又は 消防機関の長	防災班			

(2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法 による県本部長の従事命令)	ア 医師、歯科医師又は薬剤師 イ 保健師、助産師又は看護師 ウ 土木技術者又は建築技術者 エ 大工、左官又はとび職 オ 土木業者又は建築業者及びこれらの従業者 カ 地方鉄道事業者及びその従業者 キ 軌道経営者及びその従事者

作業区分	対象者
	ク 自動車運送事業者及びその従業者 ケ 船舶運送事業者及びその従事者 コ 港湾運送事業者及びその従事者
災害救助作業（協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業（災害対策基本法による町長、警察官又は海上保安官の従事命令）	町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業（従事命令又は協力命令）	火災の現場付近にある者
水防作業（従事命令）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

（３）公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
町本部長	従事命令	ア 命令を発するとき イ 発した命令を変更するとき ウ 発した命令を取り消すとき	災害対策基本法第 81 条第 1 項 災害救助法第 7 条第 4 項において準用する同法第 5 条第 2 項

（４）損害補償

従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く。）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気に罹り、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

（５）その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、町本部長に届け出る。

ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書

イ 負傷又は疾病以外による場合は、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等については、第 13 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第23節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	町立学校における応急教育の実施
県本部長	県立学校における応急教育の実施

第3 実施要領

1 学校施設の対策

（1）学校施設の応急対策

町本部長（総務班）は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

（2）応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きい が、校舎等の一部が使用可能な場合	1 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 2 一斉授業ができない場合は、二部授業を行い、又は町内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	1 町内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。 2 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
町内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎等又は公民館等の公共施設を使用する。

(3) 他の施設を使用する場合の手続

町立学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては、次の手続により、他の学校又は公共施設を使用し、応急教育を実施する。

ア 町立学校が、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続により当該施設管理者の協力を得る。

区分	手続
町内の施設を利用する場合	町本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所班管内の他市町村施設を利用する場合	町本部長は、県地方支部教育事務所班長に対して、施設のあっせんを要請する。
他の教育事務所班管内の施設を利用する場合	地方支部教育事務所班長は、管内に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあっせんを要請する。

イ 他の学校又は公共施設の使用に係る協力又はあっせん要請は、次の事項を明示して行う。

① あっせんを求める学校名	④ 予定期間
② 予定施設名又は施設種別	⑤ その他参考事項
③ 授業予定人員及び室数	

2 教職員の確保

(1) 町立学校

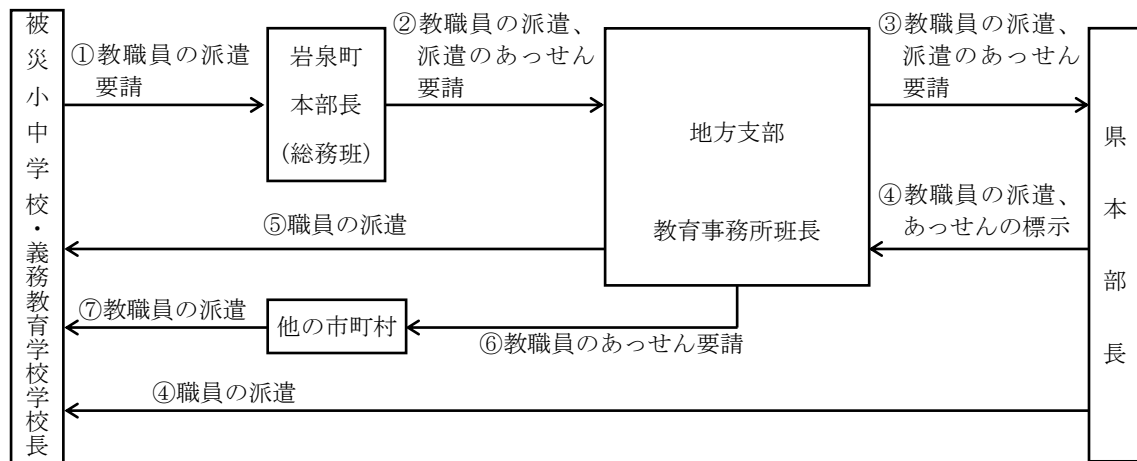
ア 災害により、被災した小中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

(ア) 校長は、教育部長を通じて町本部長に対して教職員の派遣を要請する。

(イ) 町本部長（総務班）は、県地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する。

イ 町本部長（総務班）は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

〔被災した小中学校及び義務教育学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ〕



(2) 要請の手続

教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

ア 派遣を求める学校名	エ 派遣要請予定期間
イ 授業予定場所	オ その他必要な事項
ウ 教科別（中学校・義務教育学校・高校）派遣要請人員数	

3 応急教育の留意事項

応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
- (2) 教科書、学用品等の亡失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。
- (3) 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
- (4) 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
- (5) 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。
- (6) 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

(1) 町本部の措置

ア 町本部長（教育班）は、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。

イ 町本部長（教育班）は、学用品等の給与が困難である場合は、県地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんを要請する。

なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と町本部間の通常の方法による。

(2) 学校長等の措置

ア 各学校長は、災害時における被害児童、生徒の状況を速やかに町本部長に報告するものとする。

様式編 3-23-1 町立小・中学校児童生徒被害状況報告書

イ 各学校長は、学用品の支給を受けたときは配給計画表を作成して給与するものとする。

様式編 3-23-2 学校別教科書及び文具等配給計画表

(3) 災害救助法を適用した場合における学用品の給与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額及び期間等は、第13節「災害救助法適用計画」に定めるところによる。

5 授業料等の減免、育英資金の貸与

(1) 町本部長（教育班）は、必要に応じて、被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。

(2) 被災生徒が学校納付金の減免、育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合は、り災証明書を添付する。

6 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

町本部長（教育班）は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。

ア 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。

イ 本部長（教育班）は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施する。

ウ 学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊き出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

町本部長（教育班）及び給食実施者は、災害により被害を受けた給食用原材料をとりまとめ、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

7 学校保健安全対策

町本部長（教育班）等は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。

(1) 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。

(2) 学校内において、感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は県地方支部保健医療班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の措置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。

(3) 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。

(4) 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

8 その他文教関係の対策

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

ア 町本部長（総務班）は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

イ 災害時においては、避難所等に利用される場合が多いので、応急修理等速やかに必要な対策を実施する。

(2) 文化財の対策

町本部長（総務班）は、町文化財調査委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。

ア 文化財の避難

イ 文化財の補修、修理

ウ 二次災害からの保護措置の実施

9 被災児童、生徒の受入れ

町本部長（教育班）は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。

第24節 農畜産物応急対策計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における病虫害の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 被災地域における病虫害防除実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置
県本部長	1 病虫害防除に関する必要な指示指導 2 家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 3 家畜診療 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 5 市町村長が行う畜産応急対策措置に対する指導 6 市町村長からの畜産応援要請に応じた措置

第3 実施要領

1 防除対策

(1) 防除の実施

ア 町本部長（農業班）は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

- | |
|---------------------------------|
| ① 防除時期 |
| ② 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量 |
| ③ 防除体制（人員、車両等の動員、配置） |

イ 町本部長（農業班）は、業務を円滑に実施するために、次の班を編成する。

班名	担当業務
調査班	巡回調査を行い、病虫害の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指導班	防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病虫害の発生による被害防止に努める。

ウ 町本部長（農業班）は、災害の規模、状況から防除措置の実施が困難であると認めたときは、県本部長に対し、病虫害防除措置の応援を要請する。

(2) 防除資機材の調達

ア 町本部長（農業班）は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。

イ 町本部長（農業班）は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、県地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

- | | |
|-------------|--------------|
| ① 資機材の種類別数量 | ③ 調達希望日時（期間） |
| ② 送付先 | ④ その他参考事項 |

2 畜産対策

(1) 協力機関

町本部（農業班）は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

ア 新岩手農業協同組合	イ 岩手県農業共済組合
-------------	-------------

(2) 家畜の診療

ア 災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。

（ア）家畜の診療は、町本部長（農業班）が実施するが、それが困難な場合は、県地方支部農林班長に応援を要請する。

（イ）町本部長（農業班）は、必要に応じて畜産振興室員及び獣医師をもって構成する家畜診療班を編成する。

（ウ）家畜診療班は、必要に応じて被災地内に診療詰所を設け、常時待機する。

（エ）応急診療の範囲は、次による。

- | | | |
|------|-----------------|----------|
| ① 診療 | ② 薬剤又は治療用資器材の支給 | ③ 治療等の処置 |
|------|-----------------|----------|

イ 町本部長（農業班）は、家畜の健康診断が必要と認めた場合は、被災地内に家畜診療班を派遣し、巡回して健康診断に当たる。

ウ 町本部長（農業班）は、必要に応じ、家畜避難所を設置する。

エ 町本部長（農業班）は、診療実施のため必要な器材、薬品等の所要数量を県本部に報告し、その指示を得る。ただし、通信途絶又は緊急を要する場合は手持品を使用し、又は現地において確保し、県本部に報告する。

（3）家畜の防疫

ア 災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により実施する。

イ 町本部長（農業班）は、県地方支部農林班長と連絡を密にし、防疫措置の実施に当たってはこれに協力する。

（4）家畜の避難

町本部長（農業班）は、県地方支部農林班長から連絡を受け、又は浸水等災害の発生が予想され、若しくは発生したとき家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

（5）飼料等の確保

避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないとき、町本部長は、県地方支部農林班長に次の事項を明示して、確保のためのあつせんを要請する。

ア 要請する飼料の種類及び数量	ウ その他必要事項
イ 納品又は引継の場所及び時期	

（6）青刈飼料等の対策

町本部長（農業班）は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をするよう指導する。

ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあつせんを要請する。

（7）牛乳の集荷対策

町本部長（農業班）は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集荷運搬ができない場合は、県地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第25節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、港湾施設、漁港施設及び治山施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

（1）道路施設

実施機関	担当区分
町本部長	町道の道路施設
県本部長	一般国道のうち、三陸国道事務所宮古維持出張所所管以外の道路施設及び県道の道路施設

（2）河川管理施設

実施機関	担当区分
町本部長	準用河川及び普通河川の河川管理施設
県本部長	二級河川の河川管理施設

（3）海岸保全施設

実施機関	担当区分
町本部長	町管理の海岸保全施設
県本部長	県管理の海岸保全施設

（4）砂防等施設

実施機関	担当区分
県本部長	砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域の砂防等施設

（5）港湾施設、漁港施設

実施機関	担当区分
町本部長	町管理の漁港施設
県本部長	県管理の港湾施設又は漁港施設

（6）治山施設

実施機関	担当区分
林野庁 （東北森林管理局）	国有林内保安林の治山施設
県本部長	民有林内保安林の治山施設

3 実施要領

(1) 共通事項

ア 被害状況の把握及び連絡

実施機関（町は統括・対策班、建設班）は、被害の発生状況を把握し、関係本部（県、町）及びその他の防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 二次災害の防止対策

（ア）実施機関（町は建設班）は、クラック発生箇所等の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

（イ）県及び町（統括・対策班、建設班）は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第14節「避難・救出計画」に定める避難指示等の発令等の措置をとる。

ウ 要員及び資機材の確保

（ア）実施機関（町は統括・対策班、建設班）は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

（イ）実施機関相互又は関係業者等に対する応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

① 資機材の種類及び数量	④ 期間
② 職種別人員	⑤ 作業内容
③ 場所	⑥ その他参考事項

エ 関係機関との連携強化

（ア）実施機関（町は統括・対策班、建設班）は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

（イ）障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2) 道路施設

実施機関（町は建設班）は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路について重点的に応急復旧を実施する。

(3) 港湾施設、漁港施設

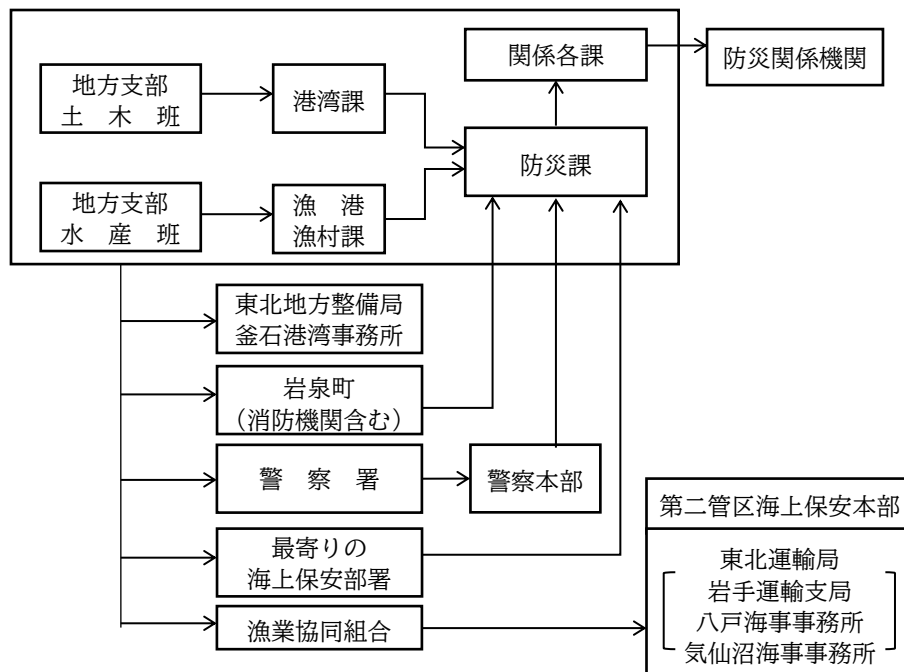
ア 船舶に対する危険通報

実施機関（町は建設班）は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、県本部及びその他の防災関係機関に連絡する。

イ 防災措置の共同実施等

- (ア) 港湾管理者及び漁港管理者（建設班）は養殖筏繫留者、木材集積業者及び在港船舶管理責任者に対し、海上保安部署長は在港船舶管理責任者に対し、防災措置に関する必要な指導を行う。
- (イ) 町本部長（建設班）は、他の実施機関が行う防災措置に対し、協力を行うこととし、必要に応じて、漁業団体、港湾荷役業者、船舶所有者等の協力を求める。

〔港湾施設、漁港施設に係る連絡系統〕



ウ 養殖筏繫留者等の措置

養殖筏繫留者、木材集積業者及び在港船舶の管理者は、台風、高潮、津波、強風等による被害拡大を防止するため、必要な措置を講ずる。

エ 海上輸送路の確保

- (ア) 実施機関（町は建設班）は、関係機関と速やかに協議、連絡の上、災害対策用埠頭を決定し、重点的に応急復旧を実施する。
- (イ) 実施機関（町は建設班）は、緊急物資、派遣要員等の海上からの輸送路を確保するため、航路、泊地等における沈船、漂流物等の障害物を除去する。

第2 鉄道施設

1 基本方針

乗客の安全と交通を確保するため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
三陸鉄道株式会社	1 被災状況の把握 2 応急措置及び応急復旧

3 実施要領

（1）活動体制

ア 実施機関は、災害の状況に応じ、災害対策本部又は現地対策本部を設置し、応急活動を行う。

イ 応急措置の連絡指示、被害情報の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じ、無線車、移動用無線機を利用する。

（2）発災時の初動措置

ア 列車の措置

（ア）乗務員は、地震を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上など危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

（イ）状況に応じ、旅客の避難、救出救護の要請を行うとともに、駅又は輸送指令に必要事項を通報する。

イ 保守担当区の措置

地震により、列車の運転に支障が生ずる事態の発生又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋りょう、重要建築物、信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

ウ 駅の措置

（ア）運行本部長は、震度に応じて、列車防護及び運転規制を行う。

（イ）運行本部長は、地震発生と同時に営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要に応じ、救護所の開設、医療機関の救援を要請する。

（3）旅客の避難誘導及び救出救護

ア 避難誘導

（ア）運行本部長及び乗務員は、旅客に対し、被害状況等の広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう、協力を求める。

（イ）乗務員は、被災状況、救出救護の手配、避難場所、その他必要事項について、駅又は輸送指令に連絡する。

イ 救出救護

（ア）運行本部長及び乗務員は、列車の脱線、転覆、建造物の崩壊等により死傷者が発生したときは、直ちに、救出救護活動を行う。

（イ）災害対策本部長は、災害の状況に応じ、直ちに、医療救護班の派遣を指示する。

（ウ）現地対策本部長は、現地職員を指揮し、医療機関と連携し、救出救護活動に当たる。

(4) バス事業者との連携強化

旅客の避難誘導及び代替輸送に当たっては、バス事業者による営業用バス車両の提供等の協力を得て行う。

(5) 応急復旧

ア 実施機関は、鉄道施設が被災した場合には、被害の状況を勘案し、内部による復旧工事のほか、外注工事により、速やかに応急復旧を実施する。

イ 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、他の鉄道事業者と相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じる。

ウ 実施機関相互の応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

① 資機材の種類及び数量	③ 場所	⑤ 作業内容
② 職種別人員	④ 期間	⑥ その他参考事項

第26節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。
- 3 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

1 電力施設

実施機関	担当業務
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株) 宮古電力センター	(1) 所管する電力施設に係る被災状況の把握 (2) 被災した電力施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 (3) 被災地域における広報の実施

2 ガス施設

実施機関	担当業務
ガス供給事業者	(1) 所管するガス供給施設に係る被災状況の把握 (2) 被災したガス供給施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 (3) 需要家庭等に対する広報の実施

3 上下水道

実施機関	担当業務
町本部長	(1) 所管する上下水道施設に係る被災状況の把握 (2) 被災した上下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

4 電気通信施設

実施機関	担当業務
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 (2) 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

第3 実施要領

1 電力施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

(ア) 電気事業者は、大規模な災害が発生した場合において迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

(イ) 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

(ア) 電気事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により防災体制をとる。

体制区分	災害の規模及び状況
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1 非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、又は非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2 非常体制	国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

(イ) 電気事業者は、その体制区分に応じて、必要とする要員について出動を指示する。

(ウ) 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。

- a 非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意の上、非常体制の発令に備える。
- b 非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ、定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。
- c 非常体制の発令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、非常災害対策活動に従事する。

(エ) その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常業務に従事する。

ウ 情報連絡活動

電気事業者は、定時に被災電力施設等から、次の情報を収集する。

一般情報等	① 気象等に関する情報 ② 一般被害情報 ③ 停電による主な影響の状況 ④ 国及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁、報道機関及び被災地域への対応状況
自社被害情報等	① 自社施設等の被害情報及び復旧状況 ② 他の事業者からの応援要員及び資機材等の派遣状況 ③ 人身災害及びその他の災害発生状況 ④ その他の災害に関する情報

エ 電気事業者は、上記により収集した被害情報について、第4節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、町本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 資材の調達、輸送

(ア) 電気事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次の方法により確保する。

- a 現地調達
- b 電力事業所相互間による流用
- c 納品メーカーからの購入
- d 他の電力事業者から融通

(イ) 非常災害対策本部と被災電力施設との通信が途絶し、相当の被害が予想される場合においては、非常災害対策本部において復旧資材所要数量を想定し、被災電力施設に対して緊急出荷する。

(ウ) 資材が不足する場合は、工事業者、メーカー、他の電力事業者等に対し、応援を要請する。

(エ) 被災電力施設への資材の輸送は、あらかじめ供給契約をしている関係業者の保有する車両等により行う。なお、輸送力が不足する場合においては、他の電力事業者に対して応援を要請し、輸送力の確保を図る。

(オ) 電力事業者は、応急対策に関し広域的応援態勢をとるよう努める。

(カ) 町本部長（統括・対策班）は、各電力事業者から応急対策要員、応急対策資材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力するとともに、状況に応じて、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、県本部長に対し、自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う。

イ 危険予防措置の実施

(ア) 電気事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが、次の場合においては、送電を停止する。

- a 送電を継続することが危険と認められるとき。
- b 警察署、消防機関等関係機関から送電停止の要請があったとき。

(イ) 送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小、時間の短縮に努める。

(ウ) 電気事業者は、技術員を派遣し、電力施設保安のため必要な措置を講ずる。

ウ 応急工事の実施

電気事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の最も大きい施設から実施する。

① 災害応急対策実施機関 ② 医療施設 ③ 社会福祉施設 ④ 避難所

エ 災害時における電力の融通

電気事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給契約」及び「二社融通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。

(3) 復旧対策

ア 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。

イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、災害復旧の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から、概ね、次に定める復旧順位により実施する。

水力発電設備	① 系統に影響の大きい発電所 ② 当該地域に対する電力供給上支障を生じる発電所 ③ 早期に処置を講じない場合において、復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ④ その他の発電所
送電設備	① 全回線送電不能の主要線路 ② 全回線送電不能のその他の線路 ③ 一部回線送電不能の主要線路 ④ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ② 都市部に送配電する送電系統の中間変電所 ③ 重要施設に配電する配電用変電所
配電設備	① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、広域避難所、その他重要施設への供給回線 ② その他の回線
通信設備	① 非常災害用通信回線 ② 給電指令回線及び制御監視並びに系統保護回線 ③ 保守用回線等

(4) 道路管理者等との連携

電気事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

2 ガス施設

(1) 災害時の活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

(ア) ガス事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

(イ) 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

ガス事業者は、災害の規模及び状況に応じて、非常災害対策本部の対策委員を確保する。

ウ 情報連絡活動

ガス事業者は、収集した被害状況について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、町本部長及びその他の防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動措置

ガス事業者は、災害時における初動措置として、次の措置を実施する。

(ア) 町本部、報道機関等からの被害情報等の収集

(イ) 事業所等の点検

(ウ) その他、状況に応じた措置

イ 応急措置

ガス事業者は、応急措置として、次の措置を実施する。

(ア) 各事業所が有機的な連携を図り、施設の応急措置に当たるよう指示する。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) その他、現場の状況により適切な措置を行う。

(エ) 応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先して行う。

① 災害応急対策実施機関	② 医療施設	③ 社会福祉施設	④ 避難所
--------------	--------	----------	-------

ウ 資機材の調達

(ア) ガス事業者は、自ら保有する資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次の方法により確保する。

a 取引先、メーカー等からの調達

b 各事業所相互間における流用

c 他のガス事業者からの応援融通

(イ) 町本部長（統括・対策班）は、ガス事業者から応急対策要員及び応急対策資機材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力する。

(3) 復旧対策

ガス供給の再開に当たっては、二次災害の発生を防止するため、次により作業を進める。

ア 貯蔵施設

所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの貯蔵等を再開する。

イ 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(4) 道路管理者等との連携

ガス事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携する。

3 上水道施設

(1) 防災活動体制

ア 給水対策本部の設置

(ア) 町本部長（水道班）は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部との密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

(イ) 給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出勤方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 動員体制の確立

(ア) 町本部長（水道班）は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。

(イ) 指名職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所又は最寄りの事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

町本部長（水道班）は、あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資器材について、請負会社及び指定給水装置工事事業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

また、体制等の確保が困難と予想される場合は、日本水道協会岩手県支部へ速やかに応援を要請するものとし、あらかじめ応援条件や対応手順等を確認しておくものとする。

(2) 情報連絡活動

- ア 町本部長（水道班）は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。
- イ 町本部長（水道班）は、水道施設に被害が発生した場合は、第4節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。
- ウ 一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内における連絡は、通信の疎信状況を勘案し、防災行政無線を用いて行う。
- エ 給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定められた時間及び内容形式により行う。

(3) 応急対策

ア 復旧対策用資機材の準備

- (ア) 復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連において、保有しておくことが適当なものについては、町本部長（水道班）が事前に確保しておく。
- (イ) 水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の水道事業者等から調達する。
- (ウ) 町本部長（水道班）は、必要な材料を調達できない場合においては、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

イ 施設の点検

- (ア) 貯水、取水、導水、浄水、給水施設等の被害調査は、施設ごとに実施する。
- (イ) 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。
- (ウ) 次の管路等については、優先的に点検する。

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 主要送配水管路 | ③ 河川、鉄道等の横断箇所 |
| ② 貯水槽及びこれに至る管路 | ④ 後方医療機関等に至る管路 |

ウ 応急措置

町本部長（水道班）は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

(ア) 貯水、導水、浄水及び給水施設

取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が発生した場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

(イ) 送・配水管路

- a 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- b 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。

(ウ) 給水装置

倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切り弁により閉栓する。

(4) 復旧対策

ア 取水・導水施設の復旧

(ア) 取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。

(イ) 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

イ 送・排水管路の復旧

(ア) 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易度、被害箇所的重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。

(イ) 復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資器材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

(ウ) 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

ウ 給水装置の復旧

(ア) 公道内の給水装置及び配水に支障を及ぼす給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

(イ) 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する変電所などを優先して実施する。

(ウ) 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。

(5) 道路管理者等との連携

町本部長（水道班）は、各施設の復旧工事に当たって道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

ア 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

イ 町本部長（水道班）は、被災地域にける住民等の苦情、相談を受け付けるため、移動相談所を開設する。

4 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

町本部長（水道班）は、町本部の配備体制に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

(2) 応急対策

ア 災害復旧用資機材の確保

（ア）町本部長（水道班）は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレイカー、土のう等の資機材の確保に努める。

（イ）下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達する。

（ウ）町本部長（水道班）は、必要な材料を調達できない場合においては、県地方支部土木班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

イ 応急措置

（ア）ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合には、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないように対処する。

（イ）各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

（ウ）工事施工中の箇所は、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

ア 処理場・ポンプ場の復旧

処理場・ポンプ場において停電が発生した場合には、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

イ 管渠施設の復旧

管渠施設に被害が発生した場合においては、代替管等を活用して復旧に努める。

(4) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

5 電気通信施設

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、災害対策本部を設置する。

イ 対策要員の確保

電気通信事業者は、災害対策本部の設置時において、業務の運営又は応急対策及び応急復旧に必要な対策要員を確保するため、あらかじめ、必要な措置を定める。

ウ 情報連絡活動

電気通信事業者は、電気通信施設の被害状況及び応急対策の実施状況について、第4節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、町本部長（統括・対策班）及びその他の防災関係機関に連絡する。

(2) 応急対策

ア 資機材の調達

(ア) 電気通信事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を常時把握しておくとともに、調達を必要とする資機材について、速やかに確保する。

(イ) 電気通信事業者は、応急復旧に関し、広域的応援体制をとるよう努める。

イ 情報通信手段の機能確認等

電気通信事業者は、災害発生後、直ちに必要な事項について、情報通信手段の機能確認等を行う。

ウ 重要通信の確保等

(ア) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法及び電話サービス契約約款等に基づき、通話の利用制限を行う。

(イ) 防災関係機関の専用通信設備が被災し、通信が途絶した場合は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(ウ) 衛星通信等の移動回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

(エ) 町指定避難所の開設又は住民が避難し使用が必要と認められる場合は、当該地域に設置されている災害時用公衆電話（特設公衆電話）を開設する。

(3) 復旧対策

電気通信事業者は、被災した通信施設の復旧について、次により実施する。

ア 災害復旧工事の計画、実施

(ア) 応急復旧工事

- a 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備等の工事
- (イ) 原状回復工事
 - 電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
- (ウ) 本復旧工事
 - a 被災の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
 - b 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ 復旧順位

順位	応急復旧する電気通信設備
第1順位	・ 水防機関に設置されているもの ・ 消防機関に設置されているもの ・ 消防署に設置されているもの ・ 警察機関に設置されているもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの
第2順位	・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 選挙管理機関に設置されているもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されているもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されているもの (第1順位となるものを除く)
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(4) 災害広報

電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーキー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧装置、復旧見込時期等の周知を図る。

(5) 道路管理者等との連携

電気通信事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

第27節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 石油类等危険物

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
危険物施設責任者	1 被災状況の把握 2 被害の発生又は拡大防止のための応急措置
町本部長	
県本部長	

2 実施要領

（1）危険物施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

危険物施設責任者は、災害発生後直ちに町本部（統括・対策班）及び消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

[資料編3-27-1 町内危険物施設一覧](#)

イ 要員の確保

危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

ウ 応急処置

危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- （ア）危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
- （イ）タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- （ウ）従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

エ 情報の提供及び伝達

危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないように災害広報活動を行う。

(2) 町本部長

町本部長（防災班）は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第3 火薬類

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
火薬類保管施設責任者	1 被災状況の把握
町本部長	2 被害の発生又は拡大防止のための応急措置
県本部長	

2 実施要領

(1) 火薬類保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部（統括・対策班）、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 応急措置

（ア）火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- a 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- b 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
- c 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
- d 火薬庫入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。
- e 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

（a）災害による避難について、住民に周知する。

（b）当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

（イ）吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄する。

(ウ) 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 町本部長

町本部長（防災班）は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第4 高圧ガス

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
高圧ガス保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 被害の発生又は拡大防止のための応急措置
町本部長	
県本部長	

2 実施機関

(1) 高圧ガス保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部（統括・対策班）、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 応急措置

(ア) 高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- a 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- b 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
- c 充填容器等を安全な場所に移す。
- d 災害の状況により周辺住民の避難が必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - (a) 災害による避難について、住民に周知する。
 - (b) 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
- e 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又は、その充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- f 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 町本部長

町本部長（防災班）は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第5 毒物・劇物

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
毒物・劇物保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 被害の発生又は拡大防止のための応急措置
町本部長	
県本部長	

2 実施要領

(1) 毒物・劇物保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部（統括・対策班）、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 応急措置

毒物・劇物保管施設責任者は、被害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

(ア) タンク破壊等により漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

(イ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

ウ 情報の提供及び広報

毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 町本部長

ア 町本部長（防災班）は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。

イ 町本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第28節 海上災害応急対策計画

第1 基本方針

- 1 関係機関相互の密接な連携のもとに、流出油等（有害液体物質を含む。以下同じ。）の拡散防止と除去、人命救助、消火活動、船舶の安全航行及び沿岸住民の安全を図る。
- 2 大規模かつ広域的な災害の発生又はそのおそれがある場合は、岩手県沿岸排出油等防除協議会を始め、隣接県や関係団体等への協力要請又は自衛隊の災害派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

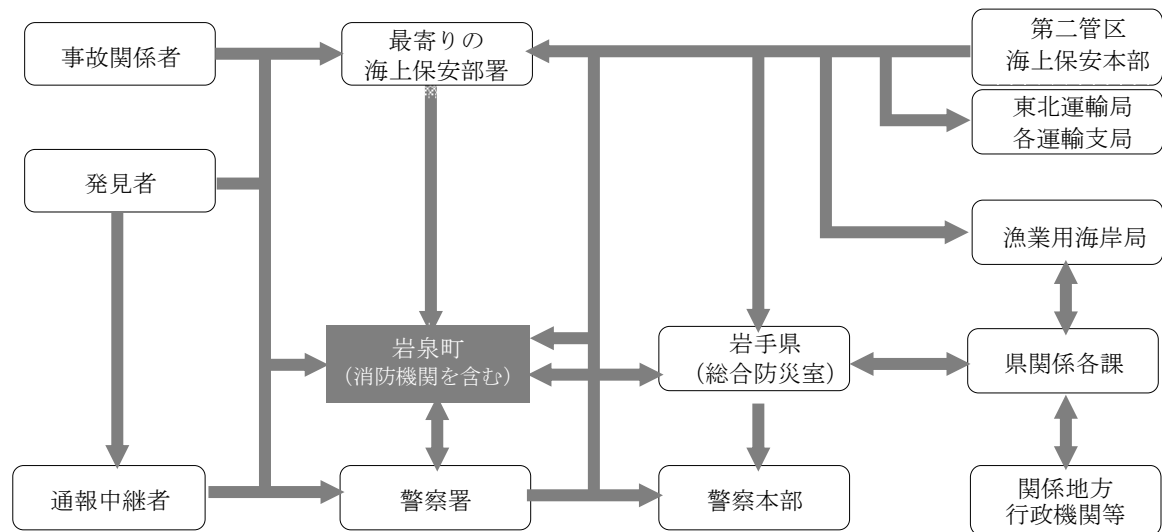
第2 実施機関（責任者）

実施機関（責任者）	担当業務
事故関係者 （船舶所有者等）	被害の発生又は拡大防止のための応急措置
海上保安部署	1 被害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行船舶等に対する災害発生の周知 3 被害発生又は拡大防止のための応急措置 4 事故関係者に対する防除措置の命令 5 海上災害防止センターに対する防除措置の指示 6 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請 7 自衛隊の災害派遣要請
町本部長	1 被害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 被害の発生又は拡大防止のための応急措置 3 地域住民、在港船舶等に対する油流出発生の周知
県本部長	
港湾管理者・漁港管理者	在港船舶に対する油流出発生の周知
漁業関係者（漁協等）	被害の発生又は拡大防止のための応急措置に対する協力
指定海上防災機関	1 海上保安庁長官等の指示に基づく防除措置の実施 2 事故関係者の委託に基づく防除措置の実施

第3 実施要領

1 通報連絡体制

(1) 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。



(2) 船舶に対する周知は、次により行う。

機関名	周知手段	対象船舶
港湾管理者	拡声器	港湾船舶
漁港管理者 (建設班、林業水産班)	漁業無線	漁船
海上保安部署	無線電話、船舶電話、 拡声器、航行警報	船舶全般
放送局	ラジオ、テレビ	
漁業用海岸局	漁業無線	港外漁船

(3) 沿岸住民に対する周知は、次により行う。

機関名	周知手段	周知事項
岩泉町（防災情報・通信班、防災班、消防機関）	広報車・防災行政無線等	① 油流出の状況 ② 防災活動の状況 ③ 火気使用及び交通等の制限事項 ④ 避難準備等の一般注意事項 ⑤ その他必要事項
警察	パトカーの拡声器	
海上保安部署	巡視船艇の拡声器	
放送局	ラジオ、テレビ	

2 警戒措置

(1) 海上警戒

実施機関（海上保安部署）は、油流出現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実施機関名	措置の内容
海上保安部署	① 特定港における船舶の出入港の禁止 ② 特定港における船舶の航行制限及び禁止 ③ 在港船舶に対する移動命令及び誘導 ④ 警戒線等の設定 ⑤ 巡視船等の配置による現場警戒及び交通整理
その他の防災関係機関	海上保安部署が行う海上警戒に対する協力

(2) 沿岸警戒

実施機関（岩泉町、警察）は、流出油による被害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実施機関名	措置の内容
岩泉町（防災情報・通信班、林業水産班、建設班、防災班）	① 沿岸住民に対する、火気の使用制限及び禁止等 自衛措置の指示 ② 流出油の漂着に係る監視パトロール
警察	沿岸地域の交通制限等

3 応急措置

(1) 海上流出油対策

各実施機関（海上保安部署、岩泉町、海上災害防止センター）は、海上に大量の油が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合は、被害を防止するため、相互に連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

実施機関名	措置の内容
海上保安部署	ア 航行中の船舶及び関係機関への伝達 イ 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ウ 巡視船艇・航空機による流出油の状況把握と関係機関等への通報 エ 遭難船舶の救助、消火活動、油の拡散防止措置 オ 海上における流出油防除 カ 流出油防除作業の技術指導
岩泉町（統括・対策班、建設班）	ア 流出油の状況把握 イ 関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 オ 回収油等の保管

実施機関名	措置の内容
海上災害防止センター	海上保安庁長官等の指示又は事故関係者の委託に基づく海上の流出油防除
その他の関係機関	海上保安部署、県及び町等が実施する応急措置に対する協力

(2) 船舶の遭難、海上火災、人身事故等対策

各実施機関（海上保安部署、岩泉町、海上災害防止センター）は、相互に協力し、次に掲げる応急処置を行う。

ア	搜索、人命救助、救護
イ	消火活動、延焼防止
ウ	応急資機材の調達
エ	遭難船の移動

第29節 林野火災応急対策計画

第1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動を行う。
- 2 町は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防ぎょ計画を定める。
- 3 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めないものについては、「消防計画」に定めるところによる。

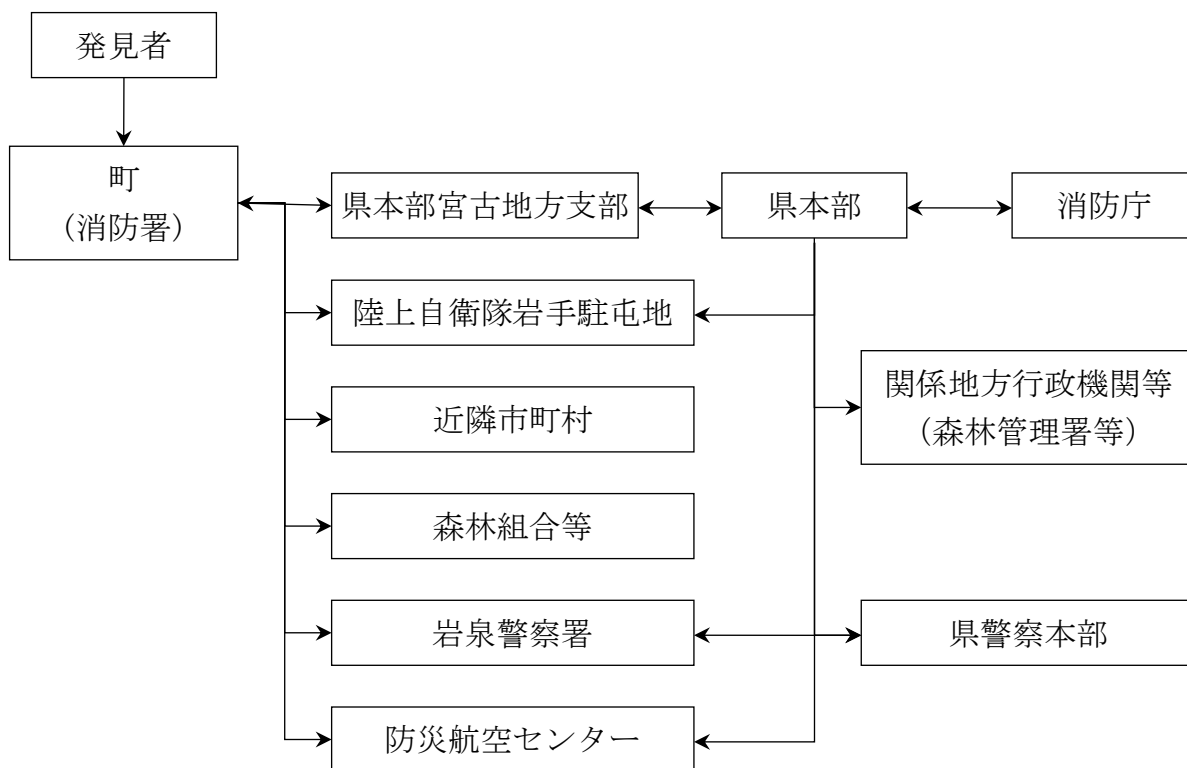
第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 消火、救助その他災害発生を防ぎょし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定、当該区域への立入りの制限等
消防機関	1 町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定、当該区域への立入りの制限等
県本部長	1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤、消防資機材の調達及びあっせん 3 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請
三陸北部森林管理署	消火薬剤、消防資機材の調達及びあっせん

第3 実施要領

1 通報連絡体制

防災関係機関における通報連絡は、次により行う。



2 町本部長の措置

- (1) 町本部長（防災班）は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防ぎょ計画を定めておく。

ア 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、住民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- (2) 町本部長（防災班）は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若

しくは出動を命じ、又は要請する。

- (3) 町本部長（防災班）は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。

また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命じる。

- (4) 町本部長（統括・対策班）は、消防機関が行う消防応援活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。

- (5) 町本部長（統括・対策班）は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第30節「防災ヘリコプター等活動計画」に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。

- (6) 町本部長（統括・対策班、防災班）は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。

特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

- (7) 町本部長（統括・対策班）は、焼損面積20ha以上の火災の場合は、昭和55年3月11日付け消防地第81号に定める林野火災調査資料を作成し、速やかに県復興防災部防災課に報告を行う。

3 消防機関の長の措置

- (1) 応急活動体制の確立

ア 消防機関の長（防災班）は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

イ 消防機関の長（防災班）は、町本部長（統括・対策班）から出動準備命令又は要請を受けたときは、次の措置をとる。

(ア) 消防職員・団員に対する出動準備命令

(イ) 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

(ウ) 出動準備終了後における町本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

ウ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長（防災班）に報告する。

エ 消防機関の長（防災班）及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待

つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

ア 消防機関の長（防災班）は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、火災発生時は延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

イ 町本部長（統括・対策班）は、林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動ができるよう、現地指揮本部を設置する。

ウ 現地指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。

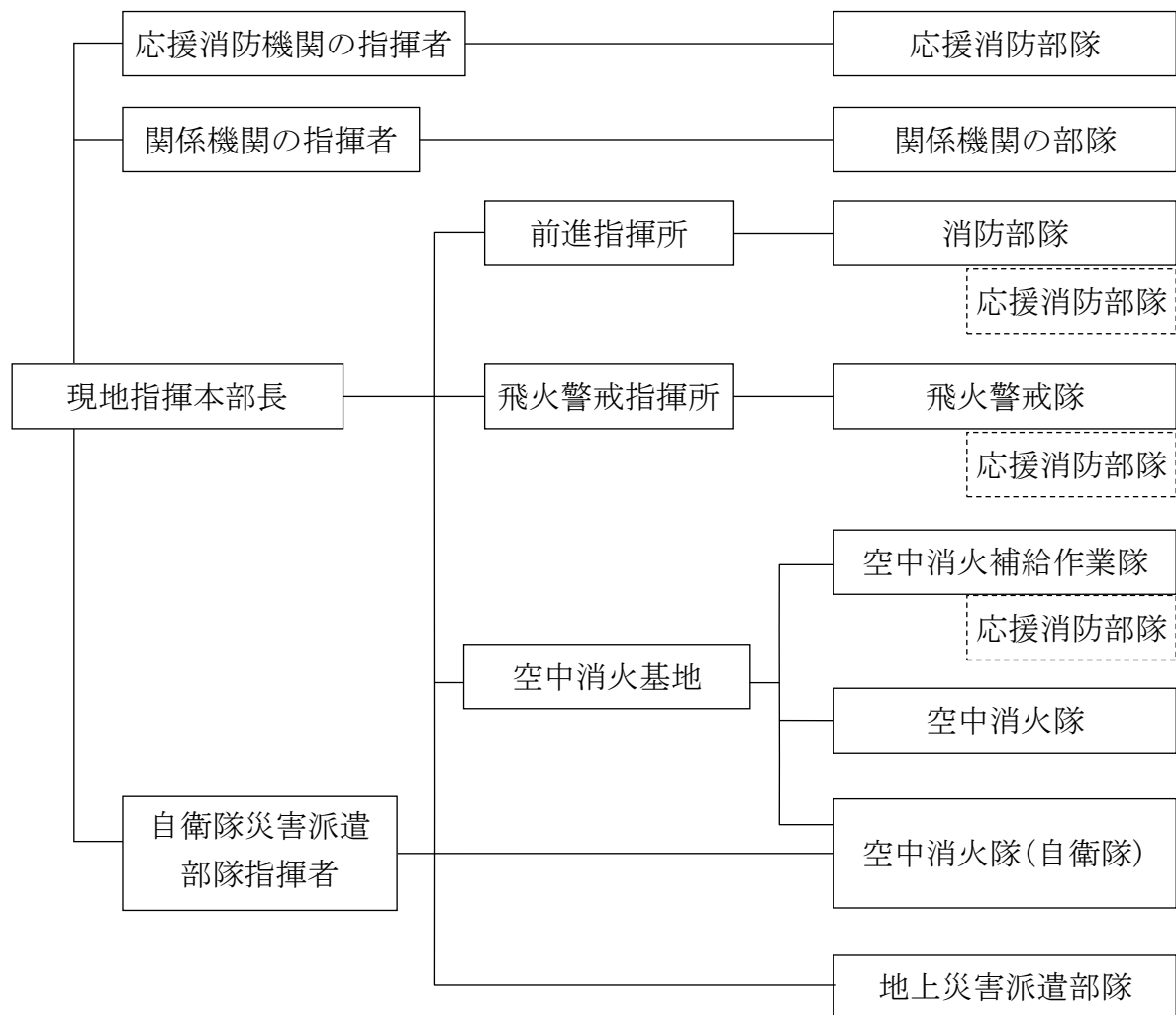
エ 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等設ける。

オ 消防機関の長（防災班）は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。

カ 林野火災が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長（防災班）が協議して決定する。

キ 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

ク 現地指揮本部の指揮系統は、おおむね次のとおりとする。



ケ 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
- (イ) 林野火災の規模が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
- (ウ) 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょに当たる。
- (エ) 林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。
- (オ) 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
- (カ) 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

ア 消防機関の長（防災班、救護班）は、あらかじめ、医療機関、宮古医師会、日本赤十字社岩手県支部岩泉分区、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

イ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

(イ) 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、高齢者、病人及び障がい者を優先する。

(ウ) 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

ア 消防機関の長及び町本部長（統括・対策班、防災班、地域福祉班、避難支援班）は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。

イ 避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

ウ 避難指示等がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

オ 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

消防機関の長（防災班）及び町本部長（防災情報・通信班）は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

消防吏員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

(7) 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

第30節 防災ヘリコプター等活動計画

第1 基本方針

災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。その際、ヘリコプターの活用を円滑に行うため、町本部はドクターヘリも含め一元的なヘリコプターの要請、受け入れを行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援
県本部長	防災ヘリコプターの運航

第3 実施要領

1 活動体制

- (1) 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、町本部長又は消防の一部事務組合の管理者若しくは広域連合長（以下「市町村本部長等」という。）の要請に基づき活動する。

資料編3-30-1 岩手県防災ヘリコプター応援協定

- (2) 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、町本部長等の要請にかかわらず、自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

2 活動要件

防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に、活動する。

公共性	災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。（災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動）
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に、重大な支障を生じるおそれがある場合であること。
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が有効であること。

3 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

災害応急 対策活動	(1) 被災状況の偵察及び情報収集 (2) 救援物資、人員等の搬送 (3) 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 (4) その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
--------------	---

消火活動	(1) 林野火災における空中消火 (2) 偵察、情報収集 (3) 消防隊員、資機材等の搬送 (4) その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救助活動	(1) 中高層建築物等の火災における救助 (2) 山岳遭難、水難事故等における捜索・救助 (3) 高速自動車道等の道路上の事故における救助 (4) その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救急活動	(1) 交通遠隔地からの傷病者の搬送 (2) 傷病者の転院搬送 (3) 交通遠隔地への医師、資機材等の搬送 (4) 臓器搬送 (5) その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 応援要請

- (1) 町本部長（統括・対策班、防災班）は、災害発生時において、各班及び関係機関からの要請等を踏まえて防災ヘリコプター及びドクターヘリの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの出動を要請し、文書を提出する。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

- (2) 応援の要請先は、次のとおりとする。

岩手県復興防災部消防安全課 (岩手県防災航空センター)	電話 0198 (26) 5251 FAX 0198 (26) 5256
--------------------------------	---

- (3) 県本部長は、応援の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、町本部長（統括・対策班）に回答する。

5 受入態勢

- (1) 応援を要請した町本部長（統括・対策班、防災班）は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策並びに通信担当者及び通信手段
- イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

ウ その他必要な事項

- (2) ヘリコプターの派遣が決定した場合は到着予定時刻等を確認し、現地の連絡担当者にその旨を連絡する。なお、孤立地区への救援の場合は、上記に加えて次の受入体制を整える。

- ア 孤立地区等への物資の供給の場合は、現地の受取担当者の確保
イ 孤立地区等の住民等の搬送の場合は、搬送者本人の同意確認

第31節 応急除雪計画

第1 基本方針

- 大雪により交通途絶のおそれがある場合、応急除雪措置が迅速かつ円滑に実施できるよう事前配備体制の充実を図る。
- 大雪による道路障害の発生又は交通途絶によって生ずる住民の生活不安を除去し、冬期交通網の確保に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	町道の除雪対策全般
県本部長	国道45号以外の国道及び県道の除雪対策全般
三陸国道事務所	国道45号の除雪対策全般

第3 実施要領

- 町本部長は、応急除雪対策を必要とする場合は、土木部長に指示し、迅速かつ的確な除雪作業を実施する。
- 土木部長（建設班）は、応急除雪対策を実施するため、除雪班を編成する。除雪班の組織は、別途定める除雪対策本部活動要領による。
土木部長（建設班）は、応急除雪対策を実施するため民間業者の応援を必要とする場合は、民間業者に応援を要請する。
- 除雪路線は、学校通学道路及び部落重要路線を優先する。
- 除雪機械の配車及び管理道路の除雪については、それぞれ実施機関が配車し除雪を行うものとする。
- 町本部長（建設班、防災班）は、交通が途絶し、人命救助、その他緊急除雪の必要がある場合又は他の防災機関から応援要請があった場合は、消防団員の出動を指示し、一般住民の除雪協力を要請する。

本編

4 章 災害復旧・復興計画

第4章 災害復旧・復興

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の災害発生防止を考慮し、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化等について配慮した計画を樹立し、早期の復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- 1 町本部長（各班）及び施設管理者等は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- 2 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - （1）現状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
 - （2）被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊急事業を定めて計画的な復旧を図ること。
 - （3）事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑に事業を推進すること。
 - （4）環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
 - （5）事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
 - （6）事業の実施に当たっては、暴力団排除の徹底すること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。
- 3 公共施設等の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。
 - （1）公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ケ 漁港関係公共土木施設災害復旧事業計画
 - コ 公園公共土木施設災害復旧事業計画

サ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画

- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道施設災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定

- 1 町（災害対策本部設置時は各班）は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早急に激甚災害の指定が受けられるよう、必要な措置を講じる。
- 2 町（災害対策本部設置時は統括・対策班）は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- 3 町（災害対策本部設置時は各班）は、県が実施する調査等に協力する。

第4 緊急災害査定の促進

町（災害対策本部設置時は各班）は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

町（災害対策本部設置時は各班）は、調査を円滑に行うため、経験のある職員や関係団体等の協力を得るほか、ビデオカメラ、GPS付きタブレット、ドローンによる空中撮影等の活用を検討する。

第5 緊急融資等の確保

- 1 町（災害対策本部設置時は財政班）は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じる。
- 2 町（災害対策本部設置時は財政班）において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図るものとする。
- 3 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に係る法令等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱 方針について（昭和 39 年 8 月 14 日建設省都市局長通達）
- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 障害者総合支援法
- (16) 売春防止法
- (17) 老人福祉法
- (18) 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
- (19) 水道法
- (20) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成 24 年 1 月 27 日厚生労働省事務次官通知）
- (21) 下水道法
- (22) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (23) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (24) と畜場災害復旧費補助金交付要綱
- (25) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
- (26) 社会福祉施設等復旧費事務取扱要領

4 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 一般単独災害復旧事業債
- (4) 公営企業等災害復旧事業債
- (5) 火災復旧事業債
- (6) 小災害復旧事業債
- (7) 歳入欠かん債

5 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられ

る。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入 措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた住民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活安定

1 生活相談

町（災害対策本部設置時は地域福祉班）及び関係機関は、被災者、住民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

- (1) 被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。
- (2) 解決が困難なものは、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。
- (3) 県、その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。
- (4) 国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。

2 被災者台帳の作成

町（災害対策本部設置時は本部支援室）は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

なお、システムの入力等を円滑行うため、あらかじめ職員への操作研修を行うておく。

3 罹災証明の交付

- (1) 町（災害対策本部設置時は住民情報班）は、次項以下に述べる被災者の各種

支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、発災後遅滞なく、被災者に罹災証明書を交付する。

この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続等についての広報に努める。

様式編4-2-1 罹災証明書

- (2) 町（災害対策本部設置時は統括・対策班、税務班）は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定締結、応援の受け入れ体制の構築を計画的に進める等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時は岩手県市町村相互応援協定等を活用し（第3章「第9節 県・市町村等応援協力計画」参照）、他の自治体等へ被害家屋調査員の派遣等を要請する。

- (3) 町（災害対策本部設置時は統括・対策班、税務班、住民情報班）は、住宅被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

- (4) 町（災害対策本部設置時は税務班）は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

- (5) 罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。

なお、家屋以外のものが被災した場合において必要があるときは、町が行う被災届出証明で対応する。

様式編4-2-2 被災届出証明

ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）

イ 流失、床上浸水、床下浸水

ウ 火災による全焼、半焼

- (6) 被害状況判定の基準

〔本編・第3章・第4節・第3・3参照〕

- (7) 罹災証明書の発行

ア 罹災証明書の申請は、町民課に相談窓口を設置して一括して対応し、証明事項に係る町関係部署を紹介する。

イ 罹災証明書は、被災家屋等の所有者、管理者及び占有者並びに特に必要と認める者の申請に基づき、町長又は消防署長が発行する。

4 災害弔慰等の支給

町（災害対策本部設置時は地域福祉班）は、災害弔慰金の支給等に関する法律、条例及び岩泉町災害見舞金交付内規に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害見舞金を支給する。

資料編4-2-1 災害弔慰金等の概要

5 被災者生活再建支援制度の活用

- (1) 町（災害対策本部設置時は地域福祉班）は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。
- (2) 町（災害対策本部設置時は地域福祉班）は、災害によりその居住する住宅等の被害を受けた世帯に対して被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を行う。
- (3) 県が実施主体となり、町が申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。
- (4) 町（災害対策本部設置時は地域福祉班）は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。
- (5) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害は次のとおりである。
 - ア 町において災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した場合
 - イ 町において10世帯以上の住宅が全壊した場合
 - ウ 県において100世帯以上の住宅が全壊した場合
 - エ ア又はイを含む県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合
 - オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合
- (6) 支援金の支給対象

支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯とする。

 - ア 居住する住宅が「全壊」した世帯
 - イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）
 - ウ 災害による危険な状態が継続することをその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ イからエまでの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

（7）支給金の支給

〔複数世帯の場合〕

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
解体世帯	補修	100	100	200
長期避難世帯	賃借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借	—	25	25

〔単数世帯の場合〕

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借	—	18.75	18.75

基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金

加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

（8）支援金の申請から支給まで

ア 住宅の被害の程度を確認する。	エ 必要書類を用意する。
イ 住民票を取得する。	オ 役場に申請する。
ウ 申請書を作成する。	カ 支援金の支給

（9）支援金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から 13 ヶ月の間	災害のあった日から 37 ヶ月の間

6 住宅資金の貸付

- (1) 町（災害対策本部設置時は地域福祉班）は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。
- (2) 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。

[資料編4-2-2 災害復興住宅資金の概要](#)

[資料編4-2-3 生活福祉資金の概要](#)

[資料編4-2-4 災害援護資金の概要](#)

7 住宅の再建

災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。

町本部長（災害対策本部設置時は建設班）及び県は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

8 租税の徴収猶予及び減免等

町（災害対策本部設置時は税務班、住民情報班、避難支援班）は、災害のため町税、介護保険料等を納付できない被災者に対し、地方税法、国民健康保険法、介護保険法等に基づく特例措置（納付期限の延長、徴収の猶予・減免等）を講ずる。

第3 中小企業への融資

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早急に経営の安定が図られるよう、次の措置を講じる。

- 1 政府系中小企業金融機関（株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請
- 2 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請
- 3 被災した中小企業者の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請
- 4 金融機関に対する被害状況に応じた貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別取扱の要請
- 5 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
- 6 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
- 7 町（災害対策本部設置時は商工班）及び中小企業関係団体と連携した災害時の特別措置についての中小企業者への広報、相談窓口の設置

第4 農林漁業者への融資

県及び町（災害対策本部設置時は農業班、林業水産班）は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため次の措置を

講ずるものとする。

- 1 農業協同組合等が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- 3 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建資金、収入減補てん資金の融資のあつせん
- 4 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- 5 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

町は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地区について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、関係機関と連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

1 計画作成組織の設置

町（政策推進課又は復興課）は、学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者等の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

2 計画策定の目標

被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災まちづくりによる復興を実現する。

3 復興計画の作成

町（政策推進課又は復興課）は、次の点に留意して復興計画を策定する。

- (1) 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。
- (4) 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- (5) ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進

める。

(6) 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

第3 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項目	事業名
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 医療施設等災害復旧事業 (14) 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (15) 湛水排除事業
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合） (5) 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の特別の財政援助及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
--------------------------	--

第4 災害記録編纂計画

町（危機管理課）及び防災関係機関は、防災対策の向上のため、災害時の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、取りまとめる。